HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	鎌倉幕府地頭職の成立 (上)
Author(s)	義江, 彰夫
Citation	北海道大學文學部紀要, 23, 27-229
Issue Date	1975-03-27
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33390
Type	bulletin (article)
File Information	23_PR27-229.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

鎌倉幕府地頭職の成立（上）

義江彰夫

目　次

はじめに……二九頁
一章　頼朝書状の検討　―奏請内容の把握のために―……三二〃
一節　地頭職尋沙汰とその周辺……三二〃
二節　書状の全体的文脈……六五〃
二章　頼朝書状と玉葉文治元年十一月二八日条の関連　―国地頭職と荘郷地頭職―……七四〃
一節　玉葉文治元年十一月二八日条と地頭職……七四〃
二節　地頭職奏請と頼朝書状……一二九〃
三章　文治地頭職奏請・勅許内容の史料的検証……一五二〃
一節　勅許について……一五三〃
二節　奏請・勅許を伝える二次史料の検討……一五五〃
三節　実施の実態からの勅許内容の検証……一六二〃
四節　地頭成敗の地域的範囲について……一七七〃
五節　国地頭職をめぐる頼朝と主要御家人の関係　―頼朝の権限と国地頭職―……一九七〃
付　勅許内容をめぐる諸説について……二〇四〃
①荘郷地頭職設置の有無とその職権内容……二〇五〃
②国地頭職設置の有無とその職権内容……二〇九〃
③荘郷地頭職と国地頭職の関連……二一一〃
④地頭成敗の範囲……二一三〃
⑤頼朝に勅許された権限総体の性格……二一四〃

（以上本号、以下次号）

四章　在地領主と地頭職
五章　鎌倉幕府と地頭職
六章　国地頭の形成と幕府
七章　地頭職奏請に至る政治過程

鎌倉幕府地頭職の成立（上）

義江彰夫

はじめに

本稿の目的は、鎌倉幕府草創期において幕府の要求によって成立する所謂「文治地頭職」の特質とその成立をうながす条件および成立へのプロセス等を考察することにある。したがって、ここでは幕府誕生以前の先駆形態としての地頭職や、文治地頭職成立後の沿革についての考察は捨象される。ことに前者については本稿で究明する地頭職の性格に迫るうえで独自に検討する必要があるが、すべて別稿に譲りたい。(1)

さて、右のように問題を限定して研究史を振りかえると、地頭職の研究は、まさに当該時期の問題に集中ないし志向しながら、日本史学史上まれにみるほどの厖大な業績を蓄積してきた。にも拘らず、それを通して地頭職の理解に共通の土俵が確立したとは必しも云いがたく、諸見解は基本的な部分で依然対立したままであるといわざるをえない。(2)

もとより、右の研究史を綜合することは私の力をこえた問題である。しかし、先学の厖大な研究に接してつねに抱

きつづけたささやかな疑問は、制度史上の位置づけの厳密化とうらはらに、制度を生みだし成りたたせる歴史的諸条件の分析がほとんど本格的になされておらず、それがかえって地頭職制度の成立の意味を不鮮明にしてはいないだろうか、という点にあった。もちろん史料の性格からいってそれへの考察が困難なケースもあると思う。しかし、地頭職についてもそういえるかどうかは別問題である。

右のような視点からみたとき、地頭職の研究史上劃期的な業績をうちたてたのは、石母田正「鎌倉幕府一国地頭職の成立」であった。[3] この論文が、氏自身の語る「一個の権力機構や制度の成立の合法則性を、この時代の歴史的諸条件とそこにおける特質的な矛盾から理解しようとする立場」[4]を制度史的分析を通していかに貫徹したかは、いまさら多言を要さないと思う。その意味で、文治地頭職を扱うばあい右の論文の方法の成果をすどおりすることはもはやできなくなったといっても過言ではない。

それではこの時期の地頭職の問題は、右の石母田論文によってほぼ解明されたといえるか、といえば、否と答えざるをえない。方法や視角の妥当性は必しも内容や結論の正しさとは一致しない。石母田氏が問題を一国地頭職に限定したことから生じる制約は別として、氏の一国地頭職の内容と成立の条件にかんする理解には、後に詳しく検討するが、明確に誤りとみるべき点が知られるからである。[5]

しからば、右の視角と方法をうけつぎながら、より正確な認識に達するためには、どこに分析のメスを加えたらよいのだろうか。そこで石母田氏を含め従来の研究において問題となるいまひとつの点は、史料を扱う場合の基本的態度であろう。従来の研究において記録又は文書など当時の第一次的史料があるにも拘らず、それを分析の基本素材とせず『吾妻鏡』その他の二次的編纂史料によりかかったことが、史学の史料に対する根本的態度として誤っており、

それが不確かな説の乱立につながることを正しく指摘したのは、石母田氏であった。(6)

しかし、それにも拘らず、石母田氏自身においても、右の立場は分析を通して充分に貫徹されたとはいえないとおもう。文治元年十一月の地頭職奏請を考えるさいに、氏が『吾妻鏡』同月二八・二九日条よりも『玉葉』同月二八日条の記事を重視されたことは正しい。しかし、文治地頭職を考えるに極めて豊富な内容をもったいまひとつの第一次史料文治元年十二月六日頼朝書状についての分析が、ほとんど本格的になされていないのである。この史料はたしかに奏請又は勅許を直接伝える史料ではない。しかし、のちに詳しくのべるように文治地頭職について右述の『玉葉』記事ではうかがい知れない側面をみごとに伝えている。石母田氏の一国地頭職理解の誤りも右の史料の分析を土台にしていない点と深くかかわっていることは後の検討を通して知りうるところである。

そこで、本稿においては、まず思いきって右の十二月六日頼朝書状の分析を正面にかかげ、それを土台にして十一月二八日『玉葉』記事その他の諸史料との連関を問いながら、冒頭に示したテーマを追究することとしたい。従来の諸先学の業績については、右の方法にもとずく分析の過程では、さしあたり必要なかぎり検討するにとどめ、文治勅許の内容にかんしてひととおり結論をえたうえで回顧することとしたい。

注

(1) 拙稿「鎌倉幕府地頭職の先駆形態」(未発表)。
(2) これら先学の諸見解については、三章付二〇四ページ以下で検討を行った。
(3) 石母田正・佐藤進一編『中世の法と国家』所収。
(4) 同論文三ページ。
(5) 二章参照。
(6) 前掲論文四ページ以下。

一章　頼朝書状の検討

――奏請内容の把握のために――

一節　地頭職尋沙汰とその周辺

従来ほとんど独自に本格的分析がなされず、しかし鎌倉幕府地頭職成立の鍵を解く重要史料となるべきものは、『玉葉』文治元年十二月二十七日条に収められた、同月六日付右中弁藤原光長経由九条兼実宛ての一通の頼朝書状である。（以下同書状は頼朝書状ないし書状と略称する。）

右の史料の重要性にも拘らず、従来副次的史料として一部分を断片的に用いるだけで、書状独自の本格的な検討がすすめられてこなかった背後には、史料自体の解読が必しも容易でないこと、語られていることが従来重視されてきた『吾妻鏡』文治元年十一月二八・九日条や『玉葉』同月二八日条など地頭職奏請・勅許を直接示す史料と一見重ならないように見られること、などの事情があったと思われる。

しかし、後者についていえば、書状独自の分析なしにそのような理解をもつことはできないし、前者についても、それを理由に「文治地頭職に関する鎌倉殿の意図をもっとも正確にしめす原史料」[1]とされる同書状の分析を保留しつづけたならば、いつまでたっても文治地頭職の全貌は明らかにされないことになろう。

さて、内容の具体的な分析をはじめるにさきだって、あらかじめ書状の史料としての性格に触れておきたい。本史料は右に述べたように『玉葉』文治元年十二月二十七日条に収められてある他に、『吾妻鏡』同月六日条にも採録されている。後者は内容上前者と何ら異る点をもたないが、後者の典拠となった素材が元来幕府に保管されていたも

のであるか、或いは『玉葉』からの転載によるものか俄に決することができないので、いまは『玉葉』だけを拠るべき史料として扱うことにする。

さて、兼実は同日条に

午刻、右中辨光長朝臣持來賴朝卿書札并折紙等、如夢如幻、依爲珍事、爲後鑒續加之、

と述べて次に書状を載せている。ここで重要なことは、「後鑒のためにこれを續け加う」といっていることである。したがって、次に収められている史料は、頼朝から来たものをそのまま貼り加えたか、そうでなくともそっくり写したものかのいずれかであることまず相違ない。この点からみて、同史料は、『玉葉』に収録されたものではあれ、原書状又はその写しに他ならず、まず原史料として使用に堪えうるものといってよい。

なお、同史料は本稿にとって根本史料となるので、本稿で用いた『玉葉』の写本の系譜についてふれておきたい。宮内庁書陵部には鎌倉のごく初期に清書されたと推定される一本が伝えられているが、整理中のためまだ閲覧不能である。[2] そこで本稿では、この九条家本の系譜を引くと考えられる同部所蔵の他の諸写本のなかから、同日条の部分が伝えられかつ比較的原型をよく保存していると思われる桂宮本（元禄十三年写）を底本とし、[3] 必要に応じて他の諸本で校合した。[4] なお、国書刊行会本（活字本）には明らかに誤植と思われる箇所がある。[5]

まず史料を掲げよう。

頼朝書状

言上

事由

A
右言上日來之次第候者、定子細事長候歟、
但平家奉背　君、旁奉結遺恨、偏企濫吹候、
世以無隱候、今始不能言上候、而頼朝爲伊
豆國流人、雖不蒙指　御定、忽廻籌策、可追討
御敵之由、令結構候之間
御運令然之上、勲功不空、始終令討平候天、
伏敵於誅、奉世於　君、日來之本意相叶、公
私依悦思給候、』先不待平家追討之左右、爲
停近國十一箇國武士之狼藉、差上二人使
者久經國平候天、猶私下知依有恐、一々賜
院宣、可成敗之由仰含候了、仍彼國狼藉大

B

略令沙汰鎭候之後、依別仰、重又件使者男
被下遣鎭西四國候、已賜
院宣、令進發候了、如此之間、種直隆直種遠
秀遠之所領者、依爲没官之所、任先例可置
沙汰人職之由、雖令存候、且先乍申事由、尚
輒于今不成敗候、何況自余之所、不及成敗
候、如近國沙汰、任
院宣可鎭旁狼藉之由、兼令存知候之處、』不
審次第出來候ヌ、以義經補九國之地頭、以
行家被補四國之地頭之條、前後之間事
与心相違、彼輩各相憑其栖、功非分之謀、今
下向候之剋、雖無指寄攻之敵、天譴難遁、乘
船解纜之時、入海浮浪、郎從眷屬即時令滅
亡之條、誠非人力之所及、已是神明之御計

也、而彼兩人、其身未出來、晦跡逐電、旁分手
令尋求候之間、國々莊々門々戸々山々寺
々、定狼藉之支等候歟、召取候之後何不相
鎭候哉、』但於今者、諸國莊園平均可尋沙汰
地頭職候也、其故者、是全非思身之利潤
候、土民或含梟惡之意、値遇謀反之輩候、或
就脇々之武士、寄事於左右、動現奇恠候、不
致其用意候者、向後定無四度計候歟、然者
雖伊豫國候、不論莊公、可成敗地頭之輩候
也、但其後、先例有限正稅已下國役本家雜
事、若致對捍、若致懈怠候者、殊加誡無其妨
任法可致沙汰候也、』兼可令御心得此旨給
候、兼又當時可被仰下候事、愚意之所及乍
恐注折紙、謹以進上之、一通　院奏料令付

D

帥中納言卿候了、今度天下之草創也、尤可被
E
究行淵源候、殊可令申沙汰給也、天之所
令奉与也、全不可及御案候、以此旨可洩
申　右大臣殿給之状、謹言上如件
文治元年十二月六日　頼朝在判
謹上　右中弁殿
（下略）

まず大把みに右の書状をとらえると、書き出しおよび平家追討にかんして頼朝の意志を表明した部分（史料A部分、『』印はその区切れを示す。以下同様。）、近国十一ヶ国および九国・四国への二使者の派遣とそのいきさつを述べた部分（B）、院による義経・行家への九国・四国地頭補任に対する頼朝側の不満と義経・行家追討とに言及した部分（C）、地頭職を尋沙汰したいという要求とその根拠を提示した部分（D）、別紙折紙での要請とともにDの要求の実現を強く主張して書状をしめくくった部分（E）、の五ブロックによって構成されていることが認められよう。とすると、地頭職にかんして頼朝側から具体的な提案がおこなわれているのは、D部分に集中していることが判明する。そこで本節においては、まずDの部分だけをとりあげ、この部分の史料解読から、地頭職にかんしどのような提案が行なわれているのかを検討することにしたい。

さて、D部分は、その内部がどのような文脈によって構成されているだろうか。いまその視点からD部分を整理す

ると、

(イ)、但於今者、諸國荘園平均可尋沙汰地頭職候也、
(ロ)、其故者、是全非思身之利潤候、土民或含梟悪之意、値遇謀反之輩候、或就脇々之武士、寄事於左右、動現奇怪候、不致其用意候者、向後定無四度計候歟、
(ハ)、然者雖伊豫國候、不論荘公、可成敗地頭之輩候也、
(ニ)、但其後、先例有限正税已下國役本家雑事、若致對捍、若致懈怠候者、殊加誡無其妨、任法可致沙汰候也、

となり、地頭職を尋沙汰したいという主張(イ)、その理由(ロ)、伊予国という個別例の扱い方(ハ)、(イ)の主張が朝廷に受け入れられた段階で朝廷側に行うべき約束(ニ)、とによって全体が構成されていることがわかる。

そこで、以下右の整理に立って個々の部分の検討をおこない、あわせて相互の連関をとらえながら、D部分全体の意味を復元することにしたい。

まず冒頭(イ)部分において、地頭職にかんする要求の核心がのべられていることは、右に整理した文脈の関係からみて確実といってよい。とすると、就中「尋沙汰地頭職」の意味をつかみだすことが、この部分全体を把握するための鍵になってくる。この点を確定することは本稿にとって重要なポイントになるのだが、そのためには、まえおきとして「地頭職」の語がここでいかなる意味のものとして用いられているかをあらかじめ吟味しておかなくてはならない。まずこの点から考えよう。

右の「地頭職」が(ハ)にいわれる「地頭之輩」と同一実体(イ)は職として(ハ)はその担い手としての側面)であるこ

とは、(ハ)が(イ)の個別例を扱った部分という関係に立っている点からみてもまず疑いないが、この点を前提として内田実・上横手雅敬・石井進氏らは、この職を固有の職としての地頭職ではなく在地領主一般をさすものと理解された。[6]いま根拠をもっとも明瞭に示された石井進氏の説を紹介すれば次のとおりである。

この「地頭之輩」を厳密な職称ではなく、現地を支配している在地領主一般の指称と理解すべきことはすでに内田氏によって提言されているが、これはまさに妥当な解釈というべきであろう。地頭の原義が土地のほとり、すなわち現地を意味したことはいうまでもないが、土地・武士らの不穏な行動への対策であることを強調し、またもしかれらが庄園本所・国衙への年貢上進などを怠ったならば制裁を加えようと述べているこの書状の前後の文脈からしても、「地頭之輩」が単なる職称としての地頭のみに限定される筈のないことは確実である。[7]

しかし、この理解はそのまま継承しうるだろうか。まず当該頼朝書状の文脈の理解にふれるなら、右のような理解すなわち本稿で文書に付した(ロ)・(ニ)部分を固有な職としての地頭職ではなく在地領主一般に関係する問題と解しなくては文脈を正しく把握することはできないだろうか。しかし、(ロ)において、「不穏な行動」をとる主体は文脈に忠実であるかぎり「土民（謀叛人・武士）」であって「地頭職」ではなく、地頭職は逆にかかる行動をとりしまるべき者として捉えられているとしか考えられないこと本章五四～五ページで詳しくのべるごとくである。とするならば、地頭職とは(ニ)にいう弁進の主体であるだけでなく、かかる不穏な行動を抑圧するだけの武力的条件をもったものと把握されていたとみなくてはならない。とすれば、当時の在地領主について、その多くが武力をもっていたとはいえても、

一般的に具備していたといえないこと確実であるから、(ロ)の問題は「在地領主一般」にかかわる問題ということは無理といわねばならない。とするとおのずとこの「地頭職」＝「地頭之輩」即在地領主一般とみることにも無理が生じよう。

しからば、この「地頭職」＝「地頭之輩」の意味するところをより限定的なものと、積極的にいえるだろうか。そこで問題になるのは、当時「地頭」の語が一般にいかなる意味で用いられていたかという点であろう。この点についてここで詳しい検討を行うことはできないが、別稿で多少立入って検討した結果にもとずけば、たしかに「地頭の原義が土地のほとり、すなわち現地」であることは石井氏のべられるごとくではあるが、すでに十一世紀末十二世紀初以来場所を示す用法としての「地頭」の語は、一般に事件発生現場ともいうが如きニュアンスの付随した語となり、かつ人や職などをさすばあいは、右のごとき意味の現地で武力をもって紛争を解決せんとする在地の領主的存在又はそれが職に組織されたものとしての固有の職たる「地頭職」を意味するとしか考えられないのである。[8] とすれば、(イ)・(ハ)にみえる「地頭職」「地頭之輩」も、在地領主一般ではなく、かかる固有の条件をもったものとみざるを得ないであろう。しかも、(ハ)にいう「地頭之輩」とは、「地頭職」といいかえうる存在であるから、職に組織されていない者にたいする呼称を含んでいるとは考えがたく、職の主体を意味する語とみざるをえない。結局(イ)・(ハ)にいう「地頭職」「地頭之輩」とは、右述のごとき条件をそなえた特定の職およびその主体を意味しているということになる。

さて以上の点を念頭において「尋沙汰地頭職」の意味を解くにあたってまず「尋沙汰」の語義を把握することは、不可欠の前提作業となる。が、その点については、まさに右の書状の右の部分に用いられている「尋沙汰」を取り上げて検討を加えた石母田正氏の指摘があるので、その検討から入ることとする。

(a)「尋沙汰」という語は、中世で一般的に用いられる語であるが、頼朝自身の文書における用語例によっても、調査して沙汰するというほどの意味であって（吾妻鏡、建久二・六・廿二条）。おそらく「相尋子細、可致沙汰」の意であろう（同上、文治二・二・廿二条）。(b)そうすると「但於今者、諸国荘園平均可尋沙汰地頭職候也」は、国または公領であろうと荘園であろうと平均に、「子細」を「相尋」ねて、地頭職を「沙汰」致しましょうという意味で、(c)とくに「尋」という語で「沙汰」を限定しているのは、平家没官領および叛徒跡を調べたり、あるいはこの時代に頼朝の下文を帯せず、自由に地頭と号して狼藉する輩が各地に多かったので、それを調べた上でという意ではなかろうか。(d)いずれにせよ、この「尋沙汰」が、従来解釈されてきたように、「補任」と同一でないことはたしかで、そのことは「尋沙汰」が「尋成敗」と同義に用いられること（吾妻鏡、建久二・六・廿二条）、あるいは頼朝書状のなかにみえる「云国司、云国人、同意行家義経謀反、仍為令尋沙汰其党類、欲令知行国務也」という用語例からもしられよう。(e)したがって、頼朝書状のこの部分は、諸国および諸庄園に現に存在する地頭およびこれから「尋ね沙汰」すべき地頭にたいする「成敗」権は、鎌倉殿たる自分が掌握するということで、(f)全国津々浦々の地頭職の「惣補任権」の掌握などのことをここでいっているのではない。(g)（傍点原文のまま、傍線は引用者、以下同様。）

右の解釈のうち傍線(a)(b)部分にみえる理解については、いささかの疑義もない。しかし、そこからいきなり(c)(d)(e)(f)のごとき見解と結論がみちびきだされる点に、飛躍と疑問を感ずる。

すなわち、(c)においては「尋沙汰」の「尋」を「平家没官領」「叛徒跡」で「自由に地頭と号して狼藉する輩」を「調べ」るの意味に限定し、(d)では「尋沙汰」の語義を「謀反」に「同意」する「党類」を「尋沙汰」＝「尋成敗」する

こと、即ち逮捕・処罰するの意で捉えている結果、「「尋沙汰」が……「補任と同一でないことはたしかで(d)」、「全国津々浦々の地頭職の「惣補任権」の掌握などのことをここでいっているのではない(b)。」との結論に到達することになっている。が前提となる(c)の「尋」の語義の限定と(d)の「尋沙汰」の語義の説明とは、決して必要にして充分であるというわけにはいかない。なぜなら、前者については右のように限定するにさいして何らの根拠も示していないし、後者については尋沙汰が右に引用されているケースの意味だけにしか用いられないことについての積極的な根拠づけがなされていないからである。

とするならば、たしかに「「尋沙汰」が……「補任」と同一でないことは」(d)、尋沙汰が補任と同概念でないという限りでは正しいであろうが、だからといって「尋沙汰」とは調査し逮捕・処罰するの意に近いから、「補任」を含まず、したがって「「惣補任権」の掌握などのことをここでいっているのではない。」(f)と断定するなら、明らかにその論理は飛躍しているといわねばならない。「諸国および諸庄園に現に存在する地頭およびこれから「尋ね沙汰」すべき地頭にたいする「成敗」権は、鎌倉殿たる自分が掌握する」(e)と結論的理解を提示されるとき、石母田氏の意図とは逆に、「尋ね沙汰」や「成敗」の語のうらに、「補任」が含まれえないか否か検討することが、我々には提起されているのである。[10]

そこで、まず当時における「尋沙汰」の用例が、石母田氏があげたようなケースに限られるかどうかの再検討からはじめよう。

御庄政所下

可早任京都御折紙状、(脱)爲義廣沙汰、令遅上所々弁濟使得分等事

下大隅郡　鹿屋院　串良院　小原別符　禰寝院　肝付郡内内浦　柏原別符

已上柒箇所

右、件御折状稱、於得分米者、慥無懈怠、爲義廣之沙汰矣、京都可運上也、於由緒者、早企参上、弁濟使職ヲハ尋沙汰、可令遅上也云々者、任件状、可致沙汰之状如件、郡郷院等宜承知、不可違失、故下

建仁二年正月十八日

藤原（花押）(11)

（傍点引用者）

右によると、京都の荘園領主の下から島津庄政所に対し、義広の沙汰として右記の七所の弁済使得分を京都に運上すべきこと、また問題のある所領については、子細言上のため政所へ参上した弁済使職を尋沙汰した上で、同得分を京都へ運上せよ、との趣旨の命が下っていたことが知られる。とすると、あきらかに、ここでは「尋沙汰地頭職」や石母田氏が用いられた「尋沙汰其党類」の例のように、職や人間を目的格とするかたちで「尋沙汰」が用いられている。しかし、「尋沙汰」の語そのもののニュアンスは、あきらかに石母田氏が援用された「尋沙汰其党類」や「濫行輩、付家人可尋沙汰」（吾妻鏡建久二・六・廿二条）のように、対象を禁圧・排除する意図のもとに「尋沙汰」するという意味と同一でない。すなわち、ここでは、弁済使職を「尋沙汰」したうえで、彼の職をうばうどころか、弁済使得分の京都への運上への関与さえ示唆していること確実だからである。

北大文学部紀要

とすると、右の例によって、「尋沙汰」には、石母田氏が引用された意味だけでなく、対象となる職又は人間を調査のうえで処罰するのではなくむしろ本来の職務を遂行させるという意味をこめて使われるケースがあることが判明した。しかし、そのような意味で使われるばあい、右の弁済使職についてみられる同職の調査と運上への関与というケース以外に、どのような用例がみられるか、比較的近接する時期からは、管見の限り見出しえなかった。

したがって、右のように職の位置を正当に認めかつその職務を遂行させるという用例がある以上、「尋沙汰」の意味の中に職を「補任」するという行為が含まれることも、ありうる可能性のひとつとして検討せねばならなくなるのだが、しかしそのためには、「尋沙汰」の用例をはなれて別の角度から考える必要が生じることとなるのである。

そこで第一に「尋沙汰」の語を構成する「尋」と「沙汰」の語義をそれぞれ検討するという方法で考えよう。石母田氏もいわれるように「尋沙汰」とは「相尋子細、可致沙汰」と云い換えうるとみられるから（前掲引用文(a)）、さしあたり右の二語に分解して考えることは一定の意味をもつといってよい。

まず「沙汰」から考える。「沙汰」の語が当時、租税年貢の徴集・訴訟の取扱・検断の執行などきわめて多義的に用いられていることは周知のとおりであるが[12]、このさいとくに右のような用例があることは注目を引く。

可有御沙汰事
（中略）
一臧人頭
光長朝臣　　兼忠朝臣

二人相並可被補歟、光雅朝臣被下追討宣旨畢、天下草創之時不吉之職事也、早可被停癈也。
（下略）　（傍点引用者）

右は、さきに示した頼朝書状と同日の文治元年十二月六日頼朝から院に奏上された折紙の一節である。[13] この折紙は議奏・摂関以下朝廷要職の設置・改廃にかんする頼朝の要望を述べたものであり、抜書きした部分もそのひとつ蔵人頭の改廃を求めたものである。右の点を念頭においてここで重要なことは、このような形で、頼朝から光長・兼忠を蔵人頭に補任し、かわりに光雅に与えられていた同職を停廃してほしいという一項目を含む頼朝の要望全体が、「御沙汰あるべき事」として捉えられていたという点である。従って、これにより右の蔵人頭にかんする「補任」・「停廃」あるいはその審議決定が、「御沙汰」のひとつとして考えられていたことが判明する。とすれば、ここから「沙汰」には、あきらかに「補任」・「停廃」そのもの、そうでなくてもそれに対する意志の決定の意味を含んで用いられることもあることが知られよう。以上によって、多義性をもつ「沙汰」の語の中には、租税年貢の徴集・訴訟の取扱・検断の執行などの他にも少くとも職の補任・停廃の意味が含まれうることがあきらかとなった。[14]

次は「尋」の意味であるが、この点は石母田氏が引用した「相尋子細」の表現にポイントは示されていると思われる。「尋」だけを独自に切りはなして考えれば、さまざまなニュアンスを検討せねばならないが、「尋沙汰」として用いられるばあい、事情を調べて、従って対象が職や人間であればその存否や実情を調べて、というほどの意味にとってまず相違あるまい。

とすると、「尋沙汰」には、「相尋子細、可致沙汰」と云い換えうる点からすれば、（職・人間などの）存否・実情

を調べて補任・停廃などを含む行為を行うとの意味が含まれる可能性があるといえるのである。

しかし、それはもちろん可能性にすぎない。なぜなら、「尋」と「沙汰」には右にのべたような意味があったとしても、「尋沙汰」という熟語になったときには、特定の意味に限定化されるということもありうるからである。したがって、右の意味に使われる可能性はあるのだが、その確定のためには、いまひとつ別な角度から検討せねばならない。

（花押）

下 嶋(d)津御庄

可令早停止旁濫行、従地頭惟宗忠久(c)下知、安堵庄民、致年貢已沙汰事

右諸國(a)諸庄地頭成敗之條者、鎌倉進止也、(b)仍件職、先日以彼忠久令補任畢、……

（中略）

文治二年四月三日(15)

右の史料から、まず、文治二年四月当時、「諸国諸庄地頭」を「成敗」することは、「鎌倉」（頼朝）の「進止」に属することがらとなっており(a)、それにもとづいて惟宗忠久を島津庄の地頭に「補任」した(b)、(c)、(d)、と云われていることが確認されよう。換言すれば、特定の所領（荘園）に地頭を補任するという行為は、頼朝に与えられた「諸国諸庄地頭」に対する「成敗」権にもとづくもの、という論理がここには貫ぬかれていることが知られるのである。とすると「成敗」即「補任」とは必しも言えないけれども、「諸国諸庄地頭」に対する「成敗」権を、個々のケ

ースで具体的に適用するとすれば、当然個々の地頭を「補任」するという意味を含んでいること確実であろう。

ところで、ここでひとまず右の文書をはなれてふたたび頼朝書状D部分にたちかえってみると、(ハ)の部分に

雖伊豫國候、不論荘公、可成敗地頭之輩候也、

とあるのが注目される。即ち、ここでに、伊予国を単位としてではあるが、公領荘園をとわず「地頭之輩」を「成敗」することが頼朝の要望として提出されているのである。しかし、ここでより重要な点は、右の(ハ)の部分と(イ)部分との関係である。即ち、(イ)部分は、

諸國荘園平均可尋沙汰地頭職候也、

とみえ、「諸國荘園」を対象としていわば一般的なかたちで地頭職を尋沙汰したいとのべているのだが、それにつづく(ロ)部分は右の主張に対する理由づけの箇所であり、そのうえで「然者、雖伊豫國候」とうけて(ハ)部分の主張が展開されている。とすれば、(ハ)部分が(イ)部分の一般的主張に従いながらその個別例としての「伊豫國」に触れたものであることは確実であろう。とするなら、(イ)にいう「尋沙汰地頭職」と(ハ)でいう「成敗地頭之輩」とは、内容的にみて決して無関係又は対立しあう関係にあるとはいえず、両者が概念上完全な恒等式で結ばれる関係ではないとしても、少くとも後者の論理は前者に包摂されるものであるとみなくてはならない。しかも、(イ)でいっているのは「諸國荘園平

均」に「尋沙汰地頭職」することであるから、そのうちの任意の一国を取りあげても、その一国における「地頭職」に対する関係も「尋沙汰」するということに他ならないはずである。とすると、ここでは「尋沙汰」の語義は、事実上「成敗」と重なりながら、それを包みこんだ意味をもっているとみてよいのである。

頼朝書状D部分(イ)、(ハ)にかんして右のような理解が得られたところで、次にこの点とさきほど検討した文治二年四月三日源頼朝下文にみられる論理との関連を考えよう。

まず頼朝下文から考えると、この下文が出された文治二年四月三日以前に(a)の論理にもとづいて忠久を地頭に補任していたのだから、(a)でいう「諸國諸庄地頭成敗」が「鎌倉」(頼朝)の「進止」下に入るという事態は右の日よりある程度さかのぼる時期に生じていなければならない。ところで、鎮西島津庄を含む地域をとりこんで「諸國諸庄」の「地頭」を「成敗」することが頼朝の権限に属するようになるのは、後章で独自に検討するように、文治元年十一月廿八日に時政による地頭職奏請が行われ、それにもとづく勅許が出たという事実以外にその根拠を見出すことはできない。[16] 従って(a)の論理は、右の奏請・勅許に由来するものということができる。

一方、頼朝書状D部分(イ)、(ハ)の論理はどうだろうか。この書状における地頭職にかんする頼朝の主張が、既述の地頭職奏請・勅許と深くかかわることは推測されるところであるが、じじつ二章で独自に検討することにより、(本章でおこなっている検討を前提とすることなしに)、時政が地頭職にかんして奏請したこととほぼ同一内容のことを言っていることが確認される。[17] しかも、右の要求はほぼ原案どおり勅許されたことも独自に確認することができるから「諸國荘園平均可尋沙汰地頭職」という要請は、勅許を通して実現されたとみてよいのである。

とすれば、頼朝下文の論理と書状の論理とは、地頭職奏請・勅許という同一問題をめぐって深い関係にあったとい

ってよいのだが、さらに、いずれも対象となる地域・所領を「諸國諸庄」・「諸國荘園平均」といい、又取扱う職を「地頭」・「地頭職」といって、それぞれほぼ同一内容を表現している点を考慮に入れるなら、いずれもほぼ同一内容を語っているものとの推測がつよまる。

しかし、もちろん右だけの理由なら、「成敗」と「尋沙汰」には表現の差異があるから、右の推測を確証に転化させることはできない。ところが、さきの検討により、頼朝書状における右の「尋沙汰」とはとりもなおさず「成敗」の意味と重なりそれを包摂する意味で用いられていること確実なのである。とすれば右の二つが同一の内容を語っていることはもはや相違ない。ただ、頼朝書状は頼朝の要望の段階の論理であり、頼朝下文はそれが実現された結果としての論理たる点で相違しているにすぎないのである。

右の点があきらかになると、「諸國諸庄地頭成敗」の論理には、少くともその権限を持っている結果個々に地頭を「補任」するという意味が含まれていたこと既述のとおりであり、まさに右の意味での「成敗」の意味を包摂するかたちで「諸國荘園平均可沙汰地頭職候」と述べられているのだから、ここにいう「尋沙汰」には、当然少くともその権限にもとづいて個々に地頭を「補任」するという意味が含まれていたと、積極的に結論づけることができるのである。

以上によって、「尋沙汰」という特定の熟語においても「沙汰」の語が本来含んでいる「補任」の意味あいを、少くとも結果的にそれをなしうるという意味で含んでいることがあきらかとなり、まさに当面の書状の用法においてそのニュアンスが含まれていることが確実となった。

とするなら、右の「尋沙汰」の意味に「補任」とともに「停廃」の意味あいが含まれることも確実であろう。(18) そし

て、「補任」・「停廃」は「沙汰」本来の意味にすでに含まれているのだから、結局「尋沙汰」とは、「尋」と「沙汰」の本来の意味をもちつつ合成された言葉とみてよいのであり、右の書状においてはさしあたり「(地頭職の)存否・実情を調べたうえで、補任・停廃を含む沙汰を行なう」との意味で用いられていると結論づけてよいのである。

とすると、はじめに検討した石母田氏の「尋沙汰」の理解は、氏のような意味で用いられることがないわけではないが、決して必要充分な説明ではなく、とくに石母田氏も対象とした頼朝書状当該部分においては、そのニュアンスの他に「補任」・「停廃」などの意味を含んでいたこと確実なのであり、「補任」の意味が含まれることを排除した氏の理解は、その限りで誤っているといわねばならないのである。

なお、「尋沙汰」が右のような意味で用いられている以上、「尋沙汰」の対象となる「地頭職」とは、決して既存のものと無関係にこの段階でまったく新たに創出されたとみることはできなくなる。あらかじめ対象となるものが一定程度存在していなければ、およそそれを「尋」ねることなど問題になろうはずがありえないからである。従って、この点から、ここにいう「地頭職」とは、右の主張が頼朝から持ち出される以前に、ある程度一般的に存在していたものであることを認めねばならない。かかる「地頭職」がいかなるものであるかは、別途に独自に検討せねばならないが、すでにのべたように、幕府成立期までに、すでに固有の条件をもつ地頭職がある程度一般的に存在していたことは確実である。(19)

従って、その点をふまえると、ここにおける尋沙汰とは、より具体的にいえば、「かかる地頭職がすでに存在しているか否か、又そのあり方はどうであるかを調べた上で、存在しているところは停廃又は安堵を、存在していないところには必要に応じて補任などの行為を含む沙汰を行う」との意味になるのである。それ故、「補任」を含まないとみ

ることが正しくないと同様に、逆にこの際頼朝からは全く新規に「補任」することだけが問題とされていたと考えることも事実と矛盾することになるのである。（但し、補任・安堵の形式をふまない掌握方法もないとはいえない。）

頼朝書状D部分(イ)において次に検討さるべき点は、残された「諸國荘園平均」の部分の意味である。この点についても石母田氏は同書状の検討を試みられたさいに、

……「平均」という言葉は、……頼朝の「諸国庄園平均」においても、「諸国」と「庄園」とは別個の概念として対置されているとみるのが妥当であろう。……(20)

と、「平均」の意味を把握されたうえで、

……「諸国」を「庄園」と対置される概念とすれば、「庄公平均」という通例の用例にしたがって、この「諸国」は公領＝国衙領のことではないかという推測も可能であるから、頼朝は庄園および国衙領にかかわりなく地頭にたいする沙汰権を要請していることとなる。次に「諸国」という語を行政単位としての諸国としてそのまま受取ると、この文章は「諸国であっても、庄園であっても、平均に、地頭職を尋沙汰す可く候也」の意となる……(21)

と、二つの解釈の可能性を併記しておられる。

ここでの「平均」の意味が、氏の言われるように「諸国」「荘園」いずれにおいても、であることはまず確実であ

ろう。また「諸国荘園」の部分の解釈に二つの可能性があることも、右の語に限って考察するとすれば、認めうるところであろう。しかし、この二つの可能性についてはさらに吟味を加えられないであろうか。そこで注目すべきことは、頼朝書状(ハ)の部分が、すでにのべたように、(イ)部分に対して本来それに含まれるべき個別例について述べた部分、という関係にあることである。とすると「雖伊豫國候、不論荘公」というかたちで(ハ)でのべられている論理は、当然(イ)部分の「諸國荘園平均」の個所に、それを包んでより一般的なかたちで展開されているとみねばなるまい。とすると、(ハ)では「伊予国においても、荘園公領いずれに対しても」と言われていること確実であるから、(イ)ではこの論理がより一般化されて述べられているはずである。とするなら、(ハ)の「荘」は(イ)の「荘園」に、又「不論」は「平均」にそれぞれ内容上対応すること相違ないから、(イ)の「諸国」には、(ハ)の「伊予国」すなわち行政単位としての「国」と「公」すなわち「公領」＝国衙領としての意味が二重にかさなっていると見なさざるを得ないのである。したがって、「諸国」の「諸」はまさに「伊予国」という個別に対し他の一般の諸々の国を対象としている事を示した表現なのである。それゆえに、石母田氏ののべた二つの可能性は二者択一的なものではなく、重なりあって二重の意味をもっているとみるべきであり、結局「諸国において荘園公領いずれに対しても」との意味になるといえるのである。

以上いささか迂回した検討を経ねばならなかったが、その結果(イ)部分は、さしあたり「諸国において荘園公領いずれに対しても、地頭職がすでに存在しているか否か、又そのあり方はどうであるかを調べた上で、存在しているところは停廃又は安堵を、存在していないところには必要に応じて補任などの行為を含む沙汰を行ないたい」との内容を述べたものであることが判明した。

次の問題は、つづく書状D部分(ロ)の意味を検討することである。

(a)其故者、(b)是全非思身之利潤候、(c)土民或含梟悪之意、値遇謀反之輩候、或就脇々之武士、寄事於左右、動現奇怪候、(d)不致其用意候者、向後定無四度計候歟、

まず冒頭(a)部分によって、この(ロ)が全体として、(イ)でのべた提案に対する理由説明という位置にあることが知られる。(b)は(イ)の提案が頼朝個人の利益を意図して行ったものでないとのべているのだから、少くとも論理上はこの部分は理由づけに関し予想される誤解を排除するという意味をもつにすぎない。従って、(c)と(d)がその理由を具体的に説明した部分となるのだが、(c)では、「土民が、あるばあいは梟悪の意をいだいて謀反人と結託し、あるばあいは近隣の武士に結びついてあれこれと理由を付けては奇怪な行動に出る」ような事態になっている、と述べ、(d)では、したがって右の事態に対処するためには「其用意(すなわち(イ)の提案)を致す」ことが必要となるのであり、そしてその「用意を致さないなら、今後きっとしどけない事態、すなわち、治安の乱れた事態をまねくことになるでしょう」[22]と説明しているのである。したがって、(c)は(イ)の提案が必要となる客観条件であり、(d)は、(c)という条件にも拘らず(イ)の提案が実現されないならどうなるかという逆の論理によって、(c)に対処するにはいかにしても(イ)の提案の実現が必要であることを述べる、という論理構成になっているのである。

右のように(ロ)部分の文脈が整理されると、この部分から、二つの問題を検討することが可能となってくる。ひとつは、「尋沙汰地頭職」が必要とされる客観条件として述べられている(c)自体の意味の歴史的分析であり、他のひとつは「地頭職」を「尋沙汰」することがどのような理由で(c)の事態を鎮圧ないし未然に抑圧しうることになるのか、という問題である。前者の意味を社会関係全体のなかで把握するには、この時期における土民・武士・頼朝政権などの

動きの相互関係を考察することが必要となるから、書状の分析のうえに地頭職問題を当時の社会諸階層との関連で考えようとする後章で深めることとし、ここでは、「武士」と区別される存在としての「土民」（土民とは、当時の用例では、在地土着の被支配客体の総称の謂と見られる[23]）が、謀反人や周囲の武士と結託しておこす実力行動が、頼朝や朝廷にとって地頭職を尋沙汰して対処せねばならないほど、治安の乱れを呼ぶ危険な事態と捉えられていた、そしてそれこそが頼朝にとって朝廷に公言できるほど重大な原因と認識されていた、ことだけを確認しておきたい。後者については、右の文章のみから一応の考察をすることが可能であるから、以下多少の検討を加えよう。

そこで問題となるのは、(c)のごとき事態を鎮圧又は未然に抑圧することは、「致其用意」すなわち「尋沙汰地頭職」することによって実現される、と考えられていたのだから、その相互関連のあり方を考えることである。とすると、ありうる可能性はふたつあろう。ひとつは、「地頭職」を有する者自体が(c)のごとき事態をひきおこす張本であるから、かかる「地頭職」を「尋沙汰」することによって、右の事態を鎮圧することができるという理解。他のひとつは、(c)の事態を鎮圧するために「地頭職」にその鎮圧が合法的に行いうる権限（したがって検断権といってよいだろう）を公然と与えるという理解。このふたつである。しかし、前者の理解には無理がある。まず第一に、たしかに地頭職を有する者が(c)の如き事態をひきおこしていなかったとはいえないだろうが、頼朝が(c)でその行為の主体として捉えていたのは武士と区別されるような存在としての「土民」であるから、「地頭職」を有する者すなわち「地頭」が一般的にその主体であるというような理解をここではとっていない。しかし、この点を譲っても、第二に、右のように理解するためには、「尋汰沙」を「摘発して処罰する」といった意味あいに限定して理解しなければならないのだが、さきに検討した結果からわかるように、「尋沙汰」はここではあきらかに「調べた上で補任・安堵・停廃する」などの意味

を含んでいるのだから、鎮圧の対象となる地頭を補任ないし安堵するという矛盾した結論にみちびかれざるをえないのである。したがって、あきらかに第一の可能性はなりたちえない。

したがって、のこされた可能性は後者の理解だけ、ということになるが、そのように考えるなら、もちろん地頭職は(c)の主体を鎮圧する存在となるから(c)の主体と重ならず、又(c)の事態の鎮圧をめざして地頭職を補任・安堵するなどの意を含むのだから、鎮圧の対象たる地頭を補任・安堵するなどという矛盾におちいらずにすむのである。しかし後者の理解をとるには、暗黙のひとつの前提がかくされている。それは、ここで「尋沙汰」される「地頭職」にはこの時点以前にある程度一般的にその先駆形態としての「地頭職」が存在していたこと既述のとおりであるが、[24] かかる「地頭職」にあらかじめ右と同様の強制力の行使が少くとも事実上の権限として黙認されていたという点である。なぜなら、書状を通して頼朝は、決してかかる強制力の行使という問題を新規に地頭職に賦与する旨の発言を一切していないから、頼朝が「地頭職」を「尋沙汰」することによってこの権限を公然たる形で発動させようとするためには、少くとも、右のような前提が成熟していることが必要と考えざるをえないからである。

しかし、右の前提は、書状Dの部分から、積極的にみちびきだすことはむずかしい。そう考える可能性もあるが、可能性以上の手がかりを書状からみつけえないからである。とすると、その点は、書状をはなれて、先駆形態としての地頭をめぐる史料を独自に分析することによって検証せねばならない。ところが、別稿で独自にかかる性格の史料を全面的に検討した結果にもとづくと、まさに、事実上地頭職には強制力の行使（検断権の発動）が黙認された権限となっていたことが知られるのである。[25]

とすれば、右に推定した前提は事実をもって裏付けられる。とするなら、かかる権限を事実上もっている地頭職の

存在を前提とし、ここで(c)の事態を鎮圧ないし未然に抑圧することを主目的として地頭職を尋沙汰することを朝廷側に認めさせようとしたのだから、その際頼朝に尋沙汰・成敗される地頭職には、かかる権限が、(c)の事態に対処するためという明確化された目的のための強制力の行使という形に発展して継承され、又かかる目的を朝廷側に明示して地頭職を尋沙汰することを求めたのだから、明確化された右の権限はここにおいて朝廷公認の合法的な権限に転化するものとしてうけとめられていたとみてよいのである。

したがって以上(ロ)部分の検討の結果、地頭職尋沙汰を必要とする客観条件とともに、ここで尋沙汰される地頭職に公認さるべき権限（職務）のうちに「強制力の行使（検断権の発動）」が含まれていたことがあきらかとなった。

さて、書状Dののこる部分は(ハ)、(ニ)であるが、(ハ)は文脈上(イ)の特殊個別例の問題であるから、いかなる理由でかかる個別例の説明を必要としたかはあとで問うこととし、まず(ニ)部分から考えてゆこう。

(a)(b)
但其後、先例有限正税已下國役本家雑事、若致對捍、若致懈怠候者、(c)殊加誡無其妨、任法可致沙汰候也

まず文章の接続関係からみると、(a)部分は(b)部分にかかり、(b)でいう事態になったならば(c)にいう行為を行うという脈絡で続いていること確実であろう。ところで、(a)でいう「其後」の「其」とは、(イ)・(ロ)・(ハ)すなわち(ロ)の事態への対処としての(ハ)という個別例を含む(イ)の提案をさしていること、全体の文脈からみてまずまちがいない。したがって、「其後」とは(イ)の提案が実現された暁にはという意味であり(ニ)の問題は、かかる段階の問題として扱われているのである。

右の点を念頭において次に検討すべき点は、(b)部分の主格は何かである。さしあたり可能性として考えられるものには、第一に頼朝ないし頼朝側、第二に朝廷側、第三に地頭職（又は地頭之輩）、第四にその他、があげられよう。以下順次検討する。

まず第一の解釈について。後に接続する(c)部分の主語は、動詞「加誡」・「可致沙汰」に尊敬の助動詞もなく文章（書状）の執筆主体の動作として扱われているから、頼朝ないし頼朝側とみなくてはならない。しかも、(c)の主体の行為は、(b)の事態に対して行われるというかたちになっていること、(b)(c)の文脈からみて相違ない。とすれば(b)の事態をひきおこす者がとりもなおさず(b)の主格であることはたしかであるから、頼朝ないし頼朝側が「加誡」・「致沙汰」す対象が(b)の主語にあたる者であることが知られよう。とすると第一の解釈をとると、頼朝ないし頼朝側がみづからに「加誡」・「致沙汰」すという矛盾に陥ってしまう。従って第一の解釈は成り立たない。

では第二の解釈、すなわち朝廷側とみることはどうか。そこで注目されるのは、(b)部分にみえる「正税已下國役本家雑事」の性格であるが、「正税已下國役」が国衙の徴集する官物・万雑国役を、従って「本家雑事」が荘園領主の徴集する年貢・公事を各々総称した表現であること相違ないから、国衙の上にたつ朝廷は、当然右の所課物の少くとも一部分に対する徴集主体でなければならない。ところが第二の解釈をとると、この徴集主体たる朝廷側が同時に「對捍」・「懈怠」の主体になることになり、あきらかに矛盾する。従ってこの解釈もなりたちえない。

第三の解釈、すなわち「地頭職」（又は「地頭之輩」）を(b)部分の主語とみる理解をとったならばどうか。右に検討した結果から「正税已下」云々の徴集主体や「加誡」・「致沙汰」の主体と重ならないこと確実だから、少くとも主述の論理関係からいえば、この解釈をとることは不可能ではない。しかし、(ニ)部分には(b)部分の主語が明記されている

わけではないから、必しも右の点だけから、この解釈をとることはできない。

そこで次に(ニ)部分とその前後の連関を考えながら、第四の解釈すなわち「地頭職」以外とみる可能性がありうるか否かを検討しておきたい。このさい(ニ)より後につづく文章は、冒頭にEとして括ったように、論点がかわってきているから、それよりもD部分内において(ニ)に先行する(イ)、(ロ)、(ハ)が(ニ)と論理上密接につながっていること相違ない。さしあたりこの関連から右の点を指摘しうるか否かが問題となろう。ところで、すでにのべているように、(ロ)は理由説明、(ハ)は個別例の扱い方というかたちで、(イ)にいう「諸国において荘園公領いずれに対しても地頭職の存否・実情を調べた上で、補任・安堵・停廃を含む沙汰を行いたい」[26]という主張の部分に各々かかっており、又(ニ)はかかる(イ)の主張が実現された暁には、というかたちで先行部分と繋がっている。とすると、(ニ)における論理上の問題は(イ)の部分に(ロ)(ハ)も吸収されて接続してくるといってよく、さらに、(イ)部分で扱われている人又は職は、主格をなす頼朝ないし頼朝側を別にすれば「地頭職」(又はこの職の担い手としての(ハ)にみえる「地頭之輩」)だけなのである。しかも、(イ)(ロ)(ハ)を通して問題となっている主要対象は「地頭職」の問題そのものに他ならない。

ところで一方(ニ)部分において(b)の主格がひきおこす事態に対して頼朝ないし頼朝側は「加誡」すべきことを主張しえていた。とすると、この権限は、(イ)で頼朝が要求した「尋沙汰」から発する権限ときわめて共通性の深いものであるとみることができる。しかも、右にみたように(イ)(ロ)(ハ)を通して「地頭職」を頼朝側が「尋沙汰」したいという問題が中心をなし、(ニ)部分は「その要求が実現された暁には」という形で右の問題をうけついでいるのである。とすると、もはや、(ニ)部分において「地頭職」・「地頭之輩」が問題にされていないと考えることはまず不可能である。「地頭職」・「地頭之輩」が、(ニ)部分でとり扱われているとすると、この部分の文脈からみて、(b)の主格（同時に(c)の目的格）か

(c)の主格のいずれかにしか相当しない。ところが(b)の主格は既述のように頼朝又は頼朝側とみる以外には考えられない。したがって、以上の検討をへた結果、(b)の主格には「地頭職」又はその担い手としての「地頭之輩」が相当するとみざるをえないことになるのである。

右によって、「地頭職」以外の何者かという第四の可能性もまずなりたちえないことが判明した。しかも、「地頭職」とみたばあい論理的な矛盾をおこさないこともすでにのべたとおりである。とすると、ここで(b)の主格は「地頭職」又はその担い手たる「地頭之輩」とみてよいこと、まず確実といってよいのである。

書状(二)部分について、右の点が確定すると、頼朝側が諸国で荘公をとわず「尋沙汰」しようとしていた「地頭職」は、同時に、その要求が実現された段階では、国衙への官物・万雑国役や荘園領主への年貢・公事を対捍・懈怠すれば、頼朝側から加誡されるものと捉えられていたことが判明する。とすると、そもそも対捍・懈怠は右の所課を弁済するという前提があってのみ生まれうる事態であるから、少くとも(イ)の要求が実現された段階における「地頭職」には、右の所課の弁済が「職務」に属するものと考えられていた、とみてよいのである。

しかし、右の「職務」は、(イ)の要求が実現された段階ではじめて「地頭職」に付与されるものと、頼朝がみていたわけではない。なぜなら、(二)の(b)部分に「先例有限正税已下國役本家雑事」とあることから明瞭なように、右の所課は、「先例によりそれぞれ定まった」ものと捉えられていたからである。この先例が、必しも(イ)の要求以前の段階の地頭職にのみ該当するとは言えず、地頭職の存在していなかった荘公に設置されたようなばあい、他の旧来の荘官・郡郷司らが弁済していた所課の勤仕を新設の地頭職がうけつぐ、というようなケースも想定されねばならない。しかし、在来の地頭職の存在を前提として(イ)の提案が行われていることも事実である。したがって、少くとも一定部分はかか

る在来の地頭職にかかる「先例」として、すなわちこの地頭職の職務に属するものとして、右のような所課の勤仕が存在していたことを認めねばならない。文治勅許以前の段階における地頭職の職務の具体内容については、独自に分析する必要があるが[27]、ここでは書状の分析だけから右の点が指摘できることを述べておきたい。

以上によって、頼朝は、(イ)の要求を実現することによって、既存の地頭の所課勤仕の職務を前提として、これを頼朝側が尋沙汰・成敗する地頭の職務として継承すべきものと捉えていたことが判明した。

以上(ロ)・(ニ)部分の検討から尋沙汰の対象となる地頭におのおの「強制力の行使」と「国衙への官物・万雑国役ないし荘園領主への年貢・公事の勤仕」という二職務が賦与されるべきものとして捉えられていたことが判明した。とすると、ここでこの二職務の性格の連関と区別が問題となる。

ところで(ニ)にいう所課は「官物・万雑国役」であれば本来国衙が、「年貢・公事」であれば本来荘園領主が、それぞれ収取するものであり、ここで頼朝側が右の所課に関与しているのは、あきらかに地頭がこの所課を対捍ないし懈怠したばあいにおける「加誡無其妨、任法可致沙汰」という行為だけである。したがって、(ニ)のような事態に至っても、右の所課を地頭に勤仕させ収取するのは国衙又は荘園領主であり、頼朝側は、少くとも公的な論理としては、その収取が円滑に遂行されるように補助的な関与を行っているにすぎない。とすると、右の所課に対して頼朝側がもちえたものは、決して所課物の収取の権利ではない。従って地頭の所課勤仕という職務は、その地頭を尋沙汰・成敗する頼朝側にとって何ら固有で本来的な意味をもちえないものであった、といってよいのである。

ところが、これに対し「強制力の行使」という職務は、頼朝書状を通してどこにも国衙ないし荘園領主が掌握しうるものとしてはのべられていない。それればかりか、(ロ)部分にいう(c)という治安の動揺に対処する必要から、強制力の

行使を公然と行いうる地頭を尋沙汰することを頼朝側に固有の権限として認めるよう(イ)において頼朝が要求していたこと、既述のとおりである。とすれば、強制力の行使は、当然頼朝側によって組職され、そこから賦与されるものでしかありえないこと、確実であろう。したがって、地頭は頼朝側に尋沙汰・成敗されることによって右の職務を頼朝側に勤めるという形で公認のものとして獲得しえたのである。つまり、頼朝側にとっては右の地頭の職務は、所課勤仕の職務と異り、頼朝側に固有の本来的なものとみてよいことが判明するのである。この他に地頭にかんする職務について頼朝の主張からひろいだすことはできない。とすれば、強制力の行使という職務の公認こそは、頼朝側から、この段階に「地頭職」を「尋沙汰」・「成敗」する問題の核にふれる頼朝側固有の権限として提出されたもの、とみることができるのである。(28)

ところで(ニ)の部分にかんしては、なお、(c)の部分において(b)の事態をひきおこす地頭に対し頼朝側は「加誡無其妨、任法可致沙汰」といっているが、かかる権限は何にもとづいて発動できるものと考えられていたのか、という問題が残されていよう。しかし、このさい右の検討ですでにあきらかにされているように、右の(c)の主張は、(イ)に集約される頼朝の主張が実現された暁において(a)、(b)という事態が発生したら、という諸条件が前提となっていることが重要であろう。とすれば、朝廷から頼朝側に「地頭職」を「尋沙汰」・「成敗」する権限が認められたならば、それにもとづいて(b)の事態をひきおこす地頭に対しては「加誡無其妨、任法可致沙汰」きようにいたしましょうといっていることになるのである。とすれば、対捍・懈怠を働く地頭に加誡し、そのような事態をおさえて定めに従ってその所課を勤仕させるという権限は、(イ)の「尋沙汰」・「成敗」権が与えられた段階では、その当然の帰結として行使しうるものと考えていたものであることまず確実であろう。したがってここから、「尋沙汰」「成敗」とは、安堵・補

任などによって掌握するに至った地頭に対し、その荘公への所課の勤仕・弁済が円滑に遂行されるよう、必要に応じて常時催促・命令（それでも満たされねば処罰をも）するという行為をも含んだ概念であったということが判明する。ところで、安堵・補任のケースでその行為が具体化されるのは、安堵補任の権限にてらしても当然のことであるが、既述のように尋沙汰・成敗が客体となる職を安堵・補任の形式によって掌握することだけを意味するとは必しも断定できない（たとえば既存の地頭に対し安堵状を出すことさえなく、右の二職務の遂行を命ずるというようなケースも考えうる）から、もしかかる他のケースも含まれるとするなら、右の行為は、このケースの地頭に対しても行わるべきものとして捉えられていたことになる。なお、以上のごとき地頭に対する通常における統御の内容は、書状の表現から直接知りうる限りでは、右述のごとく荘公への所課の勤仕に関して把握しうるにすぎないが、第一義的な掌握の主体が荘公であるような側面に対してでさえ、頼朝側がこのように統御できたのであるとすれば、地頭が頼朝側に対して行うべき強制力による勤仕に対して、同様ないしそれ以上の通常における統御を行いうべきものと捉えていたことは確実である。つまり、以上によって尋沙汰・成敗の概念の中には、荘公・頼朝側への勤仕を行う地頭職そのものの掌握方法（補任・停廃・安堵・他）とともに、「通常におけるこれらの職務遂行にかんしそれをうながすための一定の統御行為」も含まれていたことが確認されるわけである。

さて最後に残されたのは、(ハ)部分である。(ハ)部分が、全体として(イ)部分の一般的主張に従いながらその個別例としての伊予国においても同様の要請を行っているものであることはすでにのべた。問題は、なぜわざわざ伊予国という個別例を書状でとり上げる必要があったか、に絞られる。しかし、この点についてはすでに石母田氏が的確な指摘をしておられる。

まずここでなぜとくに伊予国について述べたかが問題であるが、これはおそらくこの書状で（同日付別紙折紙のことであろう――引用者）兼実を同国の知行国主に推せんしているので、一例として挙げたまでであろう。[29]

事実、同日付で院宛に差出した頼朝折紙書状には、任国にかんする頼朝の希望が示され、その中に、

一　國々事
伊豫、　右大臣（兼実）御沙汰

と明記されている。[30] ところで本章で分析対象としている頼朝書状は兼実宛に認められたものである。とすれば、伊予国は兼実殿の知行国となるよう求めていますので、地頭成敗の対象から除外したいところでありますが、そもそも地頭を尋沙汰・成敗するというのは、(ロ)のような事態に対処するためなので、当国でも同じように地頭の輩を成敗したいと存じております、との意とみてまず相違ないであろう。

以上によって、書状(ロ)部分の各構成要素(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の各々の解読と相互の関連はひとまずあきらかにされた。そこで次に解読を通して導き出された地頭職問題の要点を左に列記して本節のしめくくりとしたい。

(イ)、頼朝書状が認められる以前の段階までにすでに地頭はある程度一般的に存在しており、国衙に対する官物・万雑国役又は荘園領主に対する年貢・公事の勤仕を職務のひとつとして又何らかの形で強制力を行使することを事実上

認められた存在であった。

(ロ)、右の地頭の存在を前提として頼朝は、この段階で朝廷に対し、諸国で荘園公領をとわず地頭職を頼朝側が尋沙汰(成敗)することを公認するよう要求した。ここで要求した尋沙汰(成敗)の内容とは、地頭職がすでに存在しているか否か、又そのあり方がどうであるかを調べた上で、存在しているところには安堵又は停廃を、いないところには必要に応じて補任するなどの形式によって(かかる形式をとらないケースも可能性としてはありうる)掌握し、その地頭に対し荘公への所課の勤仕や後述の狼藉鎮圧のために行う頼朝側への強制力行使による勤仕という二職務遂行上でかかる上において、それをうながす(催促・命令・処罰などの)統御を行うなどの内容を含むものであった。

(ハ)、右の要求を実現することによって、同時に尋沙汰される諸国荘公の地頭職には、(イ)の段階来の所課の勤仕が職務として認められるとともに、狼藉鎮圧のための強制力の行使についてはこの段階ではじめて朝廷公認の職務(同時に権限)として認められるべきことが提起された。[31] したがって、頼朝側は国衙・荘園領主への所課の勤仕に対してはその対捍・懈怠に際して介入するという形で関与するにすぎないが、強制力の行使という職務は、頼朝側が固有の統率するものとして公認されるよう捉えられた、その意味でこの段階で頼朝側にとってその公認がもっとも重要な課題であったものであった。

(ニ)、頼朝が右の要求を朝廷側に提出する理由として掲げたことは、百姓を含む土民の謀叛人又は周囲の武士との結合にもとづく実力抵抗が当時一般的に存在し、それが治安の動揺をもたらす、という認識であった。この点からみれば、地頭に強制力の行使を公認の職務とさせることが、頼朝側にとって固有にして重要な意味をもつと捉えられていたのは当然であろう。

二節　書状の全体的文脈

以上のように頼朝書状D部分が解読されると、次の問題は他の諸部分が各々何を述べており又D部分とどのようにかかわるかという点である。しかし、A及びEの各部分は、冒頭にふれたように書出し及び締括りの部分であり、又B・C各部分も直接荘公の地頭の問題をのべているわけでもないので、文治地頭職の成立を解明する小稿の立場からB・C各部分がDとどのような形で接続するか、という点に分析の重点をかけて見てゆくことにしたい。

まず、BとCの関係、すなわちCがいかなる論理でBとつながってくるのか、から考えよう。

冒頭に提示した史料にしたがってはじめにB部分の大意をとれば、すでに平家を追放した畿内近国十一ヵ国に対し武士の狼藉を鎮圧するために久経・国平という二使者を派遣したが、その際は頼朝の私的な下知から生じる問題の惹起を恐れて一々院宣を受けて成敗にあたるよう二使者に命じた。この派遣でこれらの狼藉は一応鎮まったが、その後、別に院の命により、例の二使者を鎮西（九国）・四国にむけて出発させた。従って没官領には沙汰人職を置くべきところであるが、事態の報告だけに止め、いまだに具体的な処置（成敗）には及んでいない。（それほどに院に従い慎重に事に処しているのだから）、ましてや他の没官領以外の所にも決して成敗は及ぼしていない。（右の経緯からみてやがては、九国・四国にかんしても）近国（十一ヶ国）で行われたように院宣が下ってそれに従ってもろもろの狼藉を鎮めることになるものと、兼ねてから諒解していたところが、との意になる。

これをうけたC部分の大意は次の如くである。即ち、不審にも院は義経を九国の地頭に行家を四国の地頭に補するという事態がおこった。この事態は二使者派遣以来自分（頼朝）が諒解していたこととあまりに矛盾している。（しかしともあれ）彼らは無謀にも（鎌倉追討と称して）下向したものの、天譴のがれたく、郎従眷属らは海に舟を浮か

べた際浪にのまれ滅亡した。両人は行方不明とはいえ、方々手をわけて自分の方で捜しているから、その間はいたるところで狼藉などもおころうが、やがて召取られ、鎮められるだろう。

そこでこれを念頭において次にBとCの文脈上の接続関係に注目すると、近国十一ヶ国のばあいと同様九国・四国でも派遣した二使者が院宣をうけて狼藉を鎮圧するものと思っていたのに、院は、意外にも義経・行家を九国・四国の地頭職に補しており、それは従来からのいきさつからいって理解できず、不審といわざるをえない、という形でBとCとはつながっているのである。(Cの後半義経行家の捜索の部分は、地頭に補された両者が、いまは一転追捕の対象者になっていることをのべたものだから、Cの前半に対する但し書き的部分であり、Bとは直接かかわらないとみてよい。)とすると、義経・行家を九国・四国の地頭に補すことは、頼朝に朝廷が約束したことを反古にするものであり、従って二使者を派遣して狼藉を鎮圧するという権限を奪い取る、又それを無効のものとする性格をもっていたとみなさざるをえない。さすれば、義経・行家に与えた九国・四国の地頭職には何らかの形で、二使者に与えられた又は与えらるべき「武士之狼藉」・「旁狼藉」を鎮圧するのと共通するないし類似の権限が賦与されていたと、逆にみざるをえないことになろう。

この点をふまえてBとCの論理上の関連を整理すると、近国十一ヶ国の例に従って、九国・四国に二使者を院宣に従って派遣したさいも、院宣によって「旁狼藉」を二使者が鎮めることになると心得ていたのに、かかる頼朝側に任された権限をふみにじって義経・行家を九国・四国の地頭に補して彼らにそれを与えたことは不審の限りである、ということになる。

では、CとDの関係はどうか。Cの大意は右にみたとおりであり、その直後に前節でくわしく検討したD部分がつ

づくのである。とすると、さしあたり、Dの冒頭「但於今者、諸國荘園平均可尋沙汰地頭職候也」が、Cとどのような文脈で接続するかが問題となる。「但於今者」という接続の句が、その前提となるCとくにその後半を順接の論理で受けていることはありえない。然しながら、Cの後半では、義経・行家は逮捕さるべく現在捜索中であるがやがて召取られれば狼藉も鎮まろう、といっているのだから、頼朝がCの冒頭で不審とみた両者への地頭補任による狼藉鎮圧の権限の賦与は、その前提がくずされているはずである。したがって、そうであれば、Dの主張のように、諸国荘公をとわず地頭職を尋沙汰して狼藉を未然に抑圧するという提案をせずとも、Bにいう二使者を復活させることも可能であったはずであろう。しかし、それにも拘らず、Dの冒頭がCを順接で受けていないのは、Cにおける院の九国・四国地頭補任の問題が、義経・行家の捜索・逮捕によって完全消滅しえない問題であるものと捉えていたからとみざるをえないのである。がそれは、義経・行家から右の地頭を奪っても、院から又他人に与える可能性があることをみとめれば、今後おきうる問題であり、従って頼朝にとって依然二使者を媒介として得た権限が奪われる危険は去っていない、と言える点からすれば理解できることである。

とすると、CとDの論理上の関連は次のようにまとめられる。即ち、義経・行家への九国・四国地頭補任は、従来頼朝に与えられていた狼藉鎮圧の権限を不当にも奪うものであり、かりに彼らが逮捕されてもかかる地頭補任の方式自体は生きているから、今においては、狼藉の鎮圧・未然の抑圧を実現するために諸国荘公をとわずに地頭職を尋沙汰したい、ということである。

もちろん、Dでは、地頭職尋沙汰を行いたいという理由を直接Cに求めているわけではなく、独自に(ロ)の如き理由を提示している。したがって、Cとの接続は「但」で結ばれており、Cの後半と順接で結びつかないのは右のとおり

としても、Cの前半とも直接につながる（逆説又は順接で）形になっていない。それゆえ、一面においては、DはCと相対的に独立した問題を取り扱うという意味をこめて「但」といっているとみなくてはならない。

しかし、だからといって、DをCと無関係な部分とみてよいだろうか。それでは、Dを述べるまえになぜCを述べたかという一般的な疑問は措くとしても、Dの中で狼藉の鎮圧のため(ロ)、地頭職を尋沙汰したい(イ)、と狼藉の鎮圧に関る問題をなぜ当然頼朝側に与えらるべき問題として提出したのか、という問題につきあたることになろう。何らかの根拠なしには、土民が謀叛人・囲辺の武士らと結託して行う実力抵抗という狼藉を鎮圧する権限が頼朝に与えらるべきだといきなり主張しうるものとは考えがたいからである。

とすれば、その根拠はDではのべられていないから、C又はBにのべられている可能性が大きいが、事実Dと同一内容のものではないにせよ何らかの狼藉鎮圧の権限が頼朝側にかって二使者という形で与えられていたのであり(B)、Cでは、それが九国・四国地頭職補任によって奪われたことに不満の意を表明していたのである。とすれば、CからDの間には、狼藉鎮圧の権限は不当にも奪われたものであるから、地頭職を尋沙汰するという形によってあらためてこちらに戻して与えてほしい、という論理が、やはりなんらかの形で伏在していることを認めざるをえないのである。

以上によって、B・CとDの論理上の関係は最少限あきらかになった。すなわち、B・C・Dを通して問題とされていることは、狼藉の鎮圧である。そして、Dのごとく狼藉の鎮圧と未然の抑圧をめざし地頭職を尋沙汰したいという要求を提示するに際し、Bは狼藉鎮圧が本来頼朝側に認められるべきものである根拠として提示され、Cは、その正当な権限が九国・四国地頭職補任という形で奪われたことを示して、Dという形で現在要求を提示せざるをえない契

機として説明されているのである。少くともBとCはDの要求を提示するために、頼朝側にとっては右の理由からあらかじめのべておかねばならないことだったといってよいのである。

さて、右の点が判明すると、Dの地頭職を尋沙汰するという形の要求は、Cの義経・行家の九国・四国の地頭への補任を何らかの意味できっかけとし、それに対するリアクションとして出てきたものであることが確実となる。B・C・Dの関係とくにDの提案にいたるB・Cの政治過程上の位置づけは後章でさらに行なうこととして、ここでは、右の点をもとにして、Dの提案のひきがねになったとみられる九国・四国地頭について、書状から判明することだけを確認しておきたい。次章以下の考察に不可欠の前提となるからである。

まず、Cでいう地頭は、Dでいう地頭職と同様職とみなしうるものかという点である。というのは、地頭の語には「地頭預所」[32]など形容詞的用法があるからなのだが、ここでは、「補九國之地頭」・「補四國之地頭」といっている点からみてあきらかに補任の対象で用いられているから、職であるとみなしてまずさしつかえない。

次に確認さるべきことは、この地頭は何らかの狼藉の鎮圧をめざして設定されたとみられることである。その理由はすでにのべたので確認にとどめる。

第三に問題となるのは、「九國之地頭」・「四國之地頭」などの表現からしられるように、ここで補任対象となったのは、何らかの意味で「國」を単位とする地頭であったことである。この点はすでに石母田氏によって指摘されているが、本稿にとって重要な点となるので確認しておく。

最後に、いうまでもないが、「以行家被補四國之地頭」と敬語を用いている点からみて、補任主体はあきらかに朝廷である。

本節でさしあたりあきらかにしておきたい点は以上である。書状全体の解読の点からみても右の検討はその最少限を行ったにすぎないが、その解読自体、他の諸々の検討を経たうえでなければ不可能なことが多いので、ここでは以上にとどめ、後章でふたたびふりかえることにしたい。

注

(1) 石母田正「鎌倉幕府一国地頭職の成立」(前掲書)一〇八ページ。

(2) 通常「九条家清書本」といわれるものがそれにあたる。この点については同本の整理にあたられた菊地康明氏から御教示いただいた。厚くお礼申し上げたい。

(3) そう判断したのは、同本は同部蔵の閲覧可能な諸本のうち、書写年代が明確なもののなかでもっとも古い年次のものだからである。なお同本の題は「玉海」。

(4) 校合にもちいた諸本以下のごとし。藤波本二一七—四〇四、江戸写)・庭田本(二六四—六一五、安永六年庭田重嗣写)・柳原本(柳—四五五、江戸写。以上「玉葉」)・鷹司本(三五〇—二一七、江戸写)・葉室本(葉—八三〇)・久世本(二五七—二二三)・桂宮本(四五三—三、元禄十三年写、以上「玉海」)。

なお、当該の頼朝書状部分については、橋本義彦氏にお願いして、「九条家清書本」をお調べいただき、写本・活字本の誤りについて御教示いただいた。記してお礼申し上げたい。

(5) 諸本校合の結果、字体の異同を除き、字句・欠字・平出などの点で、国書刊行会本が確実に誤っている点を、本文次掲の行数に従って左に示す。

行数	誤	正	典拠
五、	背君	背君(欠字)	清、
七、	指御	指御(〃)	清、桂、
八〜九、	間御	間御運)(平出)	清、
十、	於君	於君(欠字)	清、
十三〜四、	賜院	賜院宣)(平出)	清、桂、
二五、	其柄	其栖(誤字)	清、
四〇、	可被致	可致(衍字)	清、桂、他諸本
四五、	可令洩	可洩(衍字)	清、

(清は清書本の略、他もこれに準ずる)

なお、諸写本によれば、三二～三行に「平均可尋沙汰之地頭職」とみえるが、清書本には「之」の字はないとのことであり、又三七行目「不論荘土」も「土」と記す写本が多いが、同じく清書本によれば「𡈽」という字形であるとのことであり、「公」と読んでよいと思われる。

(6) 内田実「地頭領主制と鎌倉幕府――いわゆる文治元年地頭設置説をめぐって――」(『歴史教育』八ノ七)、二一～二ページ。

上横手雅敬「承久の乱」(『岩波講座日本歴史　中世1』(一四六ページ。

石井進「幕府と国衙の関係の基礎形成」(『日本中世国家史の研究』第六章第一節)。

これらの説のうち、前二者は石井進氏が指摘されたように結論だけを述べられているにとどまる。そこで本稿では石井進氏の見解をとりあげて検討することとした。

(7) 同右書三二〇ページ。

(8) はじめに注(1)所掲拙稿で検討をこころみた。

(9) 同氏前掲論文一一〇ページ。

なお、同氏は近年みすず書房主催のある講座において当該書状を分析され検討を加えられた結果を口頭発表された由である。この講座を聞くことのできなかった私は、当該の部分について氏の見解がその後どのように展開されたかについて残念ながら知りえなかった。ここで問題にしているのは、あくまでも右の論文における氏の見解に限られていることを御了解いただきたい。

(10) この点について内田実氏は、尋沙汰(成敗)に補任が含まれることを示唆され(前注(6)所引論文)、上横手氏も後述する文治二年四月三日源頼朝下文(島津家文書、『鎌倉遺文』八二号、以下鎌、八二号の如く略す)中の「諸國諸庄地頭成敗之條者、鎌倉進止也、仍件職先日以彼忠久令補任畢」という文言を媒介に、その点を確言された(「荘郷地頭制の成立」(『日本中世政治史研究』二章四節　二二六ページ)。以下の検討は、この点をより全面的に吟味しようとする試みにすぎない。なお三章付⑤二一八ページ以下参照。

(11) 薩藩旧記二所収神田橋氏文書(鎌、一四一九号)。

なお、同文書のうちには、この文書の発給の前提となった折紙にあたると思われる文書があり(建仁三年十一月十日島津庄政所下文、鎌、一四〇二号)、そこには、

於得分米者、皆無懈怠、爲義廣之沙汰矣、京都可運上也、於由緒者、早企参上、弁濟使職可訴申子細之状如件、縦不入目錄、忠久押領所ゝ尋沙汰、可令運上也、(傍点引用者)

とみえ、さきの文書とは尋沙汰をめぐる表現が若干ことなっ

ている。しかし「押領所々尋沙汰」といっても、内容的にいえば、「押領された所領について弁濟使職にかんして尋沙汰し、その職の主体をして京都運上関与させる」という点で、さきの文書のいうところと異るわけではない。したがって右の部分は、まさに「弁濟使職ヲハ尋沙汰」と云いかえうるのであり、ここではかかる表現が可能である点こそが問題なのである。

(12) さしあたり、「沙汰」に年貢徴集の意味があることは、文治二年四月三日源頼朝下文（島津家文書、鎌、八二号）に「従地頭惟宗忠久下知、安堵庄民、致御年貢已下沙汰事」とあるのを、訴訟の取扱の意があることは、鎌倉末期成立の訴訟解説書自体が『沙汰未練書』（『中世法制史料集』Ⅱ所収）と呼ばれていたことを、検断の執行の意があることは、当該文治元年十二月六日頼朝書状に「彼國狼藉、大略令沙汰」とみえることなどを根拠になしうる。

(13) 『玉葉』同月二七日条所収。

(14) 「沙汰」の語がなぜこのように多義的でありうるかはひとつの問題であろう。だが、沙汰の中国における本来の語義は「沙汰、切韻、沙亦汰也、汰、考聲云、濤汰也、洗也、郎如沙中濤洗其金、取精妙者也、」（『続一切経音義』十。諸橋轍次『大漢和辞典』による。傍点引用者。）であり、鎌倉末成立の『沙汰未練書』においても、この理解はほぼ同じ形で生きており、「沙汰者、沙汰（イサユヲルト）書テ、克是ヲ可切磋琢磨也」がその原義であると考えられていた。とすれば、右の原義が人間関係にかかわる行為の表現に派生したばあい、上にたつ者が、特定の意志をもって、特定のもの又は行為を撰択し用いる、との意に転化することは容易に推測される。さすれば、所課の徴集・訴訟の取扱・検断の執行とともに職務（位階）の与奪などの意味がふくまれるのも当然のことといってよかろう。なお『日本国語大辞典』当該項参照。

(15) 島津家文書、同日源頼朝下文（鎌、八二号）。

(16) 七章の分析から、東国以西に対して地頭職成敗が鎌倉殿の進止下にあると公然と主張できるようになるのが、文治勅許以前にさかのぼらないこと明瞭であろう。

(17) 二章一三四～七ページ参照。

(18) ひとつの職に対し補任権をもつものが、その停廃を自由に行えないということはまず考えられないからである。

(19) 本章四〇ページおよびはじめに注（1）所掲拙稿参照。

(20) 同氏前掲論文一〇九ページ。

(21) 前掲論文一〇九ページ。

(22) 「無四度計」＝しどけなし、の意味は通常乱れている、締りない、だらしない（『大言海』、『大日本国語辞典』）、であるが、ここでは、土民の奇怪な行動との関連からそれを取締

るべき者の論理としていわれているのだから、秩序が乱れる、治安が乱れる、の意とみてよいであろう。

当時、右の語がかかるニュアンスを含む意味で用いられることがあったことは、次にかかげるケースからも知りえよう。

> 今は昔、大隅守なる人、國の政をしたゝめおこなひ給あひだ、郡司のしどけなかりければ、召にやりていましめんといひて、先々の樣にしどけなきこと有りけるには、罪にまかせて、重く軽くいましむることありければ、一度にあらず、たび〳〵、しどけなきことあれば、重くいましめんとて、めすなりけり。（下略）
>
> （岩波古典文学大系『宇治拾遺物語』巻九―六、傍点引用者。）

(23) たとえば、

> 「（前略）東國北國兩道國々、追討謀叛之間、如無土民、自今春、浪人等歸舊里、可令安堵候、然者、來秋之比、被任國司、被行吏務可宜候」（『吾妻鏡』元暦元年二月廿五日条所収寿永三年二月日頼朝言上状）

にみえる土民とは、東国や北国全体の規模で、頼朝や朝廷の側のなすべき「吏務」＝国衙支配の客体としてとらえられている。とすれば、これが在地土着の被支配客体の総称の意であること相違ない。とすれば、当該の頼朝書状でも、土民は、諸国庄公の全体の規模で、頼朝・朝廷・（武士ら）の下にあってこれに把握さるべき者としてとらえられているのだから、同様の意味に用いられていることまず確実であろう。

(24) 本章五〇ページ参照。

(25) はじめに注（1）所掲拙稿参照。

(26) 本節五二ページ参照。

(27) はじめに注（1）所掲拙稿参照。

(28) なお、以上のようにみると、頼朝が成敗の対象にしようとした庄郷の地頭は、いずれにせよ、所課の勤仕と強制力の行使を職務の主内容としており、各々がその先駆形態に源泉をもっていたということができる。

とすると、そもそも庄郷の地頭にとって右の二職務とは一体いかなる関連を有するものであるか（先駆形態の段階でも、又当該の段階でも）、が問題になる。がそれは本章では史料の性格上あきらかになしえない。三章の検証のさいに触れることにしたい。

(29) 同氏前掲論文一一〇～一ページ。

(30) 『玉葉』文治元年十二月二七日条所収。

(31) ところで、かかる所課の勤仕が職務であるなら当然その勤仕にともなう給田・加徴（米）の収得は彼の権益であったと考えざるをえないだろう。がしかし、もちろん、その問題は

頼朝の主張から知ることはできない。しかし、それは不自然なことではなかろう。所課の勤仕は所与の国衙・庄園領主との個々の関係において決まるものである以上、その得分の決定は何ら頼朝にとって問題とすべきことでないからである。従って当該書状を含めて奏請・勅許関係の史料から、この点の内容を確定することができないのは、むしろ当然と思われる。この時期における地頭加徴米の実態については別個に検討する必要があるが、五章にあげた常陸國南郡の実例からみてそれが存在していたことは確実であること、その額は通常指摘されているように国衙・荘園領主との個々の関係から決るものであるから、多様であったと考えられることだけを、ここでは指摘しておきたい。給田についても同様であろう。

(32) 東寺百合文書ゑ、長寛二年十二月二七日肥後国鹿子木庄預所中原親貞解（『平安遺文』三三二二号、以下平、三三二二号の如く略す）。

二章　頼朝書状と玉葉文治元年十一月二八日条の関連

――国地頭職と荘郷地頭職――

一節　玉葉文治元年十一月二八日条と地頭職

頼朝書状からさしあたり文治地頭職にかんして前章の如き事実を抽出しうるとすれば、次の作業は、右の認識を念頭におきながらいまひとつの第一次史料『玉葉』文治元年十一月二八日条を再検討し、前章の結論との関連をあきらかにすることである。文治地頭職の実体に迫ろうとするとき、これが必要不可欠な手順であることは、もはやいうまでもないと思う。

ところで「はじめに」で述べたように、『玉葉』同日条を第一次史料として重視し本格的な分析を試みられたのは石母田氏であったが、その史料の読みや他の史料との関連づけとりわけ頼朝書状との関連の究明などに問題点を残し

ていたこと（この点は後にくわしく検討する）などが重なって、必しも充分説得的な結論を提示され得なかった。そこで、ここでは、今一度同日条をかかげ、石母田氏の分析を再検討するという方法で、考察しなおすこととしたい。

廿八日
丁未陰晴不定、傳聞賴朝代官北
條丸今夜可謁經房云々、定示重支等歟
又件北條丸以下郎從才、相分賜五畿山陰山
陽南海西海諸國、不論庄公可宛催兵
粮段別五升非啻兵粮之催、惣以可知行田地云々
凡非言語之所及（下略）(1)

石母田氏は、まず右の史料に「兵粮段別五升」という記載がみられることに注目し、

地頭と兵粮米の不可分の関係からみて、右の記事を地頭職に関するものとする通説にしたがっておきたい。(2)

とみなし、それを考察の前提とされる。

つぎに氏は、この史料に地頭職のことが語られているなら、その性格はどのようなものかと問い、

「相分賜五畿山陰山陽南海西海諸国」の「相分賜」は、右の西国「諸国」を分割して拝領するという意味である。……分割の客体になるのは、それら西国地方「諸国」であり、行政単位としての国々であって、……国を単位とするかぎり、一国地頭職という形にならざるを得ない。(3)

とのべられ、この時点で国という行政単位を対象とする一国地頭職が、頼朝承認の下に時政以下御家人に朝廷から分賜されるよう時政から奏請された、と理解された。

なお、氏は右の『玉葉』からの推定を裏付けるために、『吾妻鏡』文治二年三月一日・二日の時政の地頭職「辞止」を語った文とそこにおさめられた引用文書に「於時政給七ヶ国地頭職」・「七ヶ国地頭職」・「諸国被補惣追捕使並地頭内七ヶ国分」・「七ヶ国地頭」などの記述がみられることに注目され、そこから、この「七ヶ国地頭職」はかって拝領したもののはずであり、それを「いつかれが保有するようになったかがまず問題であるが」「前後の事情からみても」「文治元年十一月の守護地頭設置に関する時政奏のとき」「この時以外に時政が七ヶ国分の地頭職を拝領し得たはずはない。(4)」と推定され、それゆえ、これらの史料は逆に『玉葉』の記事からの一国地頭職とその分賜とを推定することを裏付けるものとされる。

右の検討を経たのち、氏はさいごに

一国地頭職、たとえば時政の七ヶ国地頭職の内容、その「職」権の内容はなにか(5)

と問い、

それは玉葉の右の引用文につづく「不論庄公、可宛催兵粮段別五升」および「惣以可知行田地」にほかならない(6)

と結論づけられるのである。

私は、氏の考証にたいし、『玉葉』の伝える文治元年十一月二八日の時政奏請にさいし「国」という行政単位からなる所職が要求されたこと、『吾妻鏡』文治二年三月一日・二日条の記載はこの時勅許された右の所職の一部を示すものであること、従って時政が「辞止」した「七ヶ国地頭職」もそのうちのひとつとして、この時に与えられたものであること、などの解釈をみちびき出される限りにかんしては何等の異議もはさみえない。

しかし、㈠、奏請の対象を事実上一国地頭職だけに絞って考察されていること、㈡、少くとも反別五升兵粮米とその結果としての「惣以可知行田地」をこの一国地頭職に固有の権利とみなすこと、この二点に疑義を感ずる。

というのは、㈠についていえば、石母田氏みずから別の個所で認めておられるように(7)、時政の辞止のさい問題とされたものには、「七ヶ國地頭職」とともに「惣追捕使……七ヶ國分」も含まれており、これは「諸國被補惣追捕使並地頭内七ヶ國分」の記載からも知られる如く、一国地頭職と同時に時政に与えられたものである可能性が大きい点からみて、奏請の際の「国」を地頭職だけに絞ることにはいささかの無理があること、が指摘されるからである。

又㈡の点については、『玉葉』の記述によるかぎり、「相分……諸國」と「不論……田地」で後者が前者の内容を示すと理解しうると同じように、前者と後者は各々相対的に別個の要求だ（あるいは少くとも含まれている）と考えるこ

とも可能であるからである。したがって、段別五升兵粮米や田地知行が地頭職に固有に結びつくものとみる以外の可能性がないわけではない。(この点は、同一の内容を伝える第二次史料『吾妻鏡』同日条によっても「(a)補任諸國平均守護地頭、(b)不論權門勢家庄公、可宛課兵粮米段別五升」という記載から、同じく(a)と(b)が相対的に別個のものと読み取る可能性があることを知ることができる。)

もっとも、石母田氏じしん、右の理解が唯一絶対の解釈でありえず、右の解釈をとったばあいいくつかの無理が生じること、そして何よりも「地頭と兵粮米は不可分の関係にある」から「玉葉の記事の全体、……が文治地頭職に関する記事であるという前提」「この前提を批判的に検討しなければ、鎌倉幕府の守護・地頭制度の成立とくにその職権の問題は、明瞭にならないとさえかんがえている。[8]」といわれ、別の可能性に若干言及されている。しかし、問題は、右の点が単に論文の末尾に可能性として触れられているだけで、それにもとづいて氏の結論を全面的に再検討されていないことにある。

そこで以下においては、ひとまず右の㈠㈡の疑問点からはなれ、氏の理解に沿って史料の再検討を行ったばあい、ほぼ確実に氏の論理と結論に矛盾する史実が発見できるか否かを調べ、そのうえで右の二つの疑問点にたち返って、そこから『玉葉』の記事が実際には何を語るものであるかを考えなおすことにしたい。

なお、検討に先立って次のことにふれておきたい。すなわち、石母田氏の『玉葉』の記事の理解はさきにみたように㈠および㈡に集約される。しかしながら、㈠と㈡とは相互に独立した別個の理解ではなく、㈠のこの記事を事実上国地頭職にのみかかわる記事とみなす理解は、㈡の兵粮米および田地知行を地頭職に固有のものとみる考えを前提にしなければ成り立たない。従って以下においては、さしあたり㈡の当否のみを念頭において検討することにする。

まず兵粮米の部分から検討をはじめよう。氏の理解に沿って国地頭職（以下「国地頭職という表現はとらずに国地頭ということにする。[9]）に関わる史料を広くみわたしたとき、『玉葉』以外のもっとも信憑性の高い史料において、兵粮米にかんし、氏の解釈では理解しにくい事実を見い出す。いうまでもなく、それは時政七ヶ国地頭職辞止のことをのべた『吾妻鏡』の一連の記事であり、石母田氏みずから解釈の重要なよりどころとされたものである。尤もこの史料は『吾妻鏡』という二次史料であることを忘れてはならないが、氏自身いわれているように、この部分には一次史料に准ずる当時の文書史料が採録されており、氏の解釈と矛盾する史実は、正にこの部分の中にみられるのである。

(A)院進御物之脚力可罷下候之由所申候也、以去廿八日、三ヶ度御返事、纔一通進覧之由、賜御教書候畢、而件脚力不能賜御返事罷下候、所恐申也者、抑一日參拜之時、七ヶ國地頭職之條、雖令言上候、未兼分明之仰、罷出候畢、(a)仍於時政給七ヶ國地頭職者、各爲令遂勸農候、可令辞止之由所令存候也、(b)於惣追捕使者、彼凶黨出來之程、且爲兼成敗、可令守補之由所令存知也、(c)凡國々百姓等兵粮米使等、寄事於左右、押領所々公物之由、訴訟不絶候也、且糺明如此等之次第、若兵粮米有過分者、卽糺返件過分、又百姓等令未濟者、計糺田數、早可令究濟之由、尤可蒙御下知候、兼又没官之所々、蒙　院宣并二位家仰候之間、可令見知之由、同所令存也、以此由可令言上給候、時政誠惶誠恐謹言、

三月一日　　平時政申文

進上　大夫属殿[10]

(B)時政申状　奏聞候畢、(a)′七ヶ國地頭辞退事、尤穩便聞食、(b)′惣追捕使事、何樣可候哉、爲遂勸農、停止地頭職、無人愁者旁神妙、定爲其儀歟、(c)′兵粮米未濟事又以同前、迎春譴責、窮民若爲歎歟、其條又定相計旨候歟、沒官所々撿知事、自二位卿許、上へは申旨も不候、次第何樣候哉、委趣尋聞子細、且可令計申給之由、内々御氣色候也、恐惶謹言、

三月二日　　左少弁

帥中納言殿(11)

(C)　時政申状　奏聞畢

一　(a)″地頭辞退事、爲人愁、停止之條尤爲穩便歟、

一　(b)″惣追捕使事、雖替其名、只同前歟、但義經行家不出來以前、二位卿不申行之外、一向可被止之由、難被計仰、世間不落居之間、每國置惣追捕使、若又廣博庄園許計補者可宜歟、寂狹少所々皆悉被補者、喧嘩不絶、訴訟不盡歟、且令散方人之愁、可爲尋出両人之術歟、

一　(c)″兵粮米未濟事、任道理尤可有沙汰歟、

一　沒官所々事、二位卿無申旨、仍不能被仰左右、

以前條々、以此趣可被計仰歟、如此事不知子細事也、殊可令斟酌給、今春不勸農者、諸事有若亡歟、能々優如致沙汰者、定叶天意歟之由、内々御氣色候也、仍言上如件、

三月七日　　左少弁定長

進上　帥中納言殿(12)

まず、(A)に注目すると、(a)で七ヶ国地頭職辞止のことを云い、(b)で七ヶ国惣追捕使保留について理由をのべたあとで、(c)において、「凡」とあらたまった文言で文章をつなげながら、兵粮米にかんし過分の取得があればその分は返済するが、百姓が未進したばあいは田数を糺計して究済するよう院の下知を下してほしい、と時政は述べている。とすると、石母田氏の理解にしたがうと、兵粮米は地頭に固有の問題だというのに、地頭職を辞止しておきながら、兵粮米の未進分を依然要求しつづけ得るものと捉えられていたことになり、このように解する限り矛盾する結果に陥らざるを得ない。

しかし、もちろん石母田氏自身この矛盾には気付いており、兵粮米を地頭職に固有なものとの理解を堅持しながら、次のような方法で矛盾を解かれようとする。すなわち、

> 時政の保有している地頭職は、兵粮米の徴集という実務の執行とは別個に存在しうるようなものではないか（という疑問を述べたのである。(13)）

および、

> いいかえれば、文治の地頭職とは、兵粮米を収納するという「得分権」なのである。(14)

というように、兵粮米の徴集権と得分権を区別し、中田薫氏の説に従って、地頭職に固有なのは得分権の方と考えられるのである。ここから、時政が地頭職辞止にさいしてのべた右の(c)の部分は、得分は放棄するが徴集権については保留することを述べたものと解し、したがって、論理上の矛盾のないものとして解釈できるとされる。(15)

しかし、右の解釈には二つの無理がある。ひとつは、右のように解すると(c)部分はやはり地頭職にからむ問題として(兵粮米の得分権は放棄するが徴集権は残されるという)提出されているとみなくてはならないが、文章の脈絡からいうと、(c)は(a)の直後にきておらず、又(b)のあとに続くにさいしても「凡」と(a)(b)とは相対的に異るというニュアンスを含んだ表現がされていることである。この点は(A)の時政の要望をうけた朝廷側の書状(B)(C)をみても(a)(b)(c)にそれぞれ対応する(a)′(b)′(c)′および(a)″(b)″(c)″でも同じように(c)′(c)″が(a)′(b)′・(a)″(b)″と相対的に独立した記され方をしていること、とくに(C)文書で(a)″(b)″と各々独立する一箇条として扱われていること、によってもさらに裏付けることができよう。従って、この点からすると、(c)を(a)の地頭職辞止にともなって云う必要のある保留文言とみなすことには、やや表現上の無理がある。

しかし、右の点は表現上の無理というにとどまり、決定的な否定材料とはなりえない。

ところが第二の点はあきらかに論理的な矛盾といえる。即ち、右の解釈に立つ以上(c)部分では徴集だけを問題にしているとみなくてはならないのだが、あきらかに「兵粮米有過分者、即糺返件過分」といい、余分に収得した分については返済するといっているのだから、これは得分権のある者の発言としかとれず、従って時政は地頭職を辞止しておきながら、得分権にかんしその放棄ではなく過分の返済をいっているということになり、明白な矛盾に陥る。

しかし、石母田氏はこの点をも気付いておられたようである。そこで、この矛盾を解決するために、

時政はこの返上によって兵粮米の将来の「得分権」は放棄しようとしたが、現在までの未済分についてだけは、「徴集権」を留保しているということになるのではないか。(16)

とのべ、即ち「若兵粮米有過分者、即糺返件過分」は得分権にふれたものだから地頭職辞止に伴って過分を返すのは当然と解し、「又百姓等令未濟者、計糺田數、早可令究濟之由、尤可蒙御下知候」は従来の地頭職につながる得分の徴集権だけを保留したことを示すものと解されるのである。たしかに、「若」以下の兵粮米にかんする文章を辞止する以前の地頭職にのみかかわることと解釈しうるなら右の理解に立つことも可能であろう。

しかし、そのように解すると新しい矛盾が生じる。つまりもしそう考えるなら、当然「又百姓」以下の部分も地頭職にかかわる得分の徴集とみなくてはならなくなるが、しかし、ここでは得分権のみにかかわる地頭職の辞止しか問題にされてないのだから、徴集権の問題は地頭職の存否に関わりなく今後にわたっても存続されるものとして捉えられなくてはならないはずだから、あきらかに矛盾に陥るのである。このさい「若兵粮」部分は従来の地頭職にかかわるものだが「又百姓」部分は将来をも含むもの、と解して矛盾を解くこともできない。なぜなら、あきらかに右の部分は、文章の構成からいって兵粮米の過分と未済分との二ケースの扱い方をのべたものであり、従って過分と未済の問題は同じ比重で対応しているとみるべきだからである。

以上のようにみてくると、石母田氏の理解には出発点において矛盾があり、その矛盾を解決しようとさまざまな考え方を提出されているが、それが又新しい矛盾を生んでいることが判明した。とすると、このことは、右の分析の

過程における氏の矛盾はひとつひとつ指摘ずみであるから、逆に右の時政書状における氏の前提、すなわち兵粮米は（その得分権だけだとしても）地頭職に固有のものとみる理解そのものの当否を再検討せねばならないことになるのである。

さきに検討した『玉葉』及び『吾妻鏡』の地頭職奏請に関する記事が、必しも兵粮米＝地頭職固有の権益のみを扱っているとは断定しえないこと、時政の地頭職辞止にかかわる一連の文書からはむしろ別個のものとみられる可能性が高いことはすでに右に指摘した。[17] しかし、従来の有力な通説であるこの見解には何らか別の積極的な根拠があるのだろうか。そこで以下この通説の根拠でもあり石母田氏も前提としている中田薫氏の見解にたちかえって検討しよう。

中田薫氏は「鎌倉時代の地頭職は官職に非ず」[18]において、次の諸点を根拠として文治地頭職には反別五升兵粮米の得分権以外何の権利も職務もみられないとされた。即ち、

(1)（文治以前の）「此等の地頭職も亦、下司や公文の如く、王朝の末期に至っては已に純然たる職務の観念より變じて、吾輩が曾て職務的用益權と命名したる一つの負擔付不動産物権と化了せしことは疑う可らざるの事實なり。」[19]

といえること。（傍点原文のまま、以下同じ）

(2)文治地頭職に固有の職務と考えられやすい軍事・警察事務についても「一見地頭の職務と見ゆるが如き警衛事務は、地頭なる職員の職務にあらずして、「地頭たる」御家人の特別加重義務に他ならざるなり。」[20]と理解されること。

(3)事実『吾妻鏡』文治元年十一月二八日条の伝える地頭職奏請記事に「曰く、「補二任諸國平均守護地頭一不レ論二權門勢家庄公一可レ宛二課兵粮米段別五升一」と。」[21]みえるから「讀者は此の兵粮米なる名義に於て庄公の土地より徴収さるべき段

別五升の租米が其實地頭の得分に外ならざりしことを知らざる可らず。」といえること。(22)

以上の諸根拠ふまえつつ最後に、

(4)『兵粮米徴収権は即ち地頭職にして、地頭職は即ち兵粮米徴収権、兵粮米徴収権と地頭職とは、名を異にして實を一にし、一にして二に非』ず、(23)

と結論される。

しかし、右の諸点には各々問題がある。この点にかんし、中田氏の論述そのものをとり上げ、その論旨に則して全面的な批判を加えたのは、牧建二氏が中田氏との著名な論争の中で著した「日本國總守護及び總地頭」の第四「地頭職と總地頭職の補任」であり、両氏の論争を通して地頭職が問題にされたのはこのときだけであり、その後、それに則した形での全面的検討は反論も肯定論も、中田氏を含めて出ていない。(24)そこでここでは、右の諸点についてまず牧氏の見解を示し、その上で私見をのべることにしたい。

まず、(1)についていえば、牧氏は

一、文治の地頭は守護と共に義經行家の追捕を始めとして國家の守護警備の任に就ける點に於て義經行家追捕使たる頼朝の代官である。此意味に於ては一種の關東の職員である。(中略)

二、併し文治の地頭は又庄官である、否此方面こそは頼朝が全國に之を設置するに至れる主たる理由を爲すもので

ある。……文治の地頭の庄官的一面は頼朝の書状や當時の地頭關係の文書にて疑ふ餘地がない。[25]……（傍点原文のまま、以下同じ）

と説かれる。私は、右の「職員」「庄官」たる点をもって、地頭を「不動産物権」としかみない中田説を批判する視角については必しも反対ではない。しかし、問題は批判の仕方にあり、中田氏が文治地頭出現の前後の時期の地頭に関する史料をもってそれなりに根拠としている以上、それに則した批判が必要であろう。だが、牧氏は、文治前後の史料については勿論、右の一・二の理解についても史料の分析にもとずく理解を提示されていないので、なぜそのように判断できるのか判然としないのである。

そこでまず文治以前の地頭にかんする史料から考えよう。中田氏が根拠のひとつにあげられる東寺百合文書ホ寿永三年四月十六日平辰清所領寄進状案は、たしかに氏がいうごとく「平辰清が……自ら地頭職を保留して大内郷の領主権を八條院女房に寄進した」ものであり、それなりに「不動産物權化」されていた[26]とはいっても、だからといって保留された「地頭職」に関して職務的側面が希薄になったことを示す証拠はどこにもみあたらない。又『吾妻鏡』元暦元年四月廿三日条所引俊兼奉源頼朝書状では、たしかに氏がいうように「而南郡國役責勤之間、云二地頭得分一云二代官經廻一、於レ事不レ合レ期之由、所歎申也」と云ひ、明らかに地頭職に得分權が附随することを言[27]」っているが、だからといって「地頭職は……職務よりも一の土地の上の得分權として重視されつゝあり[28]」と判断できるわけではない。同文書には右の「地頭得分」とともに地頭にかんして「於所當官物、無懈怠、可令勤仕」と、あきらかに「官物」の「勤仕」という職務としか云いようのないことがらが記されており、これを地頭得分と比較してそれより軽視されて

いたなどとみなしうる根拠はみあたらないからである。又「文治元年十一月三日に院廳が源義経を九州の地頭に、源行家を四國の地頭に補したる」[29]のも事実ではあるが、[30]その事実が「地頭職が已に土地の上の得分權として、重視されつゝありし」[31]ことを示している根拠にはなりえない。後章であつかうように、この地頭職は、当該諸国における官物雑役の弁済にかんする独自の職務を持っていたことあきらかであり、それが有名無実のものであったとは考えられないからである。[32]

右の問題は、文治後の地頭についての氏の理解についてもあてはまる。たしかに「吾妻鏡文治六年四月十八日條には「右犬丸菊松地頭宇美濃道上高田郷地頭保房等如私領知行、不レ致二所當以下勤一之由、依二在廳訴申一自レ院被二仰下一」と」記されており、「此所領は恩領にして私領にあら」[33]ざることあきらかである。又「吾妻鏡文治二年六月十一日條には「熊野別當知行上總國畔蒜庄也、而地頭職者一品令レ避二付于彼人一給、於二其地下一(○下地と同義)者、上總介和田太郎義盛引募之處、各背二本所使下知一不レ辨二年貢等一之間、云々」[34]とたしかに記され、ここでは「地頭の知行は下地そのものに及ばざることを示し」[35]ている。さらに「同書寶治元年十二月八日條には」たしかに「「有評定、就下諸國地頭等與二雜掌一相論上有下被二一決一之事上」」「「有限給田・加徴・地頭雑免等外、於二名田畠下地一者、自往古本所進止之由雜掌申レ之」」とのべられており、「地頭は……加徴米徴収區域たる庄官百姓等所持の名田畠下地を進止せざることを明らかにし」[36]ているといってよい。(他の引用例は、右の三ケースと同質なので省く。)しかし、以上の例をもっていかに地頭職が「私領」を対象とせず、「下地」の知行に及ばぬケースがあり、加徴米徴収区域への進止権が認められないからといって、なぜ「文治以後の地頭職は何等職務の意味を有せず、単に一不動産物權に過ぎざりしものなりと断言することを得」[37]るのか理解に苦しむ。氏が取上げた『吾妻鏡』文治六年四月十八日条にも「所當以下」が「地頭」の

「勤」とされていることはあきらかである以上、それを職務とみなければ一体何とみるのだろうか。

以上のようにみるならば、地頭職には不動産物権化（得分権化）の側面が確かに認められるが、だからといってそれが職務・官職でないとはどこからも証拠だてられないこと、中田氏の根拠とした史料じしんで明白であり、いくつかの例ではあきらかに前者と併存して後者の存在を確認できるのである。

しからば、さらに一歩すすんで、右の職務・官職の面の存在を文治の前・後に地頭一般の問題として積極的に見出すことはできるだろうか。牧氏は右述のごとく、一、幕府の職員、二、庄官たるの二重の意味で、地頭を官職・職務とみなしたのであるが、それを論証しうるだろうか。だがその点はあきらかである。別稿において私は文治地頭の先駆形態を検討したが、地頭職は、あきらかに当時一般に荘公にたいして所課を勤仕するという職務をもった職として生成してきていることを知ることができた。[38] そして、一章で検討した結果により、あきらかに、文治元年当時、頼朝側によって、地頭とは一般に、幕府に対しては狼藉鎮圧の強制力を行使することを職務とし、荘公に対しては所課を勤仕することを職務とすべきものとして捉えられていたのである。[39]（又それが実現されたことは、三章の検証であきらかにされる。）さすればもはや、地頭職に得分権とともに職務・官職の側面が存在したことは疑う余地がない。（中田氏の理解の中には、不動産物権（得分）と職務は相容れないものであり、領有の重層状態が排除され前者の入りこむ余地のない私領（完全な進止領掌の客体）においてのみ職務は成立する、という発想が横たわっていると思われてならない。だが近代以前において、およそ職務とは上級領有者に対して存在するものであるから、完全な進止権の与えられた私領の領有主体にとって、職務自体が存在する余地など見い出しうるはずはない。氏がいかに諸史料によって裏付けようとされても、同一の史料で否定されるのは当然といわざるをえないのである。）

次に(2)についていえば、牧氏は、前述の一、において地頭が「國家の守護警備の任に就」いた点を指摘してはいるが、その具体的な論証がないこと既述のごとくであり、それを別としても、中田氏は、右の任務とは、地頭としてでなく彼が属する御家人として負うべきものであったと述べているのだから、この指摘だけで反証とならないことはいうまでもない。そこで氏の主張に則してみれば、氏は承久乱以降の式目・追加法などに、盗賊悪党の追捕のことが「籠置悪黨無沙汰所々事、於地頭御家人等之領者」などの如く「獨り地頭のみならず、總ての所領知行者に對して」[40]命ぜられていることを根拠に警察権の行使が地頭固有の職務でないといわれるのである。しかし、管見のところ右の問題が御家人一般に広がるのは承久乱後のことであり[41]、文治地頭成立の初期に少くとも地頭以外に(守護は別として)広がったケースを知らない[42]。しかも、前章でみたように[43]、文治地頭設置の目的は、まさに右の問題を含む狼藉に対処するところにあり、もし御家人とすることでそれが満たされたのならかかる問題が提起される必要はなかったはずである。従って強制力の行使はまさにこの地頭に固有の公認された職務として捉えられていたといってよいのである。とすれば、右の問題がのちなぜ御家人一般にひろがるか、そのさい地頭と職務内容の区別はあるのか否か、などについては問題は残るにしても、少くとも当該の時期、警察権の行使を地頭の職務とみることには何の矛盾もないのである。

次は(3)についてである。牧氏はこれについて、まず『吾妻鏡』奏請記事をとりあげて、

> 此宣旨には兵粮米の徴收のことゝ地頭補任のことゝを明かに區別して載せて居るのである。[44]

と理解し、そのうえで

1. 兵粮米と地頭職とを並に停止した場合がある。文治二年正月九日高野山へ下した時政の下知状に見ゆ。（下略）(45)

2. 兵粮米を免除するが地頭職は補任することを特に明言した場合がある。右の月の十一日高瀬庄に對して兵粮米を究濟せしむるも地頭總追捕使は補すべき旨を述べた時政の書狀に見ゆ。（下略）(46)

3. 地頭職を廢するが兵粮米は尚ほ徵收した場合がある。文治二年三月一日時政は勸農の爲に七箇國の地頭職を辭退したが、兵粮米に付ては徵收過剩の分は之を百姓に返し、百姓の未濟分は之を免除すべき旨を奏聞しつゝ、兵粮米を徵收しないと言ふことを述べて居らぬから依然守護の職務としてゞも之を徵收したものと見ねばなるまい。（下略）(47)

4. 地頭が兵粮米を徵收しつゝ得分とは爲さなかった場合がある。文治三年六月三日條に先に長門の海上で紛失した寶劍を捜索する爲に要する粮米を西國の地頭等に宛催さしむるやうにと言ふ宣旨が下されたことを記している。（下略）(48)

の四点を指摘して「以上の事実に依り兵粮米の徵收と地頭職の補任とを同一視してはならぬ」(49)と結論されている。

しかし、右の理解に関する限りでは、牧氏の反論は充分ではない。宣旨について、兵粮米と地頭とを別々のこととみることは、『吾妻鏡』の記事の限りでは可能性としてしか云えぬことはすでにのべた。[50] 又 1. の記事は確かに『吾妻鏡』同日条にみえるが、もし文治元年十一月奏請ではじめて兵粮米が地頭職固有の得分とされたなら、翌月の段階にすぎぬころ、停止に際してその両方を記すこともないとはいえまい。2. の記事も『吾妻鏡』同日条にみえるが、「令究済兵粮米」という表現がなぜ「兵粮米を免除する」ことを意味するか判然としない。同日条の文脈は難解であるが少くとも氏のいう論理を見い出すことはできない。3. の記事も『吾妻鏡』同日条から知りうるが、氏の理解の限りであるなら、さきにみた石母田氏のごとき疑問[51]が生ずるのは当然である。さらに 4. ついていえば、このケースで地頭は兵粮米を得分としなかったことは仮に言えたとしても、「徴収」している事実にかわりはない。このようにみるならば、氏の提示した史料解釈の限りでは、「兵粮米の徴収と地頭の補任とを同一視してはならない」（傍点筆者）と積極的には結論づけえないのである。

しかし、だからといって、中田氏の見解が成立すると断言できるわけではない。なぜなら、すでに検討してきたように、牧氏が述べた 3. 文治二年三月時政地頭職辞止について詳しく吟味するなら、石母田氏の中田説支持は成りたたず、従って、兵粮米を地頭職の固有の付属物と捉えない方が、はるかに蓋然性が高いことがいえるからである。[52]

さて、さいごに(4)についてみよう。牧氏はこの点にかんし(1)への批判で得た幕府・荘公に対する職務の存在を念頭におきつつ、種々の地頭給田についての史料を検討しながら、

私は右の如く考へて理論上よりも、文献上よりも文治の地頭が得分として給田（及び給名）を得たことを信ぜんと

する者である。(53)

と述べ、そこから中田氏の(4)の理解に対し、

兵粮米のみに限る説が何等確實なき證據を有せざる一種の先入主の見解(54)

との判断を下されている。(1)にたいする牧氏の結論は独自の検討によって支持しうること既述のとおりであり、さすれば、幕府・荘公の職務遂行の主体として給田（名）を持つことはごく自然に認めうるが、事実地頭給田・給名についての氏の史料検証は妥当であり、その存在は、(1)にかんして中田氏が提示した史料の中にも（たとえば『吾妻鏡』宝治元年十二月八日条）見出される。とすれば、幕府・荘公に対し職務をもち給田（名）をこれらから与えられた地頭について、中田氏の(4)の見解が成りたたず、その限りで牧氏の理解が正当であることあきらかであろう。

右によって、中田氏の主張も、決して不動のものではないことが判明した。もちろん右の検討だけでは(3)の地頭職に兵粮米が得分として含まれることは必しも否定されていないが、少くともそれだけとみることはできないのである。以後、地頭職＝兵粮米得分とする諸学説でこの中田説以上に積極的根拠を示したものは管見のところ知りえない。従って以上でこの通説に対する検討としては充分であろう。

それでは、既述の『玉葉』・『吾妻鏡』の記事をはなれて、右の点を積極的に主張しうる史料はみられるだろうか。いくらか関連性を云々される史料はあるが、いずれも根拠にはならない。その理由を示そう。

(A)『吾妻鏡』文治二年六月廿一日条

爲搜尋求行家義經隱居所々、於畿内近國、被補守護地頭之處、其輩寄支於兵粮、譴責稟日、万民爲之含愁訴、諸國依此支令凋弊云々、(下略)

右の条には、このあとに同日付頼朝書状が採録されている。が、右母田正氏が詳しく検討されたように、右の地の文は、この書状のみをもとにして編者が綴った部分であり、書状そのものと対比するなら、多くの点で誤った要約や解釈がなされている。当該の兵粮米についていえば、地の文には「其輩(守護地頭)寄支於兵粮」とみえるから、たしかに兵粮米が地頭職と結びつく可能性はあるが、書状そのものの詳しい記載の中には、地頭職と兵粮米の関連に触れる点が一切ないばかりか、兵粮の字さえみえず、「武士濫行」「不用本家之支、不勤國衙役」ことなどが問題とされているだけである。[55] 従って、右の史料を根拠とすることはできない。

(B)太政官符　諸國

応早令停止國衙庄園地頭非法濫妨支

右内大臣宣、奉　勅偁、依令追伐平氏、被補其跡之地頭、稱勲功之賞、非指謀反跡之處、宛行加徴(a)課役、張行撿断……可令停止地頭綺之状如件、依　宣行之、符到奉行、

文治二年十月八日　　正六位上行左少史大江朝臣

北大文学部紀要

修理左宮城使従四位上左中弁兼中宮権大進藤原朝臣[56]

(C)一　宣旨事

左辨官下　五畿内諸國七道

應令自今以後、庄公田畠地頭得分、十町別給免田一町、并一段別充加徴[b]五升事、

（中略）

貞應二年六月十五日　　大史小槻宿禰[57]

(B)の(a)部分が加徴米ないし類似のものを意味している可能性は大きく、又(C)の(b)部分が新補率法地頭の得分たる加徴米を示していることはいうまでもない。そこで(b)に「五升」と定量化されているところから、(a)は(b)の先駆形態であるうえ事実上反別五升兵粮米と重なるという理解は、一つの考え方として存在している。しかし、安田元久氏が「兵粮米・地頭加徴米小考」で従来の諸説を詳細に検討しながら到達されたところの結論は、「地頭加徴米と兵粮米とが、本質的に別個のものである」というものであり[58]、私自身も少くとも地頭加徴米＝兵粮米とみなすに足る積極的徴証をみいだすことはできない。従って右の史料も少くとも積極的根拠からははずさざるをえないのである。

この他にも兵粮米の存在を示す史料はあるが、少くとも地頭の固有の職務・得分につながることを積極的に示すと理解される可能性のある史料は、まずみあたらない。とすると、まず管見のかぎり、兵粮米が地頭に固有の権益たることを積極的に語る史料はみあたらないといえるのである。

以上によって、兵粮米＝地頭得分とみる説は、その支えとなっている中田説においても、又当時の史料そのものにてらしても、何ら積極的な根拠をもったものでないことが判明した。

しかし、以上は、兵粮米＝地頭得分とみる説に積極的な肯定の根拠がみあたらないことを検討したにすぎない。それでは一歩進んで右の説を積極的に否定することは可能であろうか。これは中田説の検討で保留をつけておいた点(3)について具体化することにもなる。

右の点を考えるためにここで検討を加えねばならないのは、右の兵粮米の停止を伝える『吾妻鏡』文治二年三月二一日条の左の記事である。

諸國兵粮米催事、於今者可停止之由、被宣下云々、是依爲神社佛寺權門勢家、凡人庶愁歎及所々訴之間、度々被經御沙汰、可令停止之旨、被申京都已畢云々、

右の記事は、当面の問題の鍵のひとつを握る史料として、従来さまざまに言及されてきた。しかし、右の史料そのものの検討を独自のテーマにかかげ、はじめて本格的にその史料批判を試みたのは、石母田正「文治二年の兵糧米停止について」[59]であった。そこでここでは右の研究を再検討することからはじめよう。

氏の論の要点を示せば次のとおりである。

(一) まず右の宣下の記事をのせる三月二一日という日付は『吾妻鏡』の慣例では、その宣旨が鎌倉に到着した日を示す。

(二) 京都・鎌倉の往復には最少限二週間程はいるから、右の史料からすれば、兵粮米にかんする鎌倉側の申請は三月

六日ごろには京へむけて出されていたと考えられる。

㈢ ところで『吾妻鏡』文治二年二月二八日条には、「仰五畿七道諸國庄園免除兵粮米未進可令安堵土民」等四つの提案が、この日鎌倉から京都にむけて言上されていたことを載せている。四つの提案そのものは原史料に基いた信憑性の高い史料とみられるが、そのひとつ「肥前國神崎御庄可停止武士濫行事」は、二月二二日京都を発した飛脚の通知を前提としているとみられる点からいって、六日後にすぎない二八日条に載せられている点は疑わしく、従ってこの言上は、三月に入ってから鎌倉を発ったもの（『吾妻鏡』は日付の記載を誤っている）とみねばならない。

㈣ 一方時政は、京都で三月一日に朝廷宛の書状において、兵粮米については過分の徴集はとどめようといっているにすぎない。とすれば、時政の行動は頼朝の意向に原則として従っているとみなくてはならないから、㈢にいう「兵粮米未進の免除」という提案は、時政の提言を超える譲歩である以上、時政の奏請に対する勅答の出た三月七日よりもさらに後に京都に着いたとみなくてはならない。

㈤ とすれば、三月二一日条の伝える宣旨が下された時期と推定される三月中旬のころは、右の㈢の提案が京都に届いたころとほぼ重なってくるから、この時点でそれを超える「兵粮米の全面停止」の奏請にもとずく宣旨が下ろうはずはなく、宣旨が下されたとすれば、それは㈢の奏請を認めたものにすぎない。従って、三月二一日条の伝える「諸國兵粮米催事、於今者可停止」を兵粮米の全面停止とみることは、地の文たるを忘れた態度というべく、結局、この史料は、兵粮米未進の免除が定められたことを示すだけで、これによって兵粮米の全面停止が行われたとみることはできない。

兵粮米停止にかんする研究の中で右の業績がもつ意味は劃期的であるが、しかし、すでに友田吉之助氏が「文治二

年兵糧米停止の信憑性について」[60]で批判されているように、いくつかの点で史料批判上の問題点があり、それが結論の可否に影響するのである。

第一に、㈢で『吾妻鏡』文治二年二月二八日条所収の奏請申文に関し、その京都への発送時点を、三月初旬以降とみている点であるが、神崎庄にかんする問題を伝える使者が二二日に京都をたったとしても二八日までに絶対に鎌倉に到着していないとみることはできない。石母田氏自身四日で行けるケースの存在を認めているのだから[61]神崎庄問題は院領たる同庄の兵粮米徴集を停止させようとする問題である点からみても、火急の事項として扱われた可能性は充分あり、二八日迄（中五日）に到着した可能性が否定されないことは認めねばならない。[62]二八日条という日付の確定が『吾妻鏡』編者の手を経たものであっても、積極的に否定する根拠を捜しえない以上、編者の日付の確定にも何らかの根拠は存在したとみるのがむしろ自然であるから、安易に日付の変更をなすべきではないと思う。

第二に、㈣において石母田氏は、頼朝と時政の行動は原則的に一致しているという前提に立っておられるが、友田氏が詳しく検証されたようにむしろ両者の間には一定の矛盾があったことを認めねばならない。[63]従って、「免除兵粮米未進」を内容とする奏請は、時政奏請に対する勅答のあったのちはじめて朝廷側の手にわたったと必しもみなければならないわけではない。

（もっとも、友田氏はこの他に「免除兵粮米未進」という『吾妻鏡』の記載に関し「兵粮米進」と読みうる古写本が存在することを根拠に、この奏請は、兵粮米の徴集そのものを全廃するという提案であり、従って、三月二一日条にいう「宣下」の前提となる奏請がすなわち右の奏請である、と理解される。[64]「兵粮米進」と読める写本が存在することは事実であるが、[65]氏自身が指摘しておられるように、他方「兵粮未進」と読める写本も現存するし[66]「米進」と書かれ

た写本が「未進」と記すあらゆる写本の祖にあたることが証明されているわけでもない。したがって、その点で右の解釈はひとつの可能性にすぎないことになるのだが、より大きな難点は「五畿七道諸國庄園免除兵粮米進」というような表現がありうるか、という点であろう。「進」を「免除」するという言い方を他に見かけないことが第一点であり、「免除」という語は「全廃」ではなく何らかの意味で部分的又は個別的に行われるばあいに用いられるのが通例であるから、「五畿七道諸國庄園」という日本全土を対象として兵粮米そのもの全体を問題とするという右の文脈で「免除」という表現が用いられるのは不自然であるというのが第二点である。「免除……未進」という読みならば、いかに日本全土を対象としようとも、未進部分についてのみ問題とするということになり、「免除」という表現にも無理を生じない。

以上の点から、この点にかんする友田氏の見解には従うことはできない。従って私はこの部分は「兵粮未進」又は「兵粮米未進」と読むほうが、まず史料の読みとしては矛盾がないと考える。又のちにのべるように、このように読んでも友田氏のいわれるように全体の関連が理解できなくなるとも考えられない。)

さて、右にのべた二つの点からすれば、二月二八日条所収の奏請の文書が同日鎌倉を立つ使者にもたれ、三月七日の時政への勅答の出る以前に京都に届けられた可能性は決して否定されてはいないのである。

右のようにみると、この奏請の京都到着を三月中旬にまで下げる必要はなくなるから、三月二一日条にいう宣旨の下されたと推定される時期は三月中旬ごろであろうが、その宣旨を右の未進免除を問題とする奏請をうけいれたものとみなくてはならない根拠は必しも存在しないことになる。三月二一日条の伝えるところによれば、その宣旨には「諸國兵粮米催事、於今者可停止」との内容のことがらが記されていたのだが、史料に史実である限り、二八日奏請

のいう『免除兵粮米未進』とはあきらかに異ることを語っているのだから、いかに二一日条が二次史料ではあれ、他に積極的にそれを否定せねばならない根拠が存在しえなくなった以上、まず別個のものとして可能性を検討し、全体を矛盾なく説明しうるかどうか検証しなおす必要があろう。

そこであらためて二一日条にもどると、「可令停止之旨、被申京已畢」とみえ、「兵粮米催」を「可停止」く定めた宣旨は、幕府の奏請にもとづくものであることを伝えている。とすると、右の奏請が行われたとするならその時期がいつかが問題となろう。ところがその点は『吾妻鏡』文治二年三月十六日条の記事からある程度推定することができる。

(a)山城介久兼爲使節上洛、(b)被仰伊勢國神領顚倒奉行等事、(c)又諸國兵粮米催事、漸可被止之由、被仰北條殿、(d)是及狼藉之旨、預所有訴之故也、(e)依之可被　奏達此趣之旨、被申帥中納言許云々、

(f)諸國并庄園事、爲令制止狼藉候、成遣下之候、所觸廻候也、(g)武士之中抽群不當之輩候者、早可令召下候也、可被處刑輩事欝存候、(h)子細者先度次第令申候畢、(i)其許否者所詮可隨御計候、不起自御意、近習者御勘氣可候之由者、不能欝申候、其恐候之故也、但　君者雖爲不知食候事、已稱御定、令下　宣旨候之條、無謂所行候歟、以此旨可令披露給候、恐々謹言、

三月十六日　　賴朝

進上　帥中納言殿

右の史料について、石母田氏は前掲論文において、(c)部分にいう兵粮米停止のことは、関連採録の原史料に記され

ていないとして、「E（原史料頼朝書状に付された記号―引用者）を読むと兵粮米停止については一言もいってないことに注意すべきである。……地の文には、書状の後段の趣旨が、少しも反映していないことが問題である」[67]とされ、そこから地の文は「独立の資料的価値が少いことを認めねばならない」[68]とみなし、地の文(c)部分の諸国兵粮米催の停止にかんする記載の信憑性を否定された。

しかし、友田氏が同じく批判しておられるように、採録された書状に何ら兵粮米停止にかかわる問題が述べられていないと断定する点には無理がある。(f)部分のうち「成遣下文候、所觸廻候也」の部分がそのまま『吾妻鏡』二月二八日条の「免除兵粮米進」についてのべられた「賦遣使者可觸廻之由、可被仰北條殿」の部分に対応するとみる友田氏の理解[69]は、二八日条が友田氏のいうように兵粮米全廃の提案とはみなしがたくむしろ未進分の免除に関する奏請とみるべきである以上、再検討せねばならない。しかし、この時期に「諸国并庄園事」に関して生じる「狼藉」の問題が兵粮米問題と無関係と捉えることはできないとする氏の見解は継承さるべきであろう[70]。

とすれば、(f)部分は、兵粮米停止そのことを時政に伝えたとは述べていないが、その停止の命令にもとづいて、時政に武士が兵粮米徴集をめぐって狼藉をひきおこすのを制止するよう、下文で触れさせた、と解することが必しも不可能ではなくなる。

ところで(g)部分が、この書状で(f)をうけてのべられているところからみれば、(g)でいう「武士之中抽群不當之輩」については、一般的に不当な武士を問題にするという形ではなく、右の狼藉制止に関わる形で指摘されているとみるべきであろう。とすると、(g)の主旨は、(f)のように狼藉制止を命じたばあい、武士の中になかなか従わない「不當」の者がいたなら、それは早く鎌倉方で捕えたく存じております、（従って）彼らを（朝廷側で独自に）刑に処せられ

ることは遺憾に存じます、との意になろう。

ところが、(h)では以上をうけて「子細者先度次第令申候畢」といっているのである。とすると、少くとも(g)の「子細」はすでに朝廷側に頼朝から言上ずみなのである。だが(g)の主張は、(f)で問題にしている兵粮米停止にもとづく武士狼藉の制止に際して生ずる問題についてのものであるから、そもそも兵粮米を停止するという奏請が朝廷に対して行われていなければ、主張されようはずもない。

このようにみれば、この書状から、これ以前にかって兵粮米停止の奏請が行われと理解することは決して不可能ではない。

もちろん、この書状全体の主旨は、兵粮米停止そのものに関することではない。(f)・(g)部分は(h)においてすでに言上ずみだといわれていることからあきらかなように、書状にとっては前置にすぎない。従って同書状の主題は(i)部分にかかっており、武士を刑に処すのは遺憾に思うが、院の知らない所で近習が勝手に決めたことなら、院にうらみを抱くことはまちがっていよう、しかし、君の知らないことを勅定として宣旨に下されるのはやはりいわれなきことと申さざるを得ない、というのがその主旨である。

しかし、書状の主旨は、すでにのべた(g)の主張にまつわる頼朝の意見の開陳にあるのだから、むしろ兵粮米停止に端を発する問題の延長線上とみることは不可能ではない。従って、石母田氏のように「兵粮米停止については一言もいっていない。」ことを理由に、この書状を兵粮米停止と無関係な史料とみなければならないことにはならないのである。逆にいえば、右の書状は何らかの形で兵粮米停止にかかわりのある史料とみなす可能性は存在する、ということになる。

右の点を念頭において右の書状にさきだつ地の文にもどろう。この地の文章の各文節相互の関連は必しも明解ではない。しかし、伊勢国神領顚倒奉行等のために(b)久兼が使節となって上洛すべく鎌倉を立った(a)という記事と同じ十六日の行為として記されているのは、(e)の部分だけに絞られる可能性がある。(d)は(c)の理由説明の部分であり、(e)は冒頭で「依之」という語句によって、(c)(d)を(e)の前提とみなして文を立てているという形になっているからである。もちろん、(c)も(e)の行為と同じ日に別に行われたと解することも絶対に不可能ではないが、やはり可能性にすぎない。少くとも、同日の行為は(e)であり、(c)はそれ以前の行為とみる可能性があることだけは確実である。

そこでこの点をふまえて、さきの書状の理解にもどると、書状の論理からすると、兵粮米停止があったと考えて少しも矛盾はなく、そうだとすれば、停止の奏請は十六日当日よりある程度遡る時点とみなくてはならないことが明らかになっている。

ところが、地の文では、あきらかに「諸国兵粮米催」そのものを「停止」する旨の命令が頼朝から時政に下されたことを伝えている。この部分がいかなる原史料に拠って編まれた文章であるかはたしかではない。しかし、書状の理解から兵粮米停止の存在を推定することはできても、地の文(d)にみられるような理由づけの論理をみちびきだすことはできないから、地の文(c)(d)の部分を、書状の理解のみにもとづく述作とみなさなくともよいのである。とすると、書状から兵粮米停止の存在を推定することは不可能でなく、かつ地の文は書状のみを根拠とした述作とみなくてもよいのだから、この地の文は、何らかの別の原史料があり、それにもとづいて書かれている、とみることも不可能ではないことになる。

尤も、(c)(d)の根拠になる史料は、『吾妻鏡』文治二年二月二八日条と三月二一日条だけであり、それと当該の書状

を結びつけて述作したと解することも絶対に不可能とはいえないだろう。しかし、二一日条からは「被仰北條殿」たという文言をひろうことはできず、二八日条には類似の「可被仰北條殿」という表現があるが、この条は「兵粮未進」の「免除」を問題にした史料とみるべきこと既述のとおりだから、やはり、これだけを根拠とするとみることもいささか無理がある。とすれば、やはり、『吾妻鏡』には採録されてない別の何らかの原史料があり、それにもとづいているとみることは不可能ではないのである。

しかし、このように考えると、なぜその原史料が採録されてないかが問題になろう。だが『吾妻鏡』が採録する原史料は、その編年体の性格からいって、原則として日付を付したものにかぎられている。とすれば、何らかの理由で日付がない又は明らかにできない史料にかんしては、特定の日にかけて採録したりその日の綱文として立てて用いることができないのは当然であり、従って地の文の中におりこまなくてはならないことになる。とすれば、兵粮米停止にかんする他の原史料についても、それは存在したが、かけるべき明確な日付を欠いたために、十六日条にかけて地の文として記した、とみることも不可能ではないであろう。

ところで、地の文(c)では、兵粮米停止にかんして時政に命令があったことのみを記しているが、書状によれば、兵粮米停止があったとするならば、当然朝廷に奏請しているはずであること、既述のとおりである。

以上の手続をふまえるならば、三月十六日条から、これ以前「に諸國兵粮米催」を「可停止」という旨の奏請が行われたと解することは不可能ではなくなるのである。もちろん、それ以外に解しえないという根拠はないが、史料批判を通して同日条の地の文(c)(d)を信憑性なしとして否定する根拠がない以上は、いかに地の文といえども、それが史料として生かされる可能性を尊重せねばならない。

なお、右のように解したばあい、残される問題は、同日条の地の文(e)を矛盾なく解せるかという点であろう。(e)が同日条所収の書状の解説を施したものであることは、「被申帥中納言許」という記載が「進上　帥中納言殿」という書状の宛名と同一であることからも明白である。が「可被　奏達此趣」の「此趣」をそのまま(d)の理由にもとづく(e)の文全体にかかるものとするならば、書状では決して、兵粮米停止の理由と停止のための時政への命令そのものを主旨とはしていないから、矛盾することになる。しかし、「此趣」を即(e)(d)とせずとも(e)(d)から発する又はそれにかかわることと解することは必しも不可能ではないであろう。又その解釈が語句の解釈としては適格ではないとしても、『吾妻鏡』の地の文が、採録史料の解説にさいし内容を正確に伝えていないことがしばしばあることはすでに指摘されているごとくである。とすれば、この部分の表現のずれは、かかる問題としてみてよいと思われる。この点を理由に、「此趣」は(e)(d)の内容でなくてはならず、それは書状のいうこととかさならないから、(e)(d)は史料的価値を失う、とまでみる必要はないであろう。

以上の考証によって『吾妻鏡』文治二年三月十六日条の記事は、少くともこれ以前に「諸國兵粮米催」の「停止」が奏請されたことを示す史料として生かしうることが判明した。とすると、この停止にかんする奏請の行われた時期は、さしあたり次の時期に絞ることが可能性としてゆるされよう。即ち、上限はさきに考察したところから二月二八日以降、下限は右の考証により三月十六日以前というのがそれである。

それでは右の期間内に諸国兵粮米停止の奏請が行われたと考えたばあい、他に矛盾は生じないだろうか。ひとつは鎌倉・京都間の連絡に必要な日数について、ひとつはそれを含めたこの問題をめぐる政治過程の中での位置づけについてである。

まず第一点から考えよう。純粋に日程上の点からみると、二一日に兵粮米停止を認めた宣旨にかんする知らせが鎌倉に入ったとすれば、最低限四・五日前にはその宣旨が下されてなければならない。とするとおそくとも十六・七日には宣旨が下ったとみなくてはならないが、とすれば、おそくもその日までに鎌倉からの奏請はとどいていなければならない。さすれば、おそくもそれより四・五日前の十二・三日にはその奏請をもたらす使者は鎌倉を発ってなくてはならない。もちろん、これは、最も速い例を目安とし、奏請到着から宣下まで同日中になしえたと考えての計算である。がさしあたりの可能性としてはそこまでみておく必要があろう。しかし、このように最低限の日数で計算したばあい、その奏請を行うための使者の出発時点は、一月二八日から三月十六日までの間に推定することができるから、これによって、ひとまず、右の期間中にこの使者の出発点をみることは、時間的に無理ではないと云えるのである。もっとも、右の計算から出発の下限はせいぜい十三日とみなくてはならないから、その可能性としての期間は若干修正されて、二月二八日～三月十三日ということになる。

では、出発の時点を右の期間内にみたばあい、第二の点、すなわちこの問題をめぐる政治的プロセスの中に、兵粮米停止の奏請使者の出発→同京都到着→宣下→同鎌倉到着を右の検討のように位置づけることは可能であるか否か、という点はどうだろうか。

そのような問題をたてたとき、考えるべき問題として浮びあがるのは、いうまでもなく二月二八日に治定され使が立てられた「五畿七道諸國庄園免除兵粮未進」の奏請と三月一日在京の時政が申し出た「若兵粮米有過分者、卽糺返件過分、又百姓等令未濟者、計糺田數、早可令究濟」という要請およびそれらをめぐる朝廷側の態度などとの関連であろう。

そこでまず問題となるのは、かりに兵粮米停止の奏請の使者の出発が十三日ごろだとしても、それは二月二八日の未進免除の奏請から数えて約半月にすぎない期間のうちのことであることである。とすれば、半月以内に未進免除の方針を全面停止の方針に切り換えるためには、それなりの理由がなければなるまい。もっとも、三月二一日の停止の宣下を伝える記事によれば、「是依爲神社佛寺權門勢家、凡人庶愁歎及所々訴之間、度々被經御沙汰、可令停止之旨、被申京都」とあるから、停止の決定にふみきらせる程、この半月内の間に「神社佛寺權門勢家」「人庶」らの訴えが激しくなっていた、ということは考えられよう。しかし、すでに二月二八日の兵粮未進の奏請の段階でさえ、「依此米催事、民戸殊費、於今者、殆無乃貢運上計之由、頻有領家訴」[71]という状態であったから、いかにそののちさらに訴えが激しくなったとみても、それだけで全面停止に踏み切るとみることにはいささかの無理が感じられる。

そこで検討されねばならなくなるのは、この時期に朝廷側は、右の問題をどのようにとらえていたか、という点である。この点については、三月一日の時政奏請に対する朝廷側の反応を素材として、石母田氏が検討を加えておられるので、それを再検討しながら考えることとしよう。氏は一日の時政奏請にたいする二日・七日の院の回答にふれて次のように理解される。

三月二日の回答には、兵粮米について、「兵粮米未濟事、又以同前。迎春譴責、窮民若為歎歟、其条又定相計旨候歟」とあり、ここで「又以て同前なり」というのは、前文の「勧農を遂げんが為、地頭職を停止し、人の愁無くば旁神妙なり、定って其儀たるか」を受けている。右の回答文で明瞭なように、問題になっているのは、あくまで「兵粮米未済の事」であり、「春を迎えて譴責せば」も当然未済分を譴責せばの意味である。いうまでもなく右の

時政書状の未済分徴集の方針にたいして緩和することを要請しているのであって、ここでも兵糧米そのものの停止は、院にとっても問題にさえなっていないことを知ることができよう。このことは三月七日の院の回答においても、まったく同じである。そこで「兵糧米未済事、任道理、尤可有沙汰歟」といわれているのは、……今春における兵糧米未済分の徴集以上のことが問題になっていないことは疑いない。(72)

つまり氏は、二つの回答の分析によって「兵糧米そのものの停止は、院にとっても問題にさえなっていない」と理解されるのだが、はたして院の回答からそう考えることが可能だろうか。

(a)七ケ國地頭辞退事、尤穏便聞食、(b)惣追捕使事、何様可候哉、(c)爲遂勸農、停止地頭職、無人愁者旁神妙、(d)定爲其儀歟、(e)兵粮米未濟事又以同前、(g)迎春譴責、窮民若爲歎歟、(h)其條又定相計旨候歟、

まず問題となる点は、(e)の兵粮米未済事という語句の位置である。石母田氏は「あくまで「兵糧米未済の事」であり」といわれる点からすると、ここから、院自体も問題を「未済」の枠の中だけでとらえていた、と理解されていること確実である。しかし、(e)の表現は前日の兵粮米未済分の徴集を要求する時政への回答としての表現であるから、未済を要求する点に関してはというほどの表現とみてよく、院の諒解の枠が示されているとみる必要はない。右の点をふまえて次の問題となるのは(f)の意味であろう。この部分が(c)(d)を受けているとする石母田氏の理解は正しい。しかし、その指摘だけでは充分でない。(c)(d)をうけた(f)の意味をつかむためには、(c)(d)そのものの前後の中での意味を

把握することが必要となる。ところで、(e)は、(地頭職は辞退した(a)のに)惣追捕使を辞退しないのはどういうわけなのかと問うている(b)との対比でいわれているのだから、勧農をとげるために地頭職を停止したのは、それで人の愁がなくなるから大変結構なことだ、との意となる。とすれば、(d)は(惣追捕使についても)地頭職のようにするのが(即ち停止とするのが)よろしいだろう、との意味にならざるを得ないのである。右の点があきらかになると、そのような意味の(e)(d)を(f)はうけているのだから、ここでは、兵粮米の未済を徴集したいと時政はいっているが(e)、院は地頭と同様兵粮米も停止する方が望ましい(f)、と答えていること確実となる。(g)の部分も、たしかに「迎春讃責」とは云っているが、石母田氏のいうように「未済分」だけを対象とせねばならない理由はみあたらない。春を迎えたこの時期に依然兵粮米の徴集をつづければ、窮民は歎くことだろう(g)、従って(e)の主張は、再検討の余地があるのではないか(h)、と解しうるのであり、とすれば、決して(f)以前とも矛盾なく文脈はつながる。

右のようにみれば、二日の院の回答を分析すると、石母田氏とは逆に、院としては兵粮米の催そのものが停止されることを望んでいたことが判明するのである。

七日の回答についても、石母田氏の説明には何ら充分な根拠が示されていない。しかし、右の理解をふまえるなら、「兵粮米未済事、任道理、尤可有沙汰歟」という表現には、地頭職同様停止するのが道理にかなった措置である、というニュアンスが含まれていたとみても、何ら不自然ではないといってよい。

以上によって、院は三月初旬段階には兵粮米の催そのものを停止するべきだという主張をもっていたことが判明した。そして、このような主張をもっている院に、こともあろうに時政は、未済分の徴集を要求する奏請をつきつけたのである。しかも二日の院の回答を時政がすぐさまうけ入れた形跡はみあたらない。[73] とするなら、院側とてその時政

の姿勢に屈服したとは考えられないから、(74) 院がこの事態を解決するためにとりうる残された唯一の方法は、時政をとびこえて直接鎌倉に事情を伝え兵粮米の催そのものの全面停止を迫ることであろう。とすれば、そのさい鎌倉から兵粮未進の免除を内容とする二月二八日の奏請の書状が院側に到着していたか否かが問題になるが、かりに到着していたとしても（日数だけからいえば両方の可能性がある。）、かえって院は鎌倉と時政の間の理解のずれを知ったことになるから、それに乗じて鎌倉の奏請より一歩強い全面停止の要求をつきつけることは充分ありうるといえる。

このように考えたばあい、院の右の要求を伝える使者が京都をたつ時点ははやくとも二日以降とみなくてはならないが、この日から兵粮米停止の奏請のために使者が鎌倉をたつ下限十三日の間十日間をみるならば、この間に使者が鎌倉に到着することは必しも不可能ではない。

とすれば、管見の限り直接語る史料は見出せないけれども、三月二日以降十三日以前に兵粮米の催そのものの停止を求める院の使者（又は書状）が京都をたって鎌倉に到着したと考えることは充分ありうることといってよいであろう。とするなら、それが鎌倉側にとって、二八日奏請の内容の再検討を迫るに充分な素材であることは言を俟たない。しかも、少くともこの知らせによって鎌倉側は時政との理解のずれを知り、かつそれはたといその時点で院側が知らなくとも、二八日奏請の書状の到着とともに知れわたるものであることを察知することになる。とすれば、院からさらに追い打ちをかけられること必定である。鎌倉側が、以上の条件のもとで二八日奏請の主旨を撤回し、院の要求を呑んで兵粮米の催そのものの停止に踏み切り、その正式の奏請を行うに至るとみなすことは、決して不自然ななりゆきとはいえないであろう。

したがって、以上の検討によって、奏請出発の時点を二月二八日（実際には右の考証から三月二日ごろ以降）から

三月十三日までの間とみたばあい、兵粮米をめぐる前後の政治のプロセスのなかで、その時点を位置づけることは可能であることが判明した。

以上甚だ迂回した手続を経ねばならなかったが、それによって、『吾妻鏡』文治二年三月二一日条の伝えるところは、その文言の示すとおり「諸國兵粮米」そのものの「催」が「停止」されたことを伝える記事とみて、他のいかなる史料や政治情勢そのものとも明白な矛盾をうまないことがあきらかとなった。もっとも、右の事実をみとめると、三月初旬のうちに兵粮米の停止を要求する院の使が鎌倉に到着し、それにもとづいて三月十三日まえに停止の奏請をたずさえた使者が鎌倉をたちおそくとも十五・六日まえ迄に入洛して、即刻宣旨が下されて二一日にその通知が鎌倉についたとみなければならず、いずれのばあいも京―鎌倉間の行程を平均六～七日とみることになり、かなりの強行日程となる。しかし、問題の性格からいってとくに朝廷側がその早急な解決に全力をあげたことは充分考えられることであろう。神崎庄における兵粮米停止の問題を伝える使者が二月二二日に京都を発って二八日迄に鎌倉に着いているから(75)、この間わずか五～六日であるが、わずか一庄園に関する限りでも兵粮米停止の問題については、このように火急の問題として扱われたのである。全面的に停止する問題が少くとも同じだけの扱いをうけたことは当然であろう。又奏請がありさえすれば、停止の宣旨は即刻だしうるしひきのばす必要もないといってよい。したがって同じ宣旨とはいえ、後述の地頭勅許の正式の宣旨のように奏請後一週間たった時点ではじめて正式の宣旨を下す、というケースに准じて考える必要もないであろう。

とすれば、あらゆる点からみて、三月二一日条を右のように解釈することに、積極的に否定さるべき理由はないのである。さすれば、二次史料とはいえ、不確かな理由からその語るところを修正することは慎しむべきであり、その

語るところをも充分に生かして右のごとく解釈するのが、もっとも妥当だということになる。つまり、文治元年十二月の勅許によって「諸國不論庄公」に「宛催兵粮段別五升」という形ではじめられた兵粮米の徴集は、翌二年三月に至って停止された、と理解されるのである。

しからば、このように考えたばあい、右の停止の宣旨が下りて以降にかかわる史料において右の理解と矛盾する史実は存在しないだろうか。そこでまず検討さるべきは、全国的すなわち「諸國不論庄公」ともいうような規模で武士の濫行が問題とされている類いの史料で兵粮米問題が生じているか否かである。

(a)糺断非道、又可停止武士濫行國々事

（中略）

右件卅七ヶ國、被下　院宣、糺定武士濫行方々之僻事、可被直非道於正理也、……又於伊勢國者、住人梓梟悪之心、已發謀反了、而件餘黨、尚以逆心不直候也、……抑又國々守護武士神社佛寺以下諸人領、不帯頼朝下文、無由緒任自由押領之由、……被停止武士濫行方々僻事、……然者庄園者本家領家所役、國衙者國役雑事、任先例可令勤仕、……若其中ニ、不用本家之妨、不勤國衙役、偏以令致不當候ハン輩ヲハ、……就中、武士等之中ニハ……或号人之寄附、或以無由緒之妨、令押領所々、……

文治二年六月廿一日　　御判(76)

右は、既述の停止の宣下より約三ヶ月を経た時期に頼朝が西国三七国の武士濫行を院宣によって停止すべく院に要

請した書状から、武士の行動にかんして述べた部分を抜粋したものである。右の文章には武士の行動にかんして「濫行」・「僻事」といった一般的な表現から「挿梟悪之心、已發謀反」・「逆心不直」・「任自由押領」・「所役……雑哀、任先例可令勤仕」などの具体的な表現にいたるまできわめて多様な文言がみえる。しかし注目されるべきことに、これらの中に兵粮米にかんする記載はひとつもみあたらないのである。三月の停止宣旨以前において、武士の濫行や狼藉が糺弾されるばあい、それが何らかの形で兵粮米問題と結びついているのが圧倒的であることは、すでに先学の指摘にもあるとおりである。(77) ところが、三ケ月後の六月の右の史料には、いかに武士の濫行について詳かに記している部分でも、それが兵粮米徴集と結びついた行動であることをどこにも触れていないのである。もっとも、右の史料を引いた『吾妻鏡』六月二一日条の地の文は、右の武士の行為を「其輩寄於兵粮、譴責累日」ととらえているが、この解釈が『吾妻鏡』編者の恣意的な読みにもとづいており、信ずるに足りないことについてはすでにふれた。(78)

しかも、このような例は右にとどまらない。

(b)太政官符　諸國

應早令停止國衙庄園地頭非法濫妨妻、

右内大臣宣、奉　勅偁、依令追伐平氏、被補其跡之地頭、稱勲功之賞、非指謀反跡之處、宛行加徴課役、張行撿断、妨惣領之地本、責煩在廳官人郡司公文以下公官等之間、國司領家所訴申也、然者、仰武家、現在謀反人跡之外者、可令停止地頭綺之狀如件、依　宣行之、符到奉行、

文治二年十月八日　　正六位上行左少史大江朝臣

修理左宮城使従四位上左中弁兼中宮権大進藤原朝臣[79]（傍点引用者）

これは、三月の停止宣旨から約七ヶ月近く後諸国荘公における地頭の非法濫妨を停止すべく下された官符である。ここでも地頭の「非法濫妨」の内容は諸国の一般的傾向としてかなり具体的に右の傍点部分のごとく述べられているのに、しかもすべて地頭の行動としてのみ記されているのに、そこには、兵粮米をめぐる問題がその内容のひとつとしてさえ扱われていないのである。（右の史料にみえる「加徴課役」が兵粮米と無関係であることはすでに述べた。[80]）

もし、三月以降にも依然諸国庄公を論ぜず反別五升の兵粮米が賦課されていたとするなら、三月以前に武士がそれを口実とする狼藉を働き本家領家側がそれを糾弾するという形で頻発した問題が、同じように起こるのが当然であろう。（兵粮米徴集は認められたが、それを口実とする武士の濫行はなくなるということはまず考えられない。）したがって三月以後の諸国の武士濫行を語る右のような史料にもその問題は、存在するとすれば当然所領押領や検断張行などに匹敵する問題のはずであるから、記されているのが当然というべきである。

とすれば、これらの史料に一切その記事がないことは、もはや少くとも全国的に荘公一律に反別五升を徴集するという形の兵粮米の賦課が行われなくなっていることによっていると考えた方が自然ということになろう。したがってこの点からみても、三月に諸国兵粮米の停止は行われたという理解は否定されず、むしろそう捉えた方がその後の史料や事態とうまくかみあうことがあきらかとなった。

しかし、とはいえ三月の停止の宣旨以後の史料のなかに、その後依然何らかの形で兵粮米徴集が行われていたと考えられやすい又はあきらかにそう考えざるを得ないものもある。だが、それはかりにあったとしても少くとも全国的

にあらゆる荘公から一律に反別五升を徴集するという性格のものではないと考えられる。すでにこの点については安田元久氏らによってある程度検討されているので[81]、これらに導かれながら若干の補足を行うことにしたい。

(イ)『吾妻鏡』文治二年四月十三日条

北條殿自京都參着、京畿沙汰間事、條々有御問、亦被申子細……次今南・石負兩庄并弓削柮兵粮事、度々被下院宣之間、早可停止之由、捧請文下向畢、凡條々、去月廿四日蒙傳　奏之由、毎事不違二品御命云々、

右の記事によれば、今南・石負両庄と弓削柮とにたいする兵粮米停止にかんしても去月即ち三月の廿四日伝奏を蒙ったと解しうるところから、諸国兵粮米停止の記事を伝える三月の二十一日以降でさえ兵粮米の停止は個別例外的な問題たるにすぎないとみて、二一日の停止の記事を疑う、という見解が従来しばしば存在した。しかし、友田氏が指摘しておられるように、今南・石負両庄と弓削庄については『吾妻鏡』三月二日と二月二一日条に各々停止に関する記事をのせており、三月二四日の『吾妻鏡』の記事と一致するのは、右の史料省略部分に述べられている摂関家領と播磨国守護人とにかんしてだけであるから、右の史料の末尾にある「凡條々」とは、必しもこの記事にかけられた「時政の報告全体を指しているとは考えられない」とみてよいのである[82]。とすれば、右の三所に関する記事を二四日にかけて理解する必要はなくなり、かつ今南・石負両庄にかんしては三月二日条に前日の院宣に従って時政は停止の下知を下したと記しているほどだから、「早可停止之由、捧請文下向」の部分にみえる「捧請文」た時期は、決して時政下向の直前とみる必要はなく、むしろ各々三月二日・二月二一日前後のこととみてよいのである。とすれば、あきら

かに右の記事は三月中旬ごろと推定される兵粮米停止の宣旨が下る以前の問題を扱ったものであること明瞭となり、停止の宣旨を伝える三月二一日条と矛盾するとはいえないのである。

(ロ)『吾妻鏡』文治三年八月八日条所収惟宗行能解

惟宗行能謹解

寂勝寺訴申若狭國今重保背　院宣并鎌倉殿御下文旨企押領由事、

右、九郎判官逆亂之時、自東國武士上洛之日、行能相具北條時政之手上洛畢、而爲兵粮米宛給所、置代官、不可致沙汰之由、自鎌倉殿、依被仰下、不置代官、罷下本國畢、況於今重保者、無可知行之由緒、又自鎌倉殿非恩給之所、何以令致押領乎、……

文治三年八月八日　　惟宗判

かって中田薫氏は、右の史料に「兵粮米宛給所」がみえるところから、文治三年当時も兵粮米徴集が行われている徴証にされた。[83] しかしすでに安田氏が指摘されているように、「爲兵粮米宛給所」という問題がおきたのは、文脈からみてあきらかに「九郎判官」(義経)の「逆亂」にさいし北条時政に従って惟宗行能が「上洛」した時期のことである。かかる時政の上洛があった時期は、前後の諸史料からみて文治元年十一月末以外には考えられない。[84] とすれば、この史料も決して文治三年当時兵粮米徴集が行われた、従って文治二年三月兵粮米停止の宣旨が下された事実を否定する史料にはなりえない。

以上史料は、たしかに文治二年三月以降のものであるが、そこにみえる「兵粮米」にかんする問題はそれ以前にか

かることを述べているにすぎないのである。ところが次に掲げる史料はあきらかに文治二年三月以後兵粮米徴集が行われていたことを示している。

(ハ)『吾妻鏡』文治三年二月九日条

有大夫属定康者、關東之功士也、彼近江國領所、平家在世之時者、稱源家方人被収公、滅亡今又守護定綱爲兵粮米點定之、依之企参上、募申有勞之間、停止旁狼藉、如元可領掌之趣今日被仰下云々、

右の史料も中田氏によって文治元年三月以降も反別五升兵粮米徴集が行われた徴証としてかかげられた。[85] たしかに右の史料によれば、(平家が)「滅亡今又守護定綱爲兵粮米點定之」といい、その行為は当時文治三年二月ごろにいたるまで「旁狼藉」とみなされつづけるほど存続していたのである。しかもその行為を定康が「狼藉」とみなしたのは「關東之功士」である自己の「領所」を「爲兵粮米點定」したからであって、一般的に「爲兵粮米點定」という行為が非合法の問題として糾弾されているわけではない。したがって「守護」が、特定の「領所」を「爲兵粮米點定」する、ということは、むしろ当時も行われていたとみなくてはならない。しかし、そうだとすれば、安田氏がすでに批判されているように、いかに兵粮米徴集が行われていてもそれは「守護定綱がこれを兵粮料所として点定した」こと、換言すれば「諸国守護等が必要に応じて、兵粮料所を点定した事実を示すもの」であり「文治元年の勅許に基く「段別五升兵粮米宛催権」を行使したものとは解し難い。」とみなさねばならない。[86] 安田氏がその根拠とされた、定康の領所に対する反別五升の徴集の当否や両者における徴収主体のちがいなどは棚上げにするとしても、文治元年勅許の

兵粮米徴集は「諸国の庄公一般をすべて対象として一律に反別五升を賦課する」ものであること確実であり、一方右の史料の伝えるところは「守護」が「爲兵粮米點定」したという以上、荘公全般に賦課するのではなく、特定の所領のみをその対象として設定することを意味するにすぎない。とすれば、むしろかかる事実は、文治元年勅許の兵粮米徴集が全体として廃止されたのちに、特定の必要から右の処置が行われるに至ったことを示しているとみるべきであろう。したがって右の史料も、文治元年勅許の兵粮米徴集が翌二年三月に停止されたことを否定する根拠にはなりえない。

(二)『吾妻鏡』文治三年六月三日条

去々年平氏討滅之叓、於長門國海上、寶劔紛失、雖被捜求、于今不出來、猶被凝御祈禱、仰嚴嶋神主安藝介景弘、以海人依可被索之、所申粮米也、早可召仰西海地頭等之旨、被　宣下、仍今日有沙汰、可被宛催之由云々、

右によれば、文治元年平家滅亡とともに海底に没した宝劔を索出すべく厳島神社神主佐伯景弘に朝廷が命を下したところ、景弘は海人を動員して捜させたいので「粮米」を宛てがわれたいと申請した。朝廷はそれを受け西海の地頭等にその「粮米」を提出するよう命じた宣旨を武家に下したので、幕府はそれに従って「粮米」を「宛催」すことを決定したのである。当時の用例からいうと「先關東兵粮已盡、無力征伐、……西海北陸道等運上物、併點定、可宛彼粮米」[87]などのケースに的確に示されているように「兵粮米」を「粮米」と呼ぶことはしばしばみうけられる。しかも、このばあい右の「粮米」は幕府によって徴集されるものとして扱われていたのである。この「粮米」が「兵粮米」の

謂であることまず相違なかろう。とすると、右の史料は兵粮米にかんして、かなり示唆に富む素材を提供している。第一に、たしかに文治三年のこの時期に兵粮米徴集は実施されているのだが、それは朝廷の新たな宣旨にもとづいて幕府で決定しその上で「宛催」すというものであるから、それ以前ずでに諸国の荘公をとわず一律に兵粮米を徴集するという事態は停止されているとみなくてはならない。もし、それが存続していたなら、その兵粮米の一部を「割宛」するはずであり、改めて「粮米」を「宛催」というような言い方をしようはずはないからである。したがって、右の点は、逆に諸国兵粮米の停止を裏付ける有力な証拠のひとつといいうるのである。第二に、にも拘らず、(ハ)と同様右の史料は諸国兵粮米の一般的停止後も何らかの形で実施されることがあったことを示しており、それは、(ハ)の如く特定の所領にかけられたものか否かは不明だが、少くとも全国を対象とするのでなく西海だけが問題とされていたものである。しかし第三点としてもっとも注目されることは、かかる性格のケースにおいて、臨時の局部的徴集の理由（宝劔探捜という）が明瞭にしられることである。このことは、一般的停止後、兵粮米徴集が臨時に特定の地域又は所領を対象に行われたのは、かかる特殊な理由にもとづくものであり、決して文治勅許の兵粮米徴集の復活ではないことを示しているといってよいであろう。

以上(ハ)(ニ)の検討によっても、おそくともそれ以前に諸国兵粮米の一般的停止が行われていること確実であり、従って文治二年三月の停止を決して否定するものでないことが判明した。又、それと同時に、一般的停止後も何らかの形で兵粮米徴集が行われることはあったが、それは特殊な理由による特定の地域・所領を対象とするものであり、文治元年勅許の諸国兵粮米徴集の存続を意味しないこと確実となった。

もっとも、この他にも二例ほど文治二年三月以降に兵粮米徴集が行われた又はその可能性のあることを示す史料が

ある。ひとつは、

(ホ)文治二年九月五日源頼朝下文

（花押）

下　周防國伊保庄・竈戸關・矢嶋・柱嶋等住人

可早停止土肥實平妨并土人大野七郎遠正不當、從領家進止事、

……仍召問實平之處、於兵粮米者免除了、況無押領之由所申也……以下、

文治二年九月五日(88)

である。右の史料では「兵粮米」を「免除」した時点を正確に知りえない。もし二年三月宣下以前ならば、一般徴集の行われている段階で免除したことを意味し、何の矛盾も生じない。しかし、三月宣下以後ある時点に至ってはじめて免除したとしても、そこまで非合法に徴集しつづけていたとも解しうる。また、たといそうでなくとも、(ハ)(ニ)の如く一般的停止後特別に設定されていたものとみることもできる。逆にいえば、この史料から三月宣旨以後も兵粮米徴集が旧来のまま存続していたことを積極的に証拠づけうるものはないのである。

いまひとつの史料は

(ヘ)『吾妻鏡』文治三年八月十九日条所収源頼朝書状

……時政下向之時、東國武士少々差置候訖、其外も、或爲兵粮米沙汰、或爲大番勤仕、武士等在京支多々候歟……、

八月十九日　　源頼朝

進上　帥中納言

であるが、たしかに、時政下向（文治二年三月二五日）以後、京都で兵粮米徴集が行われることのあったことを語っている。しかし、この史料も、京都における徴集を示しているだけだから、これをもって諸国兵粮米の一般的存在を裏付ける史料として積極的に使うことはできない。

とすると、これら(ホ)(ヘ)二史料も、諸国兵粮米が文治二年三月に停止されたことを否定しうる素材にはならない。たしかに(ホ)(ヘ)によっては、逆に右の停止を積極的に裏付けることもできないが、その点は(ハ)(ニ)によっておそくも文治三年には停止されるに至っていたことまず確実だから、問題にはなりえない。

さすれば、文治二年三月以降の史料にみえる兵粮米とは、停止以前にかかるものか、そうでなければ全般的停止のち、別な理由から、臨時に特定の領域を対象として設置されたものであり、決して文治元年勅許の兵粮米の存続を意味しないといってよいのである。

このようにみるならば、文治二年三月の停止の宣旨を伝える『吾妻鏡』同二一日条以後の史料やそれの語る政治情況から、右の史料の信憑性を否定する積極的な根拠は管見のかぎりみあたらない。しかも、(ハ)(ニ)の史料によれば、文治三年ごろおそくも停止されていたことは確実とみてよいし、その前に検討した(a)(b)の史料によれば文治二年六月～

十月のころも、すでに兵粮米の徴集は一般的には停止されていたと考えたほうがより自然に事態を説明できたのである。以上の点からいっても、文治二年三月の諸国兵粮米徴集の一般的停止は、まず事実行われたとみてよいであろう。

さて、以上きわめて迂回した手続をとりながら、文治二年三月における兵粮米徴集の停止とそこへ至る経過を検討したのは、それによって兵粮米得分を地頭職固有の権益とみなす理解の再検討に積極的な素材を提出しえるからに他ならない。

すなわち、右の検討によって文治元年勅許にもとづく諸国兵粮米の徴集が翌二年三月停止されたこと、したがってそれに関する諸史料を原則としてそのまま活かしうることが認められるならば、兵粮米を地頭職固有の権益とみる限り、その停止とは当然地頭職（荘郷地頭職国地頭職を問わず）そのものの停止を前提としたものでなければならない。ところが、さきにみた兵粮米停止関係史料には、あきらかに、地頭職の停止にともなって兵粮米徴集が停止されたとは、どこにも記されていない。そればかりか、そもそも地頭職との何らの関連ものべられていないのである。兵粮米を地頭職固有のものとみる以上、兵粮米の停止が、地頭職との関連なしに独自に停止されたとみることは不可能であり、史料がそう伝えていることも甚だ不自然といわざるをえない。

しかし、かりに百歩ゆずって文治元年勅許の地頭職はここで停止されたが、偶然の理由で史料上には兵粮米停止のことだけしか記されなかったとみることが絶対に不可能かといえば、そう断定はできまい。だが、そのようにみても、荘郷地頭であれ国地頭であれ（その区別と関連はのちにのべる）文治元年勅許にもとづく地頭職が実際にここで停止されたという事実は、このような理解に立つ限り存在したとせねばならぬ。だが、兵粮米停止の前提となるべきとされる諸国の地頭職の全般的な停止を伝える史料は、後章の検討から明瞭なように一切存在しない(89)。逆に文治勅許の荘

郷地頭の一般的存続を証明する史料としては、後に検討するいくつかの例を掲げることができるし、(90) 又国地頭職についても、いささか後の従って性格の変質したものではあろうが、『吾妻鏡』建仁三年八月二七日条に

> 將軍家御不例、緈危急之間、有御讓沙汰、以關西三十八ヶ國地頭職、被奉讓舍弟八幡君十歲、以關東二十八ヶ國地頭幷惣守護職、被充御長子一幡君六歲、

とみえることから、何らかの形で存続していたことを認めねばなるまい。(91) とすると、あきらかにこの事実はさきの理解と矛盾するといわねばならず、したがって、この点からいっても、文治二年三月の諸国兵粮米の一般的停止の前提として諸国・荘郷地頭職の停止が存在したとみることはできないのである。

ところで、文治二年三月における諸国兵粮米の一般的停止は、さきの検討の結果からあきらかなように、まず否定しがたい事実とみねばならない。とすれば、もはや、反別五升兵粮米の得分を地頭職に固有なものとみることは、不可能といわざるをえないことになるのである。もちろんこのことは、地頭職を有する者が兵粮米の得分にあづかったりその徴集に関与したりすることがなかったことを意味するものではない。事実地頭がそれに関係しているケースは検出しうる。(92) しかし、いかにそのようなことがあっても、それらが地頭職という職固有の権益又は職務に発するものでないことがあきらかでありさえすればよい。もっとも、このように考えると、兵粮米徴集および収得の権利は、いかなる権限をもつものに、どのような意味で賦与されたのか、という問題が浮び上ってこよう。しかし、この点は、地頭職・兵粮米を含めて文治元年十二月勅許の全貌を解明することなしに、あきらかにしうる問題とは思われないの

で、本稿では、以上の指摘だけにとどめておきたい。

以上で中田氏の見解をはなれて独自に関連史料を可能なかぎり検討した結果からも、反別五升兵粮米は地頭職固有の得分であることを示す根拠がないばかりか、積極的に固有の得分ではない、といわざるをえないことが判明した。

さて残された問題は、石母田氏が兵粮米とともに「田地知行」を地頭職固有の権限に属するとみた点の当否である。氏の理解を正確に把握するため、この点についてもっとも具体的に説明した部分をとりあげると、氏は、前記『玉葉』奏請記事の当該個所を示されたのち、

(a)文脈からみてこの土地の知行の問題が兵粮米と関連し、(b)したがって一国地頭職の職の内容の一部をなしていることは疑いない。内容上、両者がいかに関連するかは後述するけれども、記事の解釈としては、(c)西国諸国を分割拝領した一国地頭職が、庄公を問わず兵粮米を宛催す権利と、田地を知行する権利との二つを内容としていると読むべきであろう。(93)

と述べられている。兵粮米を媒介にして田地知行と一国地頭職を結びつける(b)点は、すでに兵粮米を地頭職固有の問題として考えられない以上不可能であるが、「土地の知行の問題が兵粮米と関連し」ているという指摘の限りでは、たしかに「文脈からみて」妥当であるといってよい。だが、問題は、(c)において、「兵粮米を宛催す権利と、田地を知行する権利」を「二つ」のもの、つまり両者とも一応独立した別個のものとみなされている点であり、なぜそのように読めるのかについて根拠が示されていないことである。だが、この点は石母田氏にとっては自明のことであ

ったかもしれない。石井良助氏がかかる理解を提示されてから[94]、安田元久氏らによってそれは継承され[95]、いわばひとつの定説となっているからである。

しからば、この理解の源となった石井氏の見解の根拠はどこにあるのだろうか。氏は、「鎌倉幕府の成立」において、『玉葉』当該記事を掲げられたのち、

> 前の「不論庄公、可充催兵粮段別五升」とある部分が兵粮米に關するものであることはいうまでもありません。あとの(a)「非啻兵粮之催、總以可知行田地」というのは、(b)前を受けて兵粮の催のみでなく、總じて田地を知行するという意味でありますから、(c)兵粮米の催と田地の知行とが別の物であることは疑いの餘地がありません。[96]

と記されている。(b)が(a)の解釈として妥当であることは疑いない。だが問題は、(b)のごとき解釈をとりながら、そこから(c)という理解しか導きえない点にある。たしかに「兵粮米の催」と「田地の知行」が全く同一物であったなら、「非……、總……」という文脈になろうはずはなく、あきらかにその限りでは両者は区別されねばならない。しかし、そのことは必しも両者を「別の物」すなわち、各々独立した別個の物、であることを意味することにはならない。そこでいかに両者が関連しているかが問題となるが、その目で奏請記事を見直すならば、

> 非啻兵粮之催、惣以可知行田地、

とあり、たんに兵粮の催だけでなく(A)、総じて田地を知行したく存じます(B)という論理、すなわち、BはAを含む全体の問題、AはBに対して部分としての位置を占める、という関係になっていることが判明する。とすれば、右の記事は、兵粮の催と田地の知行とを決して無関係な「別の物」と記してはおらず、後者は前者を包摂し(したがって兵粮米以外の問題をも包摂し)た次元の問題として語られていることになるのである。さすれば、石井氏にはじまるこの問題についての見解は、厳密にいうと誤謬を含んでいるといわねばならない。とすれば、石母田氏の理解も、兵粮米の催と田地の知行を関連のあるものと捉えながら、一応別個の「二つ」のものとみている限りでは、両者を同次元で相互に関連するものとしか考えておらず、結局記事に忠実な解釈にはなっていないといわざるをえないことになる。

さてこのようにみるなら、石母田氏の理解は、兵粮米の催と田地の知行は各々別個ながら関連し、一方の兵粮米の催は地頭職の権限に属するから、必然的に「田地を知行する権利」も「一国地頭職」の「内容」に属する、ということになるのだが[97]、兵粮米が地頭職固有の問題でないこと既述のごとくであり、田地の知行は、かかる兵粮米の催を部分として包摂する内容のものなのであるから、氏の見解が成りたたないことはもはや自明であろう。

田地の知行とは、このようにみるならば、地頭職固有の権限がそれと関わることは充分に考えられるが、地頭職固有の権限とは関係のない兵粮米徴集の問題も含んでいる以上、少くとも地頭職のみに関わる排他独占的な固有の権限だとみることはできないのである。

ところで、右の石母田氏の解釈をはなれてなお別に田地知行を地頭のみに固有の問題とみる理解は存在しかつ正当性をもっているといえるだろうか。そこで問題になるのは右に若干言及した石井良助氏の説であろう。氏は、さきの

引用部分を出発点として、石母田氏とは別な理由から、はじめて田地知行を地頭職の固有の内容とみ、以後ひとつの定説となった。氏は『吾妻鏡』文治元年十一月二八日奏請記事と『玉葉』同日奏請記事を対比し、前者は守護・地頭・兵粮米について述べ、後者は守護について触れていないから地頭と兵粮米について述べているはずだとみ、両者から守護の部分をのぞき、かつ前述の理由から兵粮米と田地知行をきりはなしうる別物とみて両者に等しくみえる兵粮米の部分を削除すると、前者に地頭・後者に田地知行が残るから、この点を『吾妻鏡』同年十二月二十一日条に勅許の宣旨の引用としてみえる「於諸國庄薗下地者、關東一向可令領掌給云々」とかみあわせて考えるなら、結局地頭とは田地知行（即ち下地領掌）を固有の内容とするものであると結論づけられた。(98)

しかし、右の理解には多くの疑点がある。まず、『玉葉』奏請記事に守護の語がみえないから守護をはずして考えるというなら、同じく地頭の語もみえないのになぜ地頭だけを保留されたのかわからない。（この点を前提にして田地知行は地頭職の内容という結論が出るのだから、あらかじめこれを地頭職を表現するものとみるなら矛盾していることになる。）また、兵粮米と田地知行がきりはなしうる無関係な別個のものでないことはすでにのべた。そして、これらの点を棚上げにしても、『玉葉』と『吾妻鏡』の両記事が、守護を除けば、すべて同一内容を語っていると考えなければ、右のような比較はできないのだが、なぜ同一内容が語られているといえるのか、その証拠は提示されていない。さらに付言すれば、『吾妻鏡』文治元年十二月二十一日引用記事が、勅許の内容を示すものであるという氏の指摘は後述のように傾聴すべき重要な指摘だとは思うが、(99)それが地頭にかんする勅許内容だけを示しているという証拠はないのである。(100)とすれば、右の理解に関するかぎり、氏の解釈は多様な可能性の吟味を充分行わずに、特定の一可能性だけをつなぎあわせて結論を得ているといわざるを得ず、従って、田地知行が地頭に無関係だとは云えない

ものの、右をもって固有の権限だと断定することは、とうてい不可能といわざるを得ない。さすれば、石井氏の見解にも拘らず、さきに石母田氏の検討を通して提示した、田地知行は少くとも地頭職のみに関わる固有の権限ではない、という理解には、何の変更も必要ないといってよいであろう。

石井氏の後田地知行を地頭職固有の問題とみる見解は、ひとつの定説となったということができるが、石母田氏を別とすれば、石井氏の見解が踏襲されているにすぎない。さすれば、以上で、石母田氏をはなれても、他に右の理解を支える見解はどこにも見出せないのである。論者の見解をはなれて、他の史料そのものから立証できないこともいうまでもない。

それでは、一体『玉葉』記事にみえる「懲以可知行田地」とは、全体として何を意味するかが、残された問題として浮び上ってこよう。しかし、それは、右にすでにふれたように兵粮米徴収を含んでさらに大きな問題として語られているのだから、およそ文治奏請・勅許の全貌をあきらかにする下でなければ、全面的に解明することはむずかしい。しかし、従来この問題は地頭職の在地支配にからむ問題として取扱われてきており、右の検討によっても地頭職と田地知行が無関係だとは少しも言っていない。とすれば地頭職だけを扱う本稿にとっても、田地知行が地頭職と関係するといえるか否か、もし関係するとすれば、どのような意味においてであるか、が問題とならざるをえない。しかしこの点については地頭職固有の職務・権限の内容確定を前提としなければ具体化しえないので、後章において言及することにしたい。(101)

さて右のようにみてくるならば、石母田氏の理解(一)は、あらゆる面からみて、その根拠を失ったといわざるをえないことになるのである。

とするならば、右の記事にかんする石母田氏の見解(一)(二)のうち、(一)すなわち、奏請の対象を事実上一国地頭職だけに絞るという理解は、(二)の理解を前提にしてのみ成り立ちうるものであるから[102]、(二)がすでに根拠を失っている以上、(一)についても、「一国地頭職」が問題にされていることはたしかであるけれども、それだけに限定することは正しくない、といわざるをえなくなるのである。もっともこのようにみると、『玉葉』の当該記事で、「国地頭職」の他に「兵粮米」を含めていかなる問題が扱われているのか、それらは相互にどのように関連するのか、が独自の問題として浮かび上ってくる。しかし、この点は、惣追捕使の検討をふくめてこの時の勅許の全体を問題にするもとでなければ、解決しえないと思われる。本稿では考察の対象を地頭職だけに絞っているので、この問題はさしあたり捨象することとしたい[103]。

以上によって、『玉葉』文治元年十一月二八日条に関する石母田氏の検討から、われわれが地頭職問題に限って継承しうる点は、さしあたり、国という行政単位を媒介とする国地頭職が、頼朝の承認の下に時政をはじめ主だった御家人に与えられるべく、時政から朝廷に要求された、という点に絞られるのである。

とするならば、石母田氏の論の重要な軸をなしていた反別五升兵粮米の徴集又は収得を固有の権益とする国地頭職の成立という見解は崩れざるをえないのだが、それならば、国地頭職とはいかなる職務・権益をもったものとみるべきなのだろうか。又『玉葉』の記事から推定される国地頭職と前章で検討した荘公レベルの地頭（以下石母田氏の表現にしたがい荘郷地頭とよぶこととする）との区別および関連はどのようになるのだろうか。そして又、この時点の地頭勅許における地域的範囲や頼朝に与えられた権限全体の性格とはどのように捉えたらよいのだろうか。

しかしながら、これらの点を解明するためには、右に検討した『玉葉』記事の結果と前章に検討した頼朝書状の結

果とをふまえながら、この二史料の関連を全体として捉えなおすことが不可欠の課題となろう。以下この点の分析に入ることにする。

二節　地頭職奏請と頼朝書状

さて、『玉葉』文治元年十一月二八日条と同年十二月六日書状との内容の関連を考えるにさきだち、この二史料がそもそも比較に耐えうる関係にあるか否かをあきらかにしておこう。

まず『玉葉』文治元年十一月二八日条が前節でみた国地頭職の奏請を伝える記事であり、従って同日右の奏請が行われたと考えることには、異論はないであろう。とすると、右と書状との関連の有無を云うには、さしあたり、右の奏請について前後の経過を捉えておくことが必要な前提となろう。この事実認識に限っていえば、石井良助・石母田正・安田元久氏ら近年の諸研究の見解[104]はほぼ一致しているといってよい。ここでは、これらにみちびかれながら、最少限の確認を行っておこう。

当該の地頭職の奏請の意志が幕府において顕在化するのは、『吾妻鏡』によれば、文治元年十一月十二日、大江広元がその献策を行ったことに始まる、とされている。このことを伝える『吾妻鏡』の記述そのものは、それが地の文でありかつ大江広元の功績をたたえた種類の話に属する点からみても、慎重に取扱わねばならない[105]。しかし、十一月二四日に時政が上洛した旨を伝える『玉葉』の記載は、二八日に奏請を行っていること確実である点からみて、まず信用してよいであろうから、京都―鎌倉間の旅程が平均十日前後（もちろん飛脚ではなくて）であることを考慮に入れるなら、その上洛時点にさきだつ十一・二日前の十二日ごろ幕府においてかかる意志決定がなされたことが、必し

も異なことでないこと、石母田氏の述べられたごとくである。[106] また、義経・行家に動かされて頼朝追討の宣旨を下した朝廷がそれを撤回して逆に義経を解官しさらに彼を追討すべき宣旨を出す方向に傾きつつあるという情報は、十一月八日・十日ごろ頼朝の耳に入っていたことが知られる。[107] 諸国地頭職を奏請するというような事態は、少くとも朝廷側が頼朝追討を撤回し義経を追討する方向に動き出さないかぎり、起りうる性格のことがらとは考えられない。とするなら、少くとも十日以前に右の奏請の意志決定があろうはずはない。従ってこの点からみても、十二日にその意志決定が行われた旨を伝える『吾妻鏡』の記載は、かなりの根拠のある記事とみうるのである。

さて、こうして決定された幕府の意志は、時政が上洛することによって、具体的な行動に転化した。この時政が二四日ごろ上洛し、二八日に奏請を行ったことは、すでに指摘したごとくである。

さて、右を前提として十二月六日頼朝書状との関連上とくに注目すべき点は、右の奏請以後勅許が鎌倉に知らされる経緯である。

まず、翌二九日の『吾妻鏡』の

北條殿所被申之諸國守護地頭兵粮米事、早任申請可有御沙汰之由、被仰下之間、帥中納言被傳　勅於北條殿云々、

という記事が、かりに信憑性に足るものだとしても、最終的に確定した勅許を伝える記事ではなく、「内示としての意味を有した」「口勅」があったにすぎないことは石井良助氏の指摘されたところである。[108] もっともこの内示を「申請通りに許可する手続をせよ」(傍点引用者)と仰下したとの旨を時政に伝えたものと理解する石井氏の見解には、[109] 若

干の飛躍がないわけではない。「任申請可有御沙汰之由被仰下」とは、「申請に添うように御沙汰即ち宣旨が下されることになろう、と(天皇)は仰下された」の意であるから、決してこの段階で事実上勅許が確定し残された問題は手続だけ、と限定して理解しうるような表現にはなっていないからである。つまり、あくまでも正式の宣下ではなく(おそらく公卿の詮議を経ていないなどのことがあるものと思われる)、従って場合によっては、撤回されなくとも確定が相当期間延期されるようなこともありうるものとして、この段階では扱われているとみなくてはならない。とすれば、当然右の「勅」が時政に伝えられ、さらにそれが鎌倉に伝えられたとしても、その通知だけで、鎌倉側が、右の「諸國地頭職」の「補任」を「勅許」ずみの問題として扱うことはできなかったとみざるをえないのである。

しからば、正式の宣旨が下されたのはいつか。すでに石井氏が提言され[110]、石母田[111]・安田[112]両氏も認めておられる、『鎌倉年代記』裏書の、

今年文治元……十二月廿一日諸國地頭職拝領　綸旨到着、去六日宣下也、……

にみえる「去六日」即ち十二日六日がその日にあたることは、まず動かぬところであろう。そして、その宣旨が鎌倉に到着したのは、右の『鎌倉年代記』が示すように十二月二一日とみられるのである。『吾妻鏡』同日条の

於諸國庄薗下地者、關東一向可令領掌給云々、

という記事が、右の宣旨の一部を到着の日にかけて載せたものとする石井氏の理解も[113]、首肯されるところである。

もちろん、右の日付は宣旨到着の時点であるから、六日の宣旨の下ったあと、これ以前に宣下の知らせが何らかの形ですでに鎌倉に伝えられている可能性は充分ありうる。したがってかりに至急の飛脚で伝えられたとすれば四日後の十日ごろには頼朝の耳に入っていた可能性はあろう。しかし、かりにそうだとしても、逆に奏請内容を実施に移すことを認可した勅許の宣旨についての知らせが、これ以前に頼朝の耳に入ったとは考えがたいのである。

このようにみてくると、頼朝は、兼実宛の書状を認めた十二月六日の時点では、二九日の「勅」の知らせをうけていた可能性はあっても（この間に飛脚が立てられたとすればだが）、奏請を正式に認可する宣旨の通知は伝わっていなかったとみなければならないのである。とすると、六日の時点の頼朝は、奏請が実現される可能性がきわめて大きいことは知っていたとしても（もちろんそれさえ知らない可能性もある）、少くとも、いつ認可され実施に移しうるかは知っておらず、依然として実施に移しえていなかった、と考えざるをえないであろう。

もっとも以上の点だけから右の結論を得ようとすると、ひとつの反論が予想される。二九日以後十二月二日頃迄の間に、近々六日ごろ勅許の宣旨が下りるとの内示が下り、それが飛脚で伝えられて六日までに頼朝の耳に入った可能性はないか、ということである。もちろん右の史料検討だけからいえば、その可能性は絶無ではない。さすれば、もし右の可能性が真実であるとすると、頼朝は六日の書状を認めるにあたって、すでに十二月六日ごろには認可の勅許が下りうることを知っており、そのうえで書状を書いたということになる。

はたしてその可能性はありうるだろうか。この点は、右の諸史料からは判定できないけれども、六日付頼朝書状そのものを検討することによって、ありえない、と推定できる。

すなわち、既述のように書状C部分で国を単位とする「九國之地頭」・「四國之地頭」が義経・行家に補任されたことを述べ、それをひとつの前提とするという文脈でD部分で書状の中心課題たる「諸國荘園平均、可尋沙汰地頭職」の要求を提出していた。しかし、注目すべきことに、十一月二八日奏請については、少くともそれが勅許され実施されている又はその実施のめどが立ったものとして触れられていないのである。二八日奏請が国地頭職補任を問題にしていることはすでにみたとおりであるから、書状でD部分の要請をするにさいし、もし二八日奏請を実施してよいと認めた勅許の知らせがとどいていたなら、C部分で述べられている九国・四国の地頭と同じように「国」を単位とする地頭職であり、しかも九国・四国以上に広く「諸國」を問題にしているものである点からみて、九国・四国の地頭の問題よりも重大な問題として書状で扱われるべきであろう。もしDの要請が二八日の奏請と重る内容のものであるなら、その問題はBC部分で語られていること以上にDの要請に深いつながりを持つ問題であるから、Dの要請にいたる経過を述べるという書状の文脈からいって、当然書状の中で触れられていなければならないといえる。又Dの要請が二八日奏請と一応別個のものとみたとしても、同じく書状全体の性格からいって、九国・四国の国地頭が触れられている程なら、二八日奏請の内容は国地頭職としてはるかに重大な問題であるから、同じように書状で触れられるべきであろう。

右のようにみるならば、書状が全体としてDの要請を出す経緯を述べるという性格をもっている以上、二八日奏請に対する勅許確定の事実を知りながら故意にその点を無視する理由もみあたらないから、もはや、六日に書状を認めるにさいして頼朝が二八日奏請に対してそれを実施にうつすことを認可した勅許の宣旨が出ることを確定的な情報としてつかんでいたとみることは、あきらかに不可能といわざるをえないのである。

以上によって、十二月六日の段階で頼朝は時政の奏請に対する正式な認可の宣旨はおろかそれが近日中に下りることが確定したという通知も受けておらず、そのような情況の下で書状を認めたのであることが、まず確定的となった。

このように、二八日奏請に対する勅許の通知と頼朝書状との時間的関係がはっきりすると、二八日奏請と六日書状において主張された点との内容上の関連を考える手がかりがうかび上ってくる。すなわち、勅許又はその確定的な通知が頼朝の側に六日付書状を認める際に伝えられていたとすれば、それにも拘らずDの如き主張を行ったのだから、それはあきらかに奏請・勅許の内容と別個のものと限定せざるを得ない。しかし、その可能性がまず認められない以上、書状の主張Dは、奏請・勅許の内容と別個である可能性とともに、それと同一又は事実上重なるものである可能性が浮び上ってくるからである。しからば、いずれの可能性が正しいのだろうか。

そこでまず第一の可能性について検討しよう。六日付書状D部分の主張が二八日奏請の内容と別個のものであったとみなすと、書状の文脈からみてやはり矛盾が生じる。というのは、頼朝は、時政奏請が認められた勅許の通知はうけとっていなかったとしても、十一月中旬に時政は鎌倉を発っているのだから(114)、それから書状を認めた十二月六日までには半月以上経ていることになり、したがって時政がすでに奏請に及んでいることは当然予測していたに相異ない。とすると、この書状をうけとる兼実や朝廷側がかかる奏請を知っている可能性が甚だ大きいことも予知していたとみなければならない。とすれば、そのような事情の下で奏請の内容と別個の要求を兼実を通して朝廷に提出したというならば、Dの主張にかかわる経緯をふまえるという書状の文脈からいって、奏請の内容は二使者の派遣（B）や九国・四国の地頭（C）よりはるかに深い関係をもつはずであるから、当然その点に言及されるべきであろう。又そ

のような情況の下にありながら、あえて諸国「國地頭職」の補任を求めた奏請を無視して、「諸國荘園平均可尋沙汰地頭職」ことを別個に要請するという理由も考えられない。さらに、別個の要請とすれば、当然二八日奏請とは別個に正式の奏請がなければならないはずであるが、六日書状は、同日頼朝が折紙で院に奏請した他の諸要請にかんする書状[115]とあきらかに区別され別の書式で認められている点からいって、それ自体を奏請の書状とみなすことはできない。又六日書状をはなれても、他に同内容の奏請がこの時点以後行われたことは、それを示す史料が絶無である上に、後に文治元年の勅許に言及した史料などからみても、まず推定することは不可能といわざるをえない。このようにみるならば、書状における主張を二八日奏請と重ならない別個のものとみなすことが事実と矛盾することは、もはや確実であろう。

とするならば、残された可能性はただひとつ、書状における主張を二八日奏請と同一ないし事実上重なる内容を含むものとみることである。ただこう考えると、二八日奏請においては、地頭職の他に反別五升兵粮米の要請を行っていること確実であり、その他にも惣追捕使の設置を求めていることもまず相違ないから、同一又は重なるとみる以上、この二点について書状に一切言及されていない点が、それなりに問題となりえよう。

しかし、それは必しも奇異なことではない。それは、書状においては奏請における三つの問題のうち地頭職だけがとり上げられた、と考えることが可能であり、そう考えうる根拠もあるからである。というのは、右のように考えるためには、頼朝側にとって、地頭職の問題は、時政に奏請させた後にも実現のためになお別途に朝廷側に働きかけを重ねておくことが必要とされたほど、兵粮米や惣追捕使の問題より、勅許の実現に困難が伴う重大な問題として、捉えられていた、とみなしえなくてはならない。が、事実、兵粮米はすでに文治元年十一月の奏請より先に平家追討の

ためと称して頼朝側が何度も朝廷の公認の下に徴集しており、何もこの段階ではじめて要求することがらではなかった。[116] 又惣追捕使は、当時義経・行家追討の目的で設置が認められていたことまず確実であり、[117] 義経・行家追討の宣旨は十一月二五日におりており、[118] 従って二八日にその設置を要求したさい、それが比較的容易に実現されようことを、頼朝は六日の段階で知っていたとみてよい（六日書状C部分で義経・行家捜索を頼朝側が行っていることを公然と述べている点からいって、この時点で頼朝が十一月二五日宣旨を知っていたことは確実であろう）。これらに対して、あきらかに、地頭職にかかわる問題をこれ以前に何らかの形で朝廷側に要請し、それが認められた、ということは考えられない。とすれば「諸國」「地頭職」の「分賜」であれ、「諸國荘園平均可尋沙汰地頭職」ことであれ、鎌倉側にとっては、あらかじめしかれたステップもなくはじめて公的に要求することであったのである。兵粮米や惣追捕使に比して、その実現がはるかに困難である、と考えられるのは、むしろ当然といわねばならない。

とするならば、時政に奏請させたのち、まだその勅許が伝えられない段階にあって、奏請した諸問題の中で、少くとも最も実現困難と思われた地頭職の問題だけが、当時朝廷内で頼朝側に深い理解を示しはじめていた兼実[119]にあてて、重ねて強く要請された、とみることは、充分ありうることといわねばならないであろう。事実、書状は冒頭において、

右言上日來之次第候者、定子細事長候歟

と述べ、限定された問題のみ扱うという姿勢を示しているが、この点も右の結論と必しも無関係でないように思わ

れる。

このようにみれば、書状に兵粮米や惣追捕使の問題がふれられていない点は、決して二八日奏請と六日書状の主張が重なることを否定する根拠になりえないこと確実であろう。したがって、右に関していえば、六日書状の主張は、二八日奏請と完全に同一なわけではないが、地頭職に関して少くとも事実上重なることを問題としているとみることに、何の矛盾もみいだせないことになるのである。

この他にも地頭職に関して二八日奏請と六日書状の主張とが事実上重なることを積極的に否定する素材を見出すことはできない。とすると、逆に両者が重なることを積極的に裏付ける史料を提示することはできないけれども、すでに両者を別個の問題とみなすことが書状の文脈理解上から否定されている以上、両者が重なることは認めざるをえないのである。もちろん、このことは、両史料が異なった表現であるいは異なる側面から記述されていることを否定するものではない。かかる差異があることは両史料を比較すれば一目瞭然であろうにも拘らず、奏請ないし主張されている問題そのものが事実上重なり合うことが、以上の検討によって判明した点が重要なのである。

さて右の点が判明すると、奏請記事と書状の主張は地頭職に関するかぎり重る即ち事実上同内容のことに触れているのであるから、それを前提として、二史料の表現上の差異の相互関連を問うことが可能になってくる。

そこで二史料の関連を考えながら、まず『玉葉』文治元年十一月二八日奏請記事にかんして確言できることを、前節末尾で到達した結論にしたがって箇条書きに整理しなおすと、

①認可（分賜・補任）主体……朝廷
②認可（分賜・補任）される者……頼朝の承認を前提とした時政以下主要御家人

③対象物たる地頭職の性格……国地頭職

ということになろう。地頭職補任の地域的範囲については、書状との関連から結論を導き出すことがむずかしいので、ここでは扱わない。(120)

次に右との関連のあるかぎりで、地頭職にかんして同年十二月六日頼朝書状から判明する点を箇条書にすれば左のごとくなる。

①′「諸國」で荘園公領を問わずに「地頭職」を「尋沙汰」することを認可する主体……朝廷

②′この「地頭職」を「尋沙汰」することを行なう主体……頼朝側

③′扱われている地頭職の性格……頼朝側によって「諸國」で荘園公領を問わずに「尋沙汰」される対象

このように整理すると、まず二八日奏請史料にあらわれるのは国地頭職(③)であるのに、書状にあらわれるのは、「荘公」を「不論」という形で問題にされているのだから、あきらかに荘郷地頭といわざるをえず(③′)、両者にみえる「地頭職」はたしかに同一性格のものではない。が逆に、奏請史料と書状が各各他の性格の地頭について問題として含むことを排除しているということはできないし、従って、両者の関連の可能性について検討の余地がふさがれているわけではない。

そこで注目されるのは、①′②′③′相互の関係のありかたと①②③との関連である。前者では①′と②′の関係は、朝廷が②に認可するというものであり、②′と③′の関係は、②′即ち頼朝側が③′を尋沙汰(補任・安堵・停廃を含む)するというものであった。ところが、①②③において問題になるのは、①即ち朝廷が②頼朝の承認をえた主要御家人に③国地頭職を認可(分賜・補任)するという関係だけである。しかし、すでに検討されたように、奏請記事と書状とは地頭

職について別個の史料とみることはできない。とすれば、右に整理された点は奏請・主張の骨格にかんすることがらであるから、①②③および①′②′③′にみられる各々の諸関係が、相互に別個で無関係とみなすことは不可能といわざるをえなくなろう。このようにみるならば、①→②と①′→②′の関係は、その認可の主体が朝廷であるという点で共通している点からいって、事実上同一のことがらを各々やや異なる視角から捉えたものとみなさざるをえなくなってくるのである。したがって、奏請記事には②′—③′の関係については直接触れられていないが、①から②に与えられる③国地頭職が③′を「諸國荘園平均」に「尋沙汰」するものにあたる、ということになる。

それならば、このように考えて、奏請記事と書状との解釈上何の矛盾も生じないだろうか。さらにこの二史料の語る細部の意味の関連を考えたとき、右の理解と積極的に合致するといえるだろうか。以下検討を加えよう。

まず矛盾の可能性のあるものとしてあげられる点は、奏請記事②′と書状②の関係と同じく両史料にみえる地域にかんする表現のずれの関係であろう。しかし、はじめに前者からいえば、たしかに朝廷から認可（分賜・補任）される者は、奏請記事からは「頼朝の承認を前提とした時政以下主要御家人」と読みとられるが、書状では明確な主語を欠くため「頼朝側」と理解しうるだけで、両者の指すところは各々の史料からだけでは完全に合致しない。しかし、ここで重要なことは、書状の表現からは、さきの分析にたちかえればあきらかなように、その主格を「頼朝」に限定しえない点であろう。「諸國荘園平均、可尋沙汰地頭職候也」という文章において、頼朝をその行為の主体から除外することは不可能であり、かつその行為の主体として中心的な位置にあることは確実であるが、同時に、かかる漠然たる表現である以上、その実質的な主体として頼朝の他に頼朝側の人間が関与することを妨げるものではない。とするならば、②′を②すなわち「頼朝の承認を前提とした時政以下主要御家人」を事実上含むものとみることは何ら矛盾

することとはいえないであろう。

次に後者についてみれば、たしかに、奏請記事では、国地頭職分賜の地域は「五畿山陰山陽南海西海諸國」と記されているにすぎず、書状ではこれに対し「諸國」と述べられ、右のように明確に限定されていない。しかし、石井進氏や安田元久氏が主張されるように、奏請記事は伝聞にもとづいた兼実の記載であるから、奏請の全容を伝えているとはかぎらない(121)、従って実際には奏請にさいして全国が対象とされた、と考える余地も残されているし、逆に石母田氏が説かれるように「諸国」は必しも日本全国とみる必要なく、右の五畿四道をさすとみることも不可能ではない。したがってこの点も、両史料を地頭職にかんし同一内容に触れたものと捉えることを否定する根拠にはなりえない。

なお、この他に地頭職について両史料を同一内容に触れるものとみることに障害となると考えうる素材は、管見のかぎりまず捜し出しえない。とすれば、以上の検討から、右のごとく考えることは、それを否定する素材がみい出せない点からいっても、矛盾がないといってよいのである。

それでは、さきに推論から導き出した右の理解に立って、両史料の語る細部の表現にまで立入ったとき、そこから導き出される諸点は、右の理解とよく符合し、それを支える傍証となりうるだろうか。

この点で両史料上の接点として最大の眼目となるのは、奏請記事では推定できた「国地頭職」を書状において何らかの形で見出すことが出来るか否かである。そこで、書状から関係の部分を再度検討すると、

(A)諸國荘園平均可尋沙汰地頭職候也、

及び

(B)雖伊豫國候、不論庄公、可尋沙汰地頭之輩候、

という部分が注目される。(A)の「諸國荘園平均」が「諸国において、公領たると荘園たるとを問わず」の意味であることはすでに指摘したとおりである。この点をふまえると、(A)でもその特殊例である(B)でも、「尋沙汰地頭職」又は「成敗地頭之輩」ことが、同様に「国」という行政単位を媒介にして問題にされていることがあきらかになってこよう。

もっとも、(A)の「諸國」とは必しも「国」という行政単位をふまえた表現ではなく「諸地方」ほどの意とみる見解もあろう。しかし、すでにみたように(A)と(B)が一般と個別の関係にあり、(B)で「伊豫國」と明らかに一国という行政単位を問題にしている以上、(A)も同様とみなくてはならない。又、(B)の部分は「伊豫國」を兼実の知行国にする旨を頼朝が同時に約束している関係上述べられているのだから、「國」という表現がもちいられていても、これを(A)にかけて一般化することはできない、とみることも一応可能だろう。しかし、もし、(B)の表現がただ兼実の所領に対する配慮のみから規定されるなら、知行国以外の諸国にまたがる荘園に言及しても然るべきであろう。にも拘らず、その表現がみられない以上、ここでは、ただ公領荘園を併列に問題にするのではなく、それらを「国」という行政単位を媒介としたブロックとして扱うことが問題にされているといわざるをえないのである。従ってこの考えうる二つの疑点も、右の理解にとって何のさまたげともならないことあきらかであろう。

しかも、この理解をとることは、書状全体の文脈から考えても、決して不自然なことではない。さきに一章で、書状で提出されている主張とそこにいたる経過説明の部分との関連をみたさい、院による義経・行家への九国・四国地頭の補任をステップとしある意味でそれに対置させるという形をとりつつ、件の要求が提出されていることを指摘した。とすると、頼朝の要求する「諸國荘園平均可尋沙汰地頭職」という行為は、あきらかに「国」を媒介とする職に対置させながら、提出されているといえるから、それが同じく「国」という行政単位を媒介に行われるものとみることは、決して不自然とはいえないであろう。(なぜ、そのような形をとる意味があったかは、後章で問わるべきであるが)。

以上の点からみて、書状においても③′を「諸國荘園平均可尋沙汰」き主体は、「国」という行政単位を媒介としてかかる行為を行うものとして捉えられていた、とみてよいであろう。

では、さらに一歩すすんで、それは少くとも朝廷で認可される場合は、「国地頭職」となるべきものであった、ということはできるだろうか。

しかし、この検討にさいしあらかじめあきらかにしておかねばならない点は、頼朝が時政に奏請を命じたさいや六日書状を認めたさいに、右の行為を「国地頭職」という職で実現することを明確に表明していたか否かは問題でない、ということであろう。『玉葉』奏請記事で「国地頭職」が問題にされているといったのは、より正確を期せば、ここで奏請されたものを認可したさいそれが「国地頭職」で表現されたことは確実であるということに他ならない。もちろん、すでに「九国・四国之地頭」が存在している点からみて、国地頭職という形で要求した可能性もないわけではないが、奏請記事にも「相分賜……諸國」べしという表現しかみえず、書状でも「諸國……可尋沙汰……」と記され

ているにすぎないから、奏請にさいしては右のような意志表示しかなく、朝廷の側がそれを「国地頭職」という形でとらえ、その職の賦与という形で実現することもありうるとみなくてはならない。

とすると、あらかじめ頼朝側から提示されていたにせよ、あるいは勅許の段階でそう表現されたにせよ、「国」という行政単位を媒介に「荘郷地頭」を荘公をとわず尋沙汰するものを、「国地頭職」と表現することは、ありうることだろうか。

ところで「国地頭職」が「荘郷地頭」を「尋沙汰」ないし「成敗」する存在であることを直接語る史料は、もちろん見当らない。しかし、地頭職をはなれるならば、同名の二職が上下の行政単位に重層的に重なるばあい、上級の行政単位を媒介とする職が下級のそれを成敗する権限をもつという関係にあるケースは、守護のばあいに見出すことができる。すなわち、前出の

> 将軍家御不例、緯急之間、有御譲沙汰、……以關東二十八ケ國地頭并惣守護職被充御長子一幡君六歳(122)

にみえる「惣守護職」はとりもなおさず日本惣守護職であるが、それが将軍から将軍へ伝えられるべき不可分のものと捉えられていたことは、右の記事から明瞭である。ところで、当時日本全国に国を単位に守護がおかれており、それに対する成敗が将軍に属する権限であったことはいうまでもない。とすれば、右の総守護職とは、かかる将軍の権限を職として表現したものであることは、まず疑う余地のないところといえるのである。したがって、この例からいえば、荘郷地頭を尋沙汰・成敗する国ごとに置かれた者を国地頭職で表現するということは、必しも不自然なことと

いえないのである。

しかし、右のごとき職の名称上から、一般的妥当性が指摘できるとともに、当該の奏請のひきがねになった九国・四国の「國之地頭」にかんして、事実上同様な関係を推定することができる。

そこでこれを、強制力の行使の面からみよう。右の「国之地頭」が設置された四国の伊予国では、この設置が行われた直前の十月ごろ、当時国守となっていた義経から、

適所浴恩之伊豫國、皆補地頭、不能國務、(123)

といわれたほど、広範に地頭が存在し、国務を不能とするような行動即ち実力行使に及んでいたことが推定される。とすると、当時諸国で荘公をとわず広範に発生するに至っていた地頭に、事実上狼藉鎮圧を可能とするような強制力の行使が認められていたことは後章に詳しくみるとおりであるから、(124)右の伊予国内の地頭もかかる存在であったこと相違ないであろう。ところが、先述の行家の「四國之地頭」補任は、右の事態にあった伊予国を含んで行われたのである。(伊予国以外四国の諸国でも程度の差こそあれ類似の事態が発生していたことは確実であろう。)しかも、この「國之地頭」が何らかの狼藉の鎮圧をめざして設定されたものとみられることは、すでに前章で検討されている。(125)とすれば、この「國之地頭」が、こうした狼藉鎮圧の強制力行使をなしうる地頭たちと無関係に設定されたとみることは困難であろう。さすれば、かかる「國之地頭」が、狼藉鎮圧することを具体化するには、かかる地頭たちを組織することが不可欠の要素とみざるをえず、したがって、そこから、右の「國之地頭」とは、事実上荘郷レベルの地頭を

成敗しうる存在であった、と推定されるのである。

このようにみると、奏請のひきがねとなった、九国・四国之地頭についても、諸荘郷レベルに存在する地頭を成敗するべく国を媒介に設定した職を「國之地頭」と表現していたとみなしてよいであろう。

とするならば、「諸國荘園平均可尋沙汰地頭職」という行為の主体を職で表現しようとするとき、それを「國地頭職」という形であらわすことは、何ら不自然なことではなく、むしろそう考えた方がはるかに真実に近いといいうるであろう。

このようにみるならば、地頭職に関するかぎり奏請記事と書状の主張は事実上同一問題を扱っていると推論された結果に関しては、矛盾点がひとつも見出せないばかりか、二史料とくに具体的記述の豊富な書状の立ち入った独自の検討からも、右の推定を裏書きする事実をみちびきだしうるのである。もはや、頼朝側は奏請にさいし「諸國荘園平均可尋沙汰地頭職」ことと同内容の要求を出し（それを国地頭職と表現していたか否かは別として）、その結果勅許にさいして、それが「國地頭職」の補任、という形式をとって実現された、と理解することに、何らの疑点もみいだせない、といってよいであろう。

さて以上の検討を通して右にみたような結論に到達できるならば、『玉葉』奏請記事と頼朝書状は地頭職にかんする限り頼朝側の同じ主張を伝えたものとみることができるのであるから、この二史料から各々あきらかにされている既述の点をくみあわせることによって、頼朝が地頭職奏請にさいして主張したことの意味は、次のように整理することができる。

第一に、頼朝は、この段階で、諸国において荘公をとわず荘郷地頭職を尋沙汰することの認可を、国という行政単

位を媒介にして頼朝側に、より具体的にいえば、頼朝の承認の下に主要御家人にその執行をゆだねる形を含みつつ、朝廷に求めた。この国を単位になされる行為は国地頭職で表現されるべきものであり、奏請にさいしてすでにかかる形で要求されていたか否かは別として、おそくとも勅許にさいしては国地頭職の補任という形で実現された。

ところで、一章の検討であきらかになったところによれば、第一に、荘公をとわず地頭職を尋沙汰するとは、荘公領レベルに「地頭職がすでに存在しているか否か、又そのあり方がどうであるかを調べた上で、存在しているところには、安堵又は停廃を、いないところには必要に応じて補任するなどの形式によって（かかる形成をとらないケースも可能性としてはありうる）掌握し、その上でかかる地頭に対し荘公への所課の勤仕や狼藉鎮圧のために行う頼朝側への強制力行使による勤仕という二職務遂行上において、それをうながす（催促・命令・処罰などの）統御を行う」[126]などの内容をもつものに他ならなかった。又第二に、この荘郷レベルの地頭職には、在来職務とされていた荘公領有主体への所課の勤仕がそのまま職務のひとつとして継承され、その上にこの時点であらたに、在来右の職務遂行の手段として事実上承認されるというにすぎなかった強制力の行使が、狼藉鎮圧を独自の目的として、頼朝側に果すべき職務としてとり扱われることとなった。

この点をふまえるなら、第二点として注目されるべきことは、第一にのべた国地頭職の補任とは、かかる荘公への所課の勤仕と頼朝側への狼藉鎮圧のための強制力の行使を職務とする荘郷地頭を幕府の進止下において編成するための方法であった、といえることである。すなわち文治の荘郷地頭の設置とは、まさに石母田氏があかるみに出した国地頭職の補任を通して実現されたものに他ならないのである。従って文治の国地頭職設置と荘郷地頭職設置は各々別個のものとして把握されていたのではなく、後者の実現のために前者を、前者によって後者をという関連にあったの

である。

とすれば、第三に荘郷地頭職と国地頭職の各々の職務とその関連もあきらかとなる。即ち、荘郷地頭職の固有の職務は、右にみた荘公への所課の勤仕と頼朝側への狼藉鎮圧のための強制力の行使による勤仕に他ならないが、国地頭職は、かかる地頭職を「尋沙汰」するものとして設置されたのだから、兵粮米徴集がその職務でないだけでなく、荘公への所課の勤仕・強制力の行使そのものも、一義的な意味で固有の職務と見ることはできない。もちろん、外部から巨視的にいうなら、同職を、所課の勤仕と強制力の行使の主体を成敗する立場にある点からみて、右の行為を代表する主体とみることも不可能ではない。しかし、より厳密にいうなら、国地頭の固有の職務は、かかる行為を職務とする荘郷地頭職の「成敗」すなわち「安堵・停廃・補などによる同職の掌握とそれにもとづく職務遂行をうながす統御」という側面に限定されねばならず、所課の勤仕・強制力の行使自体にはこの「成敗」を媒介にして間接的に関与していたにすぎないのである。

さて、以上の諸点があきらかになると、右の国地頭職と補任をめぐって頼朝と主要御家人がどのような関係でむすばれていたのか、又そもそも地頭職の設置範囲には地域的限定があったのか否か、が残された問題として浮び上ってくる。しかし、これらの点を、十二月六日頼朝書状と十一月二八日奏請記事とを基本史料としてそこから導きだすことはできない。そこでこれらの点については、次章において、右の結論を他の性格の諸史料によって検証したうえで、その成果に立って考えることにしたい。

注

（1）史料の典拠は一章注（4）に示したとおり。国書刊行会本と諸写本の間に字句の異同はない。

（2）前掲「鎌倉幕府一國地頭職の成立」二〇ページ。

(3) 同二一ページ。
(4) 以上同一九ページ。なお時政の地頭職「辞止」は、石母田氏を含め、従来ひろく朝廷への返還行為と理解されているが、この点には疑点がある。くわしくは三章五節参照。
(5) 同二二ページ。
(6) 同二二ページ。
(7) 同八五―九〇ページ。
(8) 同八六ページおよび八五ページ。
(9) 一国地頭職という表現を明確に提示すると、原則として当該地頭職は一国を単位として扱われていたというニュアンスがつよくなる。ところが、時政拝領の地頭職が七国をひとつのブロックとしたものであり、それを含めて五畿四道が主だった御家人に分賜されたのであるから、それは全体的にみても数ケ国をブロックとして与えたものを含むと思われる。これが「国」を単位又は媒介をするものであることには疑う余地はないが、実際には数国まとめて扱われていた可能性も考えられるので、「国地頭職」という概念の方がより実体に近い表現と思われる。
(10) 『吾妻鏡』文治二年三月一日条所収。
(11) 同右三月二日条所収。
(12) 同右三月七日条所収。
(13) 前掲論文九一ページ。
(14) 同右八九ページ。
(15) 同右九一ページ。
(16) 同右九一ページ。
(17) 本章七七ページ以下。
(18) 『法制史論集』第二巻所収。
(19) 同右八六〇ページ。
(20) 同右八六八ページ。
(21) 同右八七七ページ。
(22) 同右八七七ページ。
(23) 同右八八四ページ。
(24) 『法学論叢』八―一・二。なお同論文は、中田薫氏「鎌倉時代の地頭職は官職に非ず」への批判として著された牧建二氏「文治守護職の補任」(『法学論叢』七―二・三・四・五)に対する中田氏の反論「牧学士の『文治守護職の補任』を読みて」(『法学論叢』七―六)に答える形で公にされたものである。ここではじめて具体的に展開された文治地頭職についての理解は、ほとんど修正されることなく同氏「守護地頭」(『岩波講座日本歴史』)・同『日本封建制度成立史』などに継承された。一方中田薫氏は右掲牧論文へ再度の反論「再び牧学士の文治守護職補任論に就て」(『法学論叢』八―三)の中で「同君(一牧氏―引用者注)の論文は地頭職の補任にまで及んで……其範圍が廣くなって來て居る。……今日は矢張從來

の主題即守護補任問題丈に就て論議し、地頭職その他の事に關しては、他日機會を俟って批評することに致し度い」（一三ページ）と述べられ、牧氏の地頭職にかんする見解については議論を保留されたが、以後もこの点について論及されることはなかった。

(25) 同論文一〇〇ページ。

(26) 前掲「鎌倉時代の地頭職は官職に非ず」八六〇―一ページ。同文書は『平安遺文』に三六二一号文書として所収。なお拙稿「鎌倉幕府地頭職の先駆形態」（未発表）一章で同文書についての分析を試みた。

(27) 同右八六一ページ。

(28) 同右ページ。

(29) 同右ページ。

(30) この事実の確認については六章二節参照。

(31) 同右論文八六一ページ。

(32) この点については六章二節参照。

(33) 同右八七一～二ページ。

(34) 同右八七二ページ。

(35) 同右ページ。

(36) 以上同右ページ。

(37) 同右八七〇ページ。

(38) 前注（26）所掲拙稿。

(39) 一章五三～六〇ページ。

(40) 前掲論文八六七ページ。

(41) 中田氏が根拠に用いられている史料も、いずれも承久乱以降のものである。

(42) この時期に守護でも地頭でもない御家人はかなり存在するが、彼らにかんする記事を収めた文書等に、警察権執行を公的な権限にもとづいて賦与・命じた記述は一切みられない。

(43) 前章五三～四ページ。

(44) 前掲八五ページ所引論文八八ページ。

(45) 同右ページ。

(46) 同右八九ページ。

(47) 同右ページ。

(48) 同右ページ。

(49) 同右九〇ページ。

(50) 本章七七～八ページ。

(51) 本章八一ページ以下。

(52) 本章八三ページ。

(53) 前掲論文九八ページ。

(54) 同右ページ。

(55) 石母田正「文治二年の守護地頭停止について」（『法学志林』五六―一）八三～九九ページ、及び安田元久「兵粮米・地頭加徴米小考」（『地頭及び地頭領主制の研究』）三八九～

九〇ページ。なお三章注（6）参照。
（56）『吾妻鏡』文治二年十一月廿四日条所収。
（57）鎌倉幕府追加法九条（『中世法制史料集』Ⅰ、所収）。
（58）同氏前掲三九三ページ。
（59）『法学志林』五五―一号。
（60）『日本歴史』一三〇号。
（61）前注（59）所引論文四ページ。
（62）友田氏前注（60）所引論文八九ページ参照。
（63）同氏同右論文九三ページ。
（64）同右八九―九一ページ。
（65）同右九〇ページ。
（66）同右九〇ページ。
（67）同論文一五ページ。
（68）同論文一六ページ。
（69）同論文九四ページ。
（70）同論文九四ページ。
（71）『吾妻鏡』同日条。
（72）前注（59）所掲論文八―九ページ。
（73）七日の正式勅答において、兵粮米について「兵粮米未済事、任道理、尤可有沙汰歟」と院が答えているのは、依然時政が三日の院の主張をうけていない証左である。
（74）七日の勅答からも時政の要求をうけいれた形跡はみられない。
（75）本章九七ページ参照。
（76）『吾妻鏡』同日条所収。
（77）石母用正前注（59）所引論文六～七ページ。友田吉之助前注（60）所引論文九四ページ。
（78）本章九三ページ参照。
（79）『吾妻鏡』同年十一月二四日条所収。なお同日条には、同内容の事柄を記した同年十月九日院宣、同十一月廿四日頼朝請文も収められているが、記事表現はほとんどかわらないので省略する。
（80）本章九四ページ参照。
（81）安田元久「兵粮米・地頭加徴米小考」（前掲書所収）。
（82）友田氏前注（60）所引論文九一～二ページ。
（83）中田　薫「鎌倉時代の地頭職は官職に非ず」（前掲書所収）八八六ページ。
（84）前掲論文三七五～六ページ。
（85）前掲論文八八六～五ページ。
（86）前掲論文三七五ページ。
（87）『玉葉』治承五年閏二月六日条。
（88）賀茂別雷神社文書。（鎌、一六九号）
（89）三章三節参照。
（90）同じく三章三節参照。

(91) なお『土林證文一』（鎌、四六〇号）には

下　伊東参郎祐時
　可令領知日向國地頭職事
右、爲勲功之賞、所宛行也、守先例、可沙汰之狀如件
　建久元年六月廿九日　　御判

という文書が収められている。これによれば、建久元年当時国地頭職の補任が頼朝によって行われていたかにみうけられるが、判の位置をはじめ文書自体に疑点があると思われるのでここではとりあげない。

(92) たとえば七国地頭職を辞止した時政のばあい、少くとも辞止以前、同地頭職をもちながらあわせて兵粮米徴集の主体でもあったこと確実であろう。

(93) 前注（2）所掲論文二三ページ。

(94) 石井良助「鎌倉幕府の成立」（『大化の改新と鎌倉幕府の成立』）一五〇ページ。

(95) 安田元久「『文治地頭』の勅許について」（『地頭及び地頭領主制の研究』第三章1.）一〇〇ページ。

(96) 同論文一五〇ページ。

(97) この点について氏は「中世における知行の観念からみて、国内の庄公を問わず平均に兵粮米を賦課・徴収する権利を、国内の『田地』を惣て以て知行すると表現してもさしつかえはないから、……すなわち一国地頭の職権の内容を二つに分けて述べたと解釈するわけである。」（前注（2）所掲論文八〇ページ）と説明されている。

(98) 同氏前掲論文一五〇～五二ページ。

(99) 本章一三一ページ以下。

(100) 勅許宣旨の文言であるとすれば、兵粮米・惣追捕使等々の問題をも含めた次元で扱われた文言である可能性も濃い。

(101) 三章付①②および⑤参照。

(102) 本章七八ページ参照。

(103) なお以上のように「兵粮米」が地頭に固有のものでないことが判明したとはいっても、地頭に「加徴米」収得の権利がなかったわけではない。加徴米は兵粮米と別物であり、当時地頭得分として存在したことは、すでに一章七三ページ注（31）及び本章九四ページにふれたとおりである。

(104) 石井良助「鎌倉幕府の成立」（『大化改新と鎌倉幕府の成立』）一四八～一五四ページ。
石母田正「鎌倉幕府一国地頭職の成立」（前掲書）一〇二―四ページ。
安田元久「『文治地頭』の勅許について」（前掲書第三章1.）九四～九五ページ。

(105) 石母田同右論文一〇二～六ページ。

(106) 同右論文一〇四ページ。
(107) 『吾妻鏡』同日条。
(108) 同氏「鎌倉幕府の成立」(前掲書) 一五二ページ。
(109) 同右同ページ。
(110) 同右一五二～四ページ。
(111) 前注(2)所掲論文一一ページ。
(112) 「文治地頭」の勅許について」(前掲書) 九五ページ。
(113) 同氏前掲論文一五二ページ。
(114) 本章一二九ページ参照。
(115) 『玉葉』文治元年十二月二七日条所収。
(116) 石母田「鎌倉幕府一国地頭職の成立」(前掲書) 四五～五七ページにくわしい。
(117) たとえば、『吾妻鏡』文治二年三月七日所収の、時政申状に対する院の正式の回答の文中に「惣追捕使事……但義経行家不出來以前、二位卿不申行之外、一向可被止之由、難被計仰」とみえ、惣追捕使設置の理由が義経・行家追捕にあったことを知りうる。
(118) 『吾妻鏡』同日条。
(119) 『吾妻鏡』文治元年十一月七日条参照。
(120) この点については三章四節であつかう。
(121) 石井 進『日本中世国家史の研究』三一二ページ。安田元久前掲書九一一四ページ。
(122) 本章一二二ページ参照。
(123) 『玉葉』文治元年十月十七日条。
(124) 四章二節参照。
(125) 一章六九ページ。
(126) 一章六四ページ。

三章　文治地頭職奏請・勅許内容の史料的検証

前章までにおいて、私は、主に文治地頭職奏請にかんする唯二つの一次史料の分析に中心をすえながら、奏請内容の復元につとめ、ひとまず前章末尾に集約したような結論に達した。とすれば、それを土台としてつぎに、右の奏請はそのまま勅許されたと認められるのか、又右の理解は奏請・勅許を伝える二次史料の語るところと矛盾しないか、

さらに後の地頭職設置の実態を語る史料から検証することもできるか、そしてさいごにこれらの二次史料や設置の実態を語る史料によって奏請勅許の内容に付け加えうる点があるか、などが解決されるべき課題として浮びあがってくる。本章ではこれらの点にかんし順次検討を加えよう。

一節　勅許について

前章までの考察であきらかになったことはあくまでも奏請についてであって、それに対する勅許が実際にあったかどうかは確認されていない。まずその確認からはじめよう。

すでに前章で詳しくみたように、『吾妻鏡』文治元年十一月二九日条・同十二月二一日条・『鎌倉年代記』裏書等を史料的根拠として、地頭職勅許は、二九日口宣内示・六日宣下・二一日同使鎌倉到着という段階をふんで頼朝側に伝えられたことを、先学はあきらかにされている。(1) 結論からいえば、私もこの理解に反対ではない。しかし、いずれの史料も二次史料である点で、右だけを根拠にすることにはいささかのためらいを感じる。一次史料で右の点を補強する素材はみあたらないだろうか。

そこで注目されるのは、文治元年十二月六日頼朝書状・折紙を同二七日にうけとった藤原兼実が、それに関連して院に認めた書状において、

近日武士奏請事、不論是非有施行、

と述べたことを、同日日記『玉葉』に記録している点である。右の文章の大意は、「不論是非」とある点からみて、種々武士の奏請は行われたが、それらは何れも、是非を弁別せず勅許の上実施に移されている、の意であることまず相違ない。ところで、この時点において、十一月二八日の地頭職奏請の事実を兼実が知っていたことは、その記事をすでに二八日当日彼が日記『玉葉』に記していた点からあきらかであろう。かりに、二八日段階では、奏請に関する知識は、日記の表現どおり「相分賜……諸國」という認識を超えておらず、それに地頭職が含まれている点まで知っていなかったとしても、おそくも十二月二七日に頼朝書状をうけとった時点で、さきの奏請がその書状にいう内容を含むものであったと知り及んだことは確実であろう。とすれば、事の重大性からいって、兼実が「近日武士奏請事」とのべた表現のうちに、右の地頭職奏請が排除されていたとみることは困難であるから、兼実はこの時点でこの奏請が勅許されたことを知っていた、とみなしうることになる。

しからば、右の史料から、地頭職奏請に対する勅許が行われたことは、まず確実といってよいだろう。一章にも引用した、翌文治二年四月三日源頼朝下文には「諸國諸庄地頭成敗之條者、鎌倉進止也(2)」という事態が出現していたことが伝えられているが、それは右の勅許が実現されていなければ、おこりうることがらとは考えられない。以上の検討によって、すでに先学のあきらかにしている勅許にかんする理解は、一次史料によって検証しても否定されることなく、かえって補強されることがあきらかになった。

しかし、以上の検討からは、奏請に対する勅許があったことを確認することはできるが、それが奏請どおりそのまま勅許されたものであるか否かについては、不確かといわざるをえない。勿論さきにみた『玉葉』の「不論是非有施行」という表現には、奏請内容を吟味せずすべて勅許した、というニュアンスが含まれている可能性を指摘すること

はできるが、それは可能性にすぎず、根拠とするわけにはいかない。では、勅許の内容は、奏請をそのまま認めたものであったのか否か。その点を解明するためには、勅許以後の実施の実態を語る史料から復元的に追求することが必要となってくる。が、そのためには、あらかじめ奏請・勅許を伝える二次史料が、前章までに到達した地頭職奏請の内容についての理解とそれにかんする勅許の事実とに矛盾する内容を含んでいないかどうかを確認しておかねばならない。もしそのような事実がみとめられ、二次史料といえどそのいうところにそれなりの理由があるとするなら、前章までの理解自体が揺ぐことになり、それが実施の実態から勅許の内容を復元しようとする作業の前提をも揺がすことになるからである。

二節　奏請・勅許を伝える二次史料の検討

右の視点から、以下順次関係の二次史料をかかげ検討を加えよう。

(A)『吾妻鏡』文治元年十一月十二日条

凡今度次第、爲關東重事之間、沙汰之篇、始終之趣、太思食煩之處、因幡前司廣元申云、(a)世已澆季、梟悪者、尤得秋也、天下有反逆輩之條更不可斷絶、而於東海道之内者、依爲御居所雖令靜謐、弃漏定起於他方歟、爲相鎭之、每度被發遣東士者、人々煩也、國費也、(b)以此次、諸國交御沙汰、每國衙庄園、被補守護地頭者、(c)强不可有所怖、早可令申請給云々、二品殊甘心、以此儀治定、本末相應、忠言之所令然也、

右の史料は、文治地頭職奏請についての鎌倉での発議を伝える記事ではあるが、大江広元の功績をたたえた種類の話に属するので、内容の取扱いに慎重を要することについては既に触れた。[3] したがって内容の個々にわたっては後世の述作の加わった余地も大きく、その点でかりに前章までの考察の結果と矛盾する点があっても、それを理由に前章までの考察を否定することはできない。

しかし、かりに述作の手がほとんど入っていないとみても、右の史料の語るところは、前章までの考察の結果と矛盾しない。(a)でのべられていることは、十二月六日頼朝書状で設置の理由としてのべられた「土民或含梟悪之意、値遇謀反之輩、或就脇々之武士、寄事於左右、動現奇恠候」という認識と軌を一にしている。（もちろん、而於東海道以下の部分については書状その他にはみられないが、その部分は頼朝側内部の事情に関することだから、朝廷側へ書状などに示されていないのはむしろ当然ともいえる。）又、(c)部分も、書状にみえる「不致其用意候者、向後定無四度計候歟」という表向きの論理の前提に横たわっていた頼朝側の本心とみれば、決して矛盾していない。(b)について地頭に則して云うところの大意をとれば、国衙の沙汰（行政）に関与して、公領荘園ごとに地頭を補任する、との意になろう。ところが、奏請記事や書状から得られた地頭職奏請の内容は、公領荘園をとわず地頭職を尋沙汰・成敗（補任を含む）することを、国という行政単位を媒介に行うというものであった。とすれば、国衙の沙汰に関与するとは、まさにかかる国地頭職の奏請を含むものとみなしうるから、右の記事(b)の述るところも、あきらかに前章までの考察の結果と矛盾しない、といってよいのである。

以上によって、右の史料が、前章までの考察の結果に再検討を迫る内容のものでないことが判明した。

(B)『吾妻鏡』文治元年十一月二八日・同二九日条

(a)補任諸國平均守護地頭、(b)不論權門勢家庄公、可宛課兵粮米段別五升之由、今夜北條殿謁申藤中納言經房卿云々、

北條殿所被申之諸國守護地頭兵粮米事、早任申請可有御沙汰之由、被仰下之間、帥中納言被傳　勅於北條殿云々、

右の史料も、後世の筆が加わった可能性の大きいことについてはすでに石母田氏の研究に詳しい。(4) しかし、それにも拘らず地頭職にかんする記載は少くとも真実を伝えていると考えても、前章までの考察の結果と矛盾しない。奏請の時点が『玉葉』の奏請記事と照らしあわせて矛盾しないことはいうまでもないが、(b)部分が(a)にいう地頭の職務にかかわることでないことはすでにくわしく触れたとおりであるから、この部分の記載(b)′もさきの考察の結果と矛盾しない。さて(a)′部分であるが、ここで、「補任諸國……地頭」「諸國……地頭」とみえる表現は、すでに石母田氏が指摘されているように、(5) 国を単位とする地頭職の補任を奏請していたことを語っているが、前章で検討した結果によれば、少くとも同じ内容のことを奏請していたこと確実である。荘郷地頭の問題には言及されていないが、国を単位とする地頭職の補任のうちに、その問題は包摂されること既述のごとくだから、問題にはならないだろう。

したがって、右の史料も、前章までに得た結論をくつがえす素材とはならない。

(C)『鎌倉年代記』裏書文治元年条

(a)十二月廿一日、諸國地頭職拝領　綸旨到着、去六日宣下也、(b)廣元加計議、諸國平均可相交關東沙汰也、仍守護地頭補任事、申行之、

右の史料も原史料そのものではないから、述作の余地がないとはいえない。しかし、にも拘らず真実を伝えているとみても、やはり前章までの検討の結果と対立しない。(b)部分は、はじめにふれた史料(A)の論理と同一であるから問題ないとして、(a)では「諸國地頭職拝領綸旨」とあって、同内容の奏請に対する勅許がそのようなものであったことを示しているが、奏請に対する勅許が「諸國地頭職」の補任の承認即ち「拝領」という形で実現されたことは、すでに検討したごとくである。従って、右の史料も我々が到達している理解に変更を迫るものではない。

(D)『吾妻鏡』文治元年十二月二一日条

於諸國庄園下地者、關東一向可令領掌給云々、

右の史料は、石井良助氏の指摘以来、諸国地頭職にかんする勅許の文を伝えたものと理解されている。もしそれが正しいとすれば、奏請・勅許で地頭職にかんして問題とされたことは、前章までの考察によるならば、荘公レベルで強制力の行使と所課の勤仕を行う地頭を国ごとに国地頭職をおいて編成していく、ということに他ならなかったから、荘公をとわず、下地は一向関東が領掌してよろしいという内容と、いささか合致しないかにみえる。

しかし、右の文が、二八日奏請に対する勅許の文の一部であることは正しいとしても、即地頭職勅許と限定することには問題があろう。二八日の奏請では、すでにみたように、地頭職の他に惣追捕使・兵粮米について独自の奏請があったはずであり、それに対する勅許が、惣追捕使・兵粮米については保留して地頭職に対してだけ行われた、と考えることもまず不可能である。とすれば、六日に宣下され二一日に鎌倉に到着した綸旨は、地頭職とともに惣追捕

使・兵粮米問題をも含めて二八日の奏請全体に対する解答であったとみるべきである。さすれば、右の部分は、惣追捕使・兵粮米あるいはこの三問題全体に対して述べられた文章である可能性もあるのである。三問題に対する総括的な解答の文だとすれば、右のような表現をとることはもっとも自然のように思われる。

しかし、もちろん右の理解はひとつの可能性にすぎない。それならば、地頭職にかんする勅許の文とみたならば、前章までの検討と合致するとはいえないだろうか。否である。頼朝が奏請にさいして要求したことは「諸國荘園平均可沙汰地頭職」であるから、原則としていうなら、荘公いかなるところにも、荘公に対して所課を勤仕し、頼朝側に対して強制力の行使をもって仕える地頭職を自由に設置できるよう求めたことを意味する。とすれば、所課の勤仕については間接に強制力の行使については直接に幕府は諸国全域を対象として、一定の権限を樹立することを、それは示している。さすれば、それが右のような表現で捉えられる、ということは必しも不自然なことではないだろう。「下地者、關東一向」という表現は、ややもすれば、下地の排他的支配権を関東に与える、かのごとくに読みとられやすいが、そのようなことが、この時代に朝廷から認められることなどは、まず考えられない。とすれば、一定の関与以外には考えようがないのだが、その解釈をとることは、とりもなおさず、前章までの考察をもとにみちびかれる結果と矛盾しない。

したがって、右の史料も、我々が到達している理解に変更を迫るものではない。

(E)『吾妻鏡』文治元年十二月三十日条

(a)令拝領諸國地頭職之内、(b)以土佐國吾河郡、令寄附六條若宮給、彼宮者、點故廷尉禅室六條御遺跡、被奉勸石清水、

以廣元弟季嚴阿闍梨、所被補別當職也、

右の文も『吾妻鏡』の地の文であるから、後世の述作の可能性がすべて排除されているわけではない。しかし、かりに、記事そのものは事実を伝えているとしても、我々が到達している理解と矛盾するものではない。(a)の記載に問題のないことは、(B)・(C)にかんして述べたのと同じ理由から明瞭であるし、(b)のように、一国内の一郡（の地頭）を頼朝が寄進するという行為は、荘公レベルの地頭職を尋沙汰・成敗する国地頭職の補任が、頼朝に委ねられていたことを認めるならば、不自然なことではない。

(F)『吾妻鏡』文治二年三月一日条

(a)諸國被補惣追捕使幷地頭内七ヶ國分、北條殿被拝領畢、而深存公平、去比上表地頭職、其上重被付書状於帥中納言、黄門又付定長朝臣被奏聞之、

……(b)仍於時政給七ヶ國地頭職者、各爲令遂勸農候、可令辞止之由所令存候也……、

右の史料のうち(b)部分は、時政の書状という原史料の一部であり、すでに前章までに奏請・勅許された国地頭職の存在を推定する根拠として扱われているものであるから、我々の到達した認識と矛盾しないことはいうまでもない。これに対し(a)部分はあきらかに地の文であるから、後世の筆になることまちがいない。しかし、それにも拘らず、その云うところは、諸国に地頭職が補せられたことといい、そのうち七ヶ国分が時政に拝領されたことといい、いずれ

も(B)・(C)・(E)および右述の(b)について述べたと同じ理由から、前章までに到達した結論と対立しないこと明らかである。なお『吾妻鏡』では右にかかる記事が同月二日・七日にもみられるが、そこにみられる記述も右と同じ理由から、矛盾しないこと明白である。

(G)『吾妻鏡』文治二年六月二一日条

(a)爲搜尋求行家義經隠居所々、於畿内近國、被補守護地頭之處、其輩寄事於兵粮、譴責累日、万民爲之含愁訴、諸國依此事令凋弊云々、

右の史料で問題となるのは傍線(a)部分であり、これによると、守護とともに地頭も行家義経尋求のために設けられたように記されている。しかし、石母田氏がすでに詳しく検討されたように、右の文はそのあとに採録された頼朝書状という原史料をもとに編者が行った誤りの多い綱文である。(6)その書状の関係部分は「凡不限伊勢國、謀叛人居住國々、凶徒之所帯跡ニハ、所令補地頭候也」となっており、右の地の文(a)部分が、これをもとにした綱文たることはいうまでもない。とすれば、決して、ここでは行家義経追捕のみを目的にして設置すると云ってないこと明瞭であり、その云うところの説明は、奏請と同じころ頼朝が認めた書状にみえる「土民或含梟悪之意、値遇謀反輩候、或就脇々之武士、寄事於左右、動現奇怪候」という認識と軌を一にしている。

又、(a)部分では、あたかも畿内近国だけに補任されたかのような表現をとっているが、これも右にかかげた原史料についてみれば、決してそのような限定された表現をしていないことあきらかであろう。

したがって、右の史料(a)の記述も決して、前章までに到達した理解を否定する素材とはなりえないのである。管見のところ、史料的に堪えうるもので、地頭職奏請・勅許を直接に伝える二次史料は以上につきる。右の個々の検討であきらかなように、いずれの史料も前章までに到達した地頭職奏請・勅許にかんする理解と矛盾しないか、又は矛盾するかにみえる史料のばあいはいずれも史料自体に問題があるものであることが判明した。しかも、行文から知られるように、二次史料によって現在到達している理解をさらに補足するというケースもみあたらなかった。

従って以上の検証によって、今や、文治元年十一月二八日に前章までみた内容の地頭職奏請が行われ、それに対する勅許が翌月六日にあった、ということは、もはやまぎれもない史実といえるのである。

三節　実施の実態からの勅許内容の検証

前々節の結尾において、二八日奏請に対する勅許が行われたことは確実であるが、それが細部に到るまで奏請の内容を承認したものであるか否かについては検討の余地が残ることを指摘しておいた。しかし、前節で検討した点を、この視点からみなおすならば、(C)・(E)・(F)に掲げた史料は、二次史料ながらおのおの「諸國地頭職拝領」・「拝領諸國地頭職」・「諸國被補……地頭内七ヶ國分」とあって、諸国に国地頭職を頼朝側に補任するという形で勅許が実現されたことを語っているし、さらに(F)にひいた時政書状という原史料にも時政拝領の分について「時政給七ヶ國地頭職」とみえるから、右の点は確実な史実といってよい。したがって、この点からすれば、少くとも事実上国地頭職の補任を求めるという内容の奏請に対し、まさにそれを実現させるという形で勅許が行われたことは確実である。

しかし、だからといって、勅許された国地頭職が、奏請のさい求めた内容のままのものであったかといえば、右の

関係史料だけからでは、確言することは不可能である。そこで勅許された国地頭職の内容が、荘公レベルの地頭に対する所課の勤仕と強制力の行使による頼朝側への勤仕を職務とする地頭職を尋沙汰・成敗する、というものであったといえるか否かを検証するためには、かかる地頭職の実施の実態の検討から迫る道が、浮び上ってくるのである。

そこで以下の検討に入ることとするが、そのためには、あらかじめ実施の実態の素材としてとりあげられる史料の成立時点（建久八年ごろまでをここでは扱う(7)）までに、勅許された地頭職について変更や修正が行われたか否かをあきらかにしておかねばならない。もし行われたならば、実施の実態からストレートに勅許内容に迫ることには問題が生ずる可能性があるからである。

従来文治元年十二月六日勅許の地頭職の大幅な修正又は停止を語る史料としてとりあげられてきたものは、管見のところ左のとおりである。

(イ)『吾妻鏡』文治二年三月二一日条（関連条文として同二月二八日条、三月十六日条）。

(ロ)『吾妻鏡』文治二年六月二一日条。

(ハ)『吾妻鏡』文治二年十一月二四日条（関連条文として同七月七日条、閏七月十九日条）。

まず(イ)は、兵粮米未進免除から全面停止にいたる経過を語る史料であること、二章でくわしく検討したところである。従来は、しばしば兵粮米が地頭職に固有な権益ととらえられていたから、これによって地頭職の全面停止を云々する説も生れた。しかし、二章でみたように、兵粮米と地頭職には何ら固有な関係はみられないこと確実であるから、これらの史料は、決して、地頭職の停止に結びつくものではない。

次に(ロ)についてみよう。同日条は、頼朝が西国三七国の武士濫行を院宣によって停止されるよう院に要請した書状

とそれを解説した地の文から成っていることは、すでに触れた。問題となるのは、地の文にみえる左の一句である。

諸國守護武士幷地頭等早可停止、但於近國沒官跡者、不可然之由、二品被申京都、以帥中納言、可奏聞之旨、被付御書於廷尉公朝歸洛便宜、

右の文章からすれば、あたかもこの時頼朝は、近国没官跡という特殊例を除いて全体として地頭職の停止を院に申し出たかにみえる。しかし、石母田正氏が詳しく検討されたことから明らかなように、右の部分を含む地の文は、後に採録された書状を編者が恣意的に解釈して綴った綱文であり、原史料たる書状と対比すると多くの誤った記述がみられる。(8) 右の点についても、決して地頭職の全般的停止を書状ではのべておらず、ただ「武士濫行方々の僻妄を停止せら」るべきこと、「(地頭の)中に、本家の妄を用いず、国衙の役を勤めず、偏にもって不當を致さしめ候はん輩をは、仰下され候うに随って、其の誡を加えしむべく候」こと、「縦い謀反人の所帯として、地頭を補せしむるの條、由緒ありといえども、停止すべきの由、仰下され候の所々に於ては、仰に随って停止せしむべく候」ことなどを要請・約束しているにすぎない。したがって、地頭の越権行為や対捍に対する統制・個別例外的な同職の停止以上のこと即ち地頭職の全般的な停止が、ここで頼朝側から持ち出されたとする理解は成りたたない。とすれば、右の史料を典拠に、近国没官跡を除いて同職が実際に停止されたとみることはできない。

さて(ハ)についてはどうであろうか。十一月二四日条は、地頭職にかんする十月八日官符・同九日院宣・十一月二四日頼朝請文という三種類の原史料を採録しながら、はじめにそれらの文書をめぐる経緯を地の文において説明すると

いう構成になっている。そして、地の文中に

是平氏追捕跡地頭等、以非謀叛跡、宛行課役、煩公官等之間、國司領家所訴申也、現在謀叛人跡之外者、可令停止之由云々、

とあるところから、この段階で、現在謀叛人跡という特殊ケースをのぞいて、全体として地頭職設置は停止されることになった、という解釈がひろく行われていた。しかし、この点も石母田氏が原史料と地の文との関係を詳しく検討されたことからあきらかなように、地の文は原史料のみを典拠としつつ述作された編者の文であり、正確でない表現が多く、ポイントとなる右の点についても、原史料では三種とも「現在謀反人跡」において地頭が「非法濫妨」「綺」をなすことが「停止」されているにすぎず、決して地頭職の存在が否定されているわけではないのである。(9) 従って、右の点についても、地の文を理由に、地頭職の停止が行われたと解することは正しくない。

なお、さきに関連条文としてかかげたが、右の官符・院宣にさきだって、吾妻鏡地の文として七月七日に、「平家没官領幷梟徒隠住所處之外、於權門家領等者」「地頭職」を「可令停止」との由を、幕府側が京都に伝えたことを記し、翌閏七月十九日には、京都から鎌倉にもどった広元から頼朝が「諸国地頭職」について委しく事情聴取した旨を記している。右の記事が史料的にどれほど信憑性をもっているかを確定することはむずかしい。が、かりに右の史料の語るところをすべて認めたとしても、結果は、すでにみた十月八日の官符のような内容で具体化されたのであるから、没官領や梟徒跡を除く権門家領全般に対して地頭職設置の停止が実現されたと考えることはできない。

管見のところ、当面問題としている幕府草創期において、地頭職一般にかんする変更や停止に直接言及した史料は以上につきる。しかし、以上の検討の結果、実際には地頭職の全般的停止は実現されておらず（没官領や謀叛人跡以外はすべて停止するというものでもなく）、ただ、越権行為や対捍等に統制が加えられ、個別例外的な停止が行われたことが明らかになったにすぎない。したがって、これらの制約を加える官符や院宣が下されても、奏請・勅許によって実現された地頭職とそのあり方については、何ら根幹にふれる修正は施こされなかったとみてよいことになり、それらを経たのちの実施の実態を語る史料から、勅許の具体内容を復元することも可能になるのである。

すでにみたように、勅許において諸国地頭職の補任が実現されたことは確認ずみであるから、勅許の具体内容を検証するうえでのこされた問題は、かかる国地頭職の補任という形で、荘公に対して所課を勤仕し強制力の行使を幕府の統率下で行う地頭職を尋沙汰・成敗するということが頼朝側に認められたか否かである。

そこでまず、尋沙汰・成敗の対象たる荘郷地頭職は、所課を荘園領主又は国衙に勤仕し、（それに対して幕府は実行されないとき介入して円滑に勤仕させるという形で間接的に関与する）、強制力の行使は幕府の統率下に勤仕することを職務内容とするものとして認められたかどうかから検討しよう。この点は個別の地頭職補任状からは必しも明確にできないことが多いが（補任にさいしすでに獲得されている職務内容については具体的に記さないことが多いので）、さきにも触れた文治二年六月二一日頼朝書状の一節から、まさに一般原則としてどうであったかを、確認することができる。

(a)凡不限伊勢國、謀叛人居住國々、凶徒之所帯跡ニハ、所令補地頭候也、(b)然者庄園者本家領家所役、國衙者國役雑支、

任先例可令勤仕之由、所令下知候也、各悉此状、公支爲先、令執行其職候ハンハヽ、何支如之候乎、(c)若其中ニ、不用本家之支、不勤國衙役、偏以令致不當候ハン輩ヲハヽ、隨被仰下候、可令加其誡候也、

まず(a)の部分の記述によれば、謀叛人居住の地や凶徒所帯跡に地頭を補任したというのだから、地頭の職務のひとつが、そこで予想されること即ち謀叛人や凶徒の蜂起に対する強制力による鎮圧にあったことはうたがいない。つぎに(b)によれば、先例を遵守して本所領家にはその所役を国衙へはその国役雑事を勤仕するよう頼朝は下知を加えたとあるから、かかる勤仕が職務のひとつとして認められていることも事実である。そして、この職務は当然一義的には領家・国衙に対してなさるべきものであるが、地頭がそれに従わないときは、(c)にいうように、頼朝の方で介入して誡を加え円滑に勤仕されるようにする、という形になっていたことも知られる。ところがこれに対し、(a)から推定される職務については朝廷との関係はいっさい問題とされていないから、その統率は頼朝側にあったことも推定できることになる。

このようにみると、奏請にさいして頼朝側が、地頭の職務とそれに対する幕府の関与のあり方としてとらえていたことは、そっくりそのまま、文治二年当時実現されていた、従って勅許されていた、とみなすことができるであろう。

なお、この点に関連して注目されることは、右の史料で、(a)と(b)の部分が、「然者」という順接の形で繋げられていることである。とすると、このことは荘公への所課の勤仕が、強制力の行使という地頭の側面と何らかの意味で関連していることを予知させるが、(a)・(b)相互の内容的関連を考えるなら充分にその可能性あることと思われる。謀叛

人や凶徒が現存し又かって存在したごときところであるなら、いかに地頭職が設置されようとも、荘公への所課の勤仕の行為そのものに対して、何らかの在地の抵抗が充分予想されるから、所課の勤仕の行為自体強制力の行使を伴うとみなしうるからである。「然者」で(a)・(b)が結ばれていることは、この点を暗示しているといってよいだろう。

右の点が推定されるなら、ここで荘公への所課の勤仕と幕府への強制力行使による勤仕という地頭の二職務の関連、いいかえれば、なぜ地頭職において右の二職務が併存しうるものとなりえたのか、という点に言及することができる。すなわち、前者の職務は在来の地頭にすでに存在し、後者こそが頼朝側に固有に掌握されたものであり、かつ後者の側面は前者の職務そのものにも付随していたとするならば、後者とは、前者を前提としそこから狼藉鎮圧という固有の目的をもつ頼朝側の掌握せる職務に分化してきたものであろうと推定されることになろう。が事実、別稿で内乱期までの先駆形態としての地頭職を検討した結果によると、まさに地頭は、具備せる強制力を所課の勤仕という職務遂行のために用いることが認められ必要ともされたものだったのである。(10) とするなら、狼藉鎮圧のための強制力の行使がこれを土台として頼朝側によって独自に組織されたものたること言を俟つまい。結局地頭職の所課の勤仕とは本来強制力行使を随伴するものであり、それは文治勅許においても継承されたが、狼藉鎮圧という職務は地頭がかかる面をもっていたゆえに地頭を対象に賦与されることになりえたのであり、それゆえに勅許において、この二職務が地頭に併存さるべきものとして捉えられたのである。

さて、勅許において、荘郷の地頭の職務とそれへの幕府の関与のあり方が右のとおりのものとして承認されたとみなせるなら、かかる地頭を国を媒介にして尋沙汰・成敗するという点は、前章までに検討したようなものとして認められたといえるだろうか。

そこで注目されるのは、建久八年作成の大隅国図田帳の結尾の一節である。

A 右、今年去五月廿二日守護所牒六月二日到來偁、

B 欲任　鎌倉殿御教書旨在廳參上、注進當國内郡鄕圖田幷寺庄薗田數同本家領家領所（預カ以下同）
及地頭政所弁濟使交名事

C 牒、今年四月十五日御教書到來偁、『(a)九州之内一國令其國案内候在廳仁仰付、惣田庄公可令注進給也、(b)其國幾土、其内庄分・公領分各幾許、可被注進也、(c)且又次第郡立候庄公、可令分注載給也、(d)其上庄者本家領所地頭、公領者地頭某可令注申給也、(e)地頭者自是補任之所、國無隱知歟、(f)(カ)自是不補給之地頭某可被注候也、(g)(カ)管國之方地頭某、又政所弁濟使何候歟計、懸紙各神妙、可注給候也、(h)自是地頭補任、不令補給之所知食、又誰人何出來時分、明爲知食也、仰旨如此、仍執達如件者、』當國内云郡鄕田數、云庄薗田數、幷本家領家預所及地頭政所弁濟使等交名、

B 任御教書旨、在廳參上令到著、子細具可□□也、事急速之御下知也、更不可延怠□□如件、以牒之者、

A 任御牒之狀、注進言上如件、

建久八年潤七月　日

權大掾伴

（以下署名略）(11)

まず右に掲げた史料は、大隅国在庁官人らが、幕府の御教書（C）とそれを受けた大隅国守護所牒（B）を引用し

て、図田帳作成の理由を説明する（A）という形で構成されている。当面の問題に重要な鍵を提供するのはC幕府御教書の内容である。

それによると、幕府は同年御教書を発給して、九州内一国を単位に国内の事情に明かるい在庁に仰付けて、惣田数庄公について注進させるよう、守護所に命じた(a)。ここにいう「九州内一国」とは「任意の一国」をとりあげて、との意にもとれないわけではないが、同年御教書発給の直後に大隅国の他にも、薩摩・日向・豊前・豊後・肥前・肥後などで、ほぼ以下にのべられる内容を備えた図田帳が作成されていることが確認されるから[12]、「一国ごとに」の意に解すべきであろう。つまり、国ごとに右の内容のものを注進せよというこれと同内容の御教書は、少くとも九州内各国の守護所に発給されたことが知られるのである。

さて、(b)から(g)にかけては、一見すればあきらかなように、(a)の大綱にそって、庄公の全体的区別（b）、郡毎の庄公の別（c）、庄公における本家領家・地頭等の注記（d）、地頭にかんし幕府補任の者の他に（e）、不補任の者の注記（f）、管国方における地頭・弁済使等の注記（g）、と次第に細部に向かって注記の方法を具体化する、という文の構成になっている。

御教書の結尾の部分は、以上をふまえて、(h)部分でのべられているのだが、この部分で特に注目されるのは、その締括りの個所に「明らかに知らし食さんがためなり」と記されていることである。これによって、(h)でいう幕府から補任した地頭と、補任しなかった地頭の区別を知ること、又誰がいつ各々の地頭になったかを知ることが、(g)までに述べた作業の目的となっていたことがわかる。

このばあい、(h)を目的とする作業にあたる部分が、(g)以前のどこまでかかるかは、ひとつの問題となろう。(g)で云

われている次元の問題即ち荘公別に本家・領所・弁済使・地頭等の注記を施すことは、(d)以降で扱われているから、少くとも(d)―(g)部分がそれにあたることは相違ない。しかし、(b)(c)部分は、(d)―(g)の作業のためには不可欠の前提作業となっていることも確実である。そして、(a)は(b)―(g)全体の作業の大綱を述べたものにあたる。とすれば、結局(a)―(g)の作業全体は、(h)を少くともその重要な目的のひとつとして、命ぜられていたものであることが判明するのである。とすると、以上から、幕府が当時(a)―(g)のような内容をもった図田帳を作成しようとした重要な目的のひとつは、幕府から補任した地頭と補任しなかった地頭の区別を知り、又誰がいつそれぞれの地頭になったかを知ることにあった、ということができる。

右の点が確認されると、注目すべき事実が浮び上ってくる。つまり、建久八年当時においてさえ幕府が補任した地頭の他に依然補任の対象となっていない地頭が、その実態を知ることを一目的として図田帳の作成が試みられるほど、一般的に存在するものとして捉えられていたのだが、幕府は、このいずれのタイプの地頭に対しても、国を単位として調査することができる権限をもっていた、ということである。

幕府の補任しない地頭が建久八年においてさえ存在したと考えられていたことは、それをさかのぼる文治元年勅許の前後には、より一般的な型でそれが存在していたことを物語っている（文治勅許以後、幕府以外の諸勢力が新たに地頭の補任を行なったことは考えられないから。）[13]。したがって、この事実は、一章における書状の分析から推定した、奏請前における地頭の存在を裏書きするといってよい。だが、ここで本節の課題上重要なことは、かかる両タイプの地頭に対する国ごとの調査という事実が、幕府側の地頭に対するいかなる関係を表現しているか、又その関係は文治元年勅許の内容とどのようにつながるか、という点である。

まず第一の点から考えよう。幕府の補任した地頭に対しては、幕府が補任とともに停廃を従って成敗（尋沙汰）の権限をもっていたこと、多言を要すまい。問題は不補任の地頭に対する権限如何にある。そこで注目されることは、地頭以外の領(預)所・政所・弁済使などについては、荘公ごとに注記することを命ぜられても、それ自体作成の目的に属することではなかったのに、不補任の地頭については、補任の地頭とともに、幕府独自に知ることが、図田帳作成の主要目的として必要とされた、ということである。荘官等に対して、補任・不補任の別や誰がいつから知行しているかについて知る必要がなかったことは、図田帳上に彼らを注記しても、それが幕府にとっては一般的にいえば補任つまり成敗権の及ぶ存在でなかったことを示している。とすれば、いかに従来幕府が補任していなかった地頭であれ、それを成敗権の及ばない荘官等と区別して図田帳作成を通して把握しようとしたことは、何らかの意味で彼らを成敗権の及ぶ対象と捉えていた、つまり彼らを必要に応じて補任・停廃・安堵あるいはそれ以外の形で掌握し、その職務にかんする何らかの統御をすることが可能なものと把握していたことを意味しているといわざるをえないことになろう。

このようにみれば、幕府が建久八年当時大隅国において守護所から国在庁を通すという形によって国を単位に、荘公をとわず地頭について幕府による補任・不補任の別および由緒などを調査し、不補任については必要に応じて進止下にくみこんでゆくことを意図していたこと明瞭であろう。しかもすでにふれたように、この行為は大隅国だけを対象とした特殊なものではなく、少くとも同時に九州内のすべての国に命令されたほど、一般的な行為であったといわねばならない。

とすれば、問題はそのまま第二の点につながる。すなわち、右の行為は、頼朝がかって文治元年十一月の奏請にさ

いして、国を単位として「諸國荘園平均可尋沙汰地頭職」と要請した内容と事実上重なるものということができるからである。つまり、幕府補任の地頭が問題になっている以上、地頭の存在しないところに新設することは当然自明の前提として認められていたはずであるし、不補任の地頭を進止の対象にくみこめるということは、別の系譜ですでに存在していた地頭を幕府が調査のうえ安堵・停廃あるいは他の方法で掌握しうることを示している。とすれば、まさにこの行為は、一章で解明した「尋沙汰」の内容に他ならないといえるであろう。

このようにみるなら、頼朝が文治元年奏請にさいして要請した「国を単位に荘公をとわず地頭職を尋沙汰する」という内容は、勅許後の建久八年の時点においてさえ、かなり一般的な形で生命を持っていたことが確認されるから、それが勅許において基本的に承認された可能性は非常に高いといってよいであろう。

しかし、右の可能性だけから勅許の内容を確定しようとすると、ひとつの疑問が予想される。奏請と同一内容の右の権限は、勅許においてはまだ承認されず、その後建久八年までの間に承認された可能性はないか、というのがそれである。

しかし、その可能性はまず考えられない。勅許以後建久八年までの間に、右のような地頭職にかんする権限拡大を、朝廷が幕府に独自に承認した、という形跡は、まず史料的に見当らない。しかし、それを別としても、建久八年をはるかにさかのぼる勅許直後の文治三年に、同じ大隅国内で本来幕府以前から国衙によって補任されていたケースの一地頭が、幕府の権限の及ぶ存在として捉えられるに至っており、かつ幕府はその地頭に対し国を媒介として補任に与っていたことが確認されるからである。

すなわち、別稿で詳しく検討しているように、大隅国正八幡宮領同国祢寝院南俣には、十二世紀後半のころより、

国衙ないし領主正八幡宮の補任する地頭が存在し、その職の所属が菱刈氏と建部氏の間で争われていた。[14]が文治三年十一月、建部氏の主張を認めた大隅正八幡宮は、同氏を「本地頭」としてその職につかせようとするに際し、本家石清水八幡宮から「言上　鎌倉二位家、停止彼重信非職、以本地頭爲令勤行佛神事」ことを求めていたことが知られるのである。[15]勅許以前に頼朝がこの地域の地頭を公然と成敗の対象としていたことは考えられないし、[16]勅許以後文治三年十一月までの間に新しくかかる事態が出現したとみることもむずかしい。とすれば、右の一事が、勅許によって従来すでに別の系譜で成立していた地頭をも成敗の対象とするに及んだことの証左となりうることは確実であろう。

しかも、右の地頭については、補任行為が国を媒介としてなされていたことも確認される。すなわち、右の文治三年の訴えにも拘らず、幕府は菱刈重信を地頭と認めつづけるが、建仁三年に重信が死去するに及んで建部清重に与えなおされることになる。そのさい、幕府はまず七月三日将軍頼家の袖判下文を発給するが、[17]それは同七日に時政の書状とともに時の大隅守護嶋津左衛門尉忠久のもとにおくられる。[18]ところが、ここで注目すべきことに、下文は守護忠久から直接清重の手に渡されず、いったん、国守（大介）藤原某に送られ、そこで八月日付で留守所宛に頼家の下文を受けて清重と南俣院の地頭職に補任する旨の庁宣が下され、[19]十月三日に至ってこの留守所から庁宣の旨に任せてはじめて清重宛に彼を同地頭職にする旨の下文がおくられるという形になっているのである。[20]（清重の下にこの下文が届いたとき、頼家袖判下文・時政書状・大隅国司庁宣などはそれとともに彼の手に渡ったものと思われる。[21]）

右からあきらかなように、かかる地頭の補任の過程には、建仁三年段階になっても確実に守護・国衙という国を単位とする行政機関が介入していたことが知られるのである。勅許以前この種の地頭が国衙から補任されていたことを想起するなら、右の関係が建仁ごろになって急激に形成されたとみることは不自然といわざるをえず、勅許の時点か

らこの段階にまで継承されていたとみるほかはないことになろう。とすると、まさに右の事例は、幕府が国を単位として荘公をとわず地頭職を成敗するという建久八年当時の立場が、すでに勅許によって獲得されていたものであることを示す一証左といってよいだろう。もっとも右の事例は幕府が従来からすでに存在していたタイプの地頭を幕府の進止下にくみいれるケースであるから、新規に地頭を成敗するばあいも同様に勅許で国を媒介にして行なうことが認められていたかどうかは別に検討されねばなるまい。しかし、建久八年当時にはいずれのタイプであれ、幕府は国を媒介にして尋沙汰する権限をもっていたこと右にみたとおりであるから、それより先勅許の時点ですでに在来の地頭についてはそれが獲得されながら、新設の地頭にかんしてだけ認められなかったと考えうるだけの理由は見当らない。したがって、以上によって、建久八年当時獲得されていた既述の権限は、まず勅許によって獲得されたものと考えて相違ないのである。

右のように検証されるなら、さきに可能性として指摘した、国という行政単位を媒介にして荘公をとわず地頭職を尋沙汰・成敗するという奏請の内容がほぼそのまま勅許されたとみることは、もはや単なる可能性でなく、あきらかに事実であったといってよいのである。

なお、本節の実施の実態からの検討によると、国という行政単位を媒介にして尋沙汰・成敗を行うというばあい、その具体的なあり方は、幕府→守護(守護所)→国司(在庁)→庄郷地頭というかたちになっていることが知られる。右にみた二ケースからは、幕府と国衙の間に介在した者は守護であったことしか判明しない。が時政が七国について守護の前身である惣追捕使とともに国地頭職を兼ねていたところからみて[22]、国地頭職とは実際には守護(惣追捕使)[23]と同一人が兼ねたものと考えられるから、右の幕府と国衙の間に介在した職が少くとも勅許の段階では国地頭職とし

て捉えられていたものであったことは確かといってよいだろう。すなわち惣追捕使には独自の職務があり[24]、勅許において認められるべき国地頭職は右のごとき尋沙汰を行うものに対して与えられる職としか考えようのないこと前章の考察のとおりである以上、これが国地頭職の職務である可能性を否定し、惣追捕使の職権で本来行ったとみることは、不可能といわざるをえないのである。

しかし、もちろん右のことは、勅許された段階での本来の形についていえることにすぎない。惣追捕使と国地頭職が併置された初期の段階では、右のように国地頭職固有の職務と考えざるをえないが、一般に守護の名称が定着する建久以降の段階で、右と同様のことが云えるか否かは別問題であろう。事実個々の国において守護と国地頭職とがならんで史料上に顔を出すというケースはみられない点からいうと、国地頭職という職は諸国の荘郷地頭を幕府の進止下におくことが最重要課題であった初期のころのものであり、一応その課題がはたされるに従って、惣追捕使と国地頭職を綜合したごとき守護に吸収され、継承されていった、とも考えられるからである。（建久八年の図田帳作成にさいし、国衙を通して地頭を尋沙汰する主体が守護所としてしか捉えられていないのは、右のような事情によるものではないかと、私は考えている。）

しかし、以上のことは、勅許の内容を確定しようとする本章の論旨にとっては、問題にならない。ここでは、勅許にさいして、右のごとき尋沙汰・成敗を行うことが国地頭職という職によって公認されたことが確認されればよいのである。

以上によって、頼朝が奏請にさいして要請した地頭職にかんすることがらは、少くとも前章までに検討した内容にかんするかぎり、まず奏請の内容のまま勅許において実現された、と考えてよいことが確実となった。

四節　地頭成敗の地域的範囲について

前章までに地頭職奏請の内容として考察した問題は、『玉葉』奏請記事と頼朝書状という二つの原史料の検討を中心にして確定できることに絞られていた。しかし、地頭職奏請において問題にされた点は、以上でつきるわけではない。右にみてきたような性格の地頭をいったいいかなる地域を対象として成敗するか、という問題ぬきに奏請も勅許も行われうるはずはないからである。

右の地域的範囲の問題は、たしかに二つの原史料だけをたよりに確定しようとすると、表現上の限界につきあたる。しかし、勅許後の実態にかんする史料をかみあわせていくならば、それなりの考察を試みることが可能となる。そこで、この問題については、あえて本章で検討することにしたのである。

ところで地頭成敗の地域的範囲の問題は、厳密にみると二つの側面にわけられる。ひとつは、全国か西国か東国かといった国レベル（従って国地頭職レベル）の地域範囲の問題であり、ひとつは、その地域内の荘公すべてに例外なく設置されたのかそれとも特定の性格の所領に限られたのか、という（従って荘郷地頭レベルの）問題である。以下この区別に従いながら、各々奏請と勅許との間のギャップのあるなしを考慮に入れつつ、考察を試みよう。

まず前者から検討する。文治勅許の地頭の設置範囲が全国を対象としたものであるという理解は古くからもっとも一般的な通説として認められていた。[25] この通説に対して最も根本的な批判を展開されたのは、いうまでもなく石母田正氏である。氏は、地頭職奏請・勅許の関連史料に設置地域の表現としてみられる「諸国」の語は必しも即全国を意味するとはかぎらないこと、時政の奏請を伝える一次史料たる『玉葉』文治元年十一月二八日条に「相分賜五畿山陰山陽

南海西海諸國」と明記されていることを主な根拠として、「守護地頭を設置すべき国々として奏請した諸国が、「五畿・山陰・山陽・南海・西海諸国」であることは一点の疑をさしはさむ余地がなく、「正しくは、頼朝は、東海・東山・北陸諸国を除くところの西国三十六箇国の「諸国地頭職」を拝領したというべきである。」と主張された。(26)（傍点原文のまま。）

右の石母田氏の見解のうち、「諸国」が必しも即全国を意味しないという指摘にかんしては疑問の余地はない。しかし、『玉葉』記事の解釈については、疑問がのこる。というのは、石井進氏がすでに指摘されているように、同記事は一次史料とはいえ、兼実自身時政が奏請を行った場にいたわけではなく、伝聞だけをたよりに日記に認めたのであるから、奏請の全貌が正確に伝えられたとは必しも言い切れないからである。(27)

それならば、『玉葉』奏請記事は、どのように解釈すればより真実に近いといいうるだろうか。がその検討に入るまえに、同じころ併行して公にされた友田吉之助氏の見解に触れておく必要があると思われる。

友田氏は、「文治元年守護地頭設置についての再検討」(28)において主に設置の地域的範囲の検討を課題としながら、『吾妻鏡』文治五年十二月六日・同宝治二年二月五日条に奥羽・出羽国への幕府の「下地管領」「知行」が可能になった時点が文治六年（建久元年）と見える点から両国への地頭設置はこの時点以降と見ねばならず、それだけでも文治元年「全国設置説の誤っていることは、ほぼ明らかである」(29)こと、『吾妻鏡』文治二年六月二二日条に「爲捜求行家義経隠居所々、於畿内近國、被補守護地頭」と地の文にみえ、それは同日条に採録されている頼朝書状の「天下澄清の為に院宣を下され、非道を糺断し、又武士の濫行を停止す可き国々」として挙げられた、山城国以下三七箇国と、(30)勅中納言の沙汰によるべき鎮西九箇国を合わせた四十六箇国を対象として設置されたことを示していること、しか

もかつ「玉葉の「五畿四道」の記載よりも、原資料に拠っている吾妻鏡文治二年六月二十一日の条の四十六箇国の記事が信憑度の高いものというべきであ」るから「文治元年の守護・地頭補任の奏請の地域が西日本四十六箇国に限定されていたことは誤りない」こと[31]、さらに「頼朝が守護・地頭補任奏請に当って東国を除外したのは、単に実力支配が行われていたためばかりではなく、かれ自身においては、以仁王令旨による公法的根拠が存するものと考えたためである」[32]こと等を主張された。そこで以下氏の論拠となる三点、すなわち奥州二国への設置が建久元年以降であること、奏請範囲を西国四六国とみること、東国での設置の公的根拠を以仁王令旨におくこと、の各々について検討しよう。

まず第一点であるが、氏が根拠にされた『吾妻鏡』文治五年十二月六日・同宝治二年二月五日条に右述のごとき記載があるのはたしかである。しかし、そこにみえるのは「下地管領」「知行」という語であって、それがなぜ地頭職設置の根拠となしうるか、必しも自明のことではない。たしかに、すでにのべたように『吾妻鏡』文治元年十二月二一日条にひかれた文治勅旨の宣旨と推定される文には「…下地…領掌」とみえるが、これが地頭職だけを対象とした勅許文言だと確定することはできず、むしろ総追捕使・兵粮米等を含めた勅許総体に対応する文言である可能性があるからである[33]。とすれば、いかに建久元年に右述の「下地領掌」が許可されたとしても、それ以前に地頭職が設置されていたと見て必しも矛盾を生じないことになろう。だが、それは可能性たるだけではない。『吾妻鏡』文治五年十月一日条には、

於多賀國府、郡郷庄園所務支、條々被仰含地頭等、……

とみえて、あきらかに建久元年の宣旨以前に頼朝は、陸奥国で荘公における地頭の所務を統御しうる立場にあったことがしられる。しからば、これが「尋沙汰」「成敗」の一環たること疑う余地はない。頼朝に与えられた地頭職勅許にかかわる権限は、すでに建久元年以前に奥州においても発動されていたこと明らかであろう。とすれば、この権限賦与の時期が問題になるが、文治元年勅許以後右の時点までの間にその可能性のある時点をもとめることはできない（この間に勅許範囲が拡大されるごときことは考えられない）以上、少くとも権限そのものは（実際には奥州藤原氏の支配が健在の間具体化することはできなかったろうが）文治元年勅許によって樹立されていたものと考えざるをえないのである。

さて、第二の点は、『吾妻鏡』文治二年六月二一日条を根拠に奏請範囲を西国四六ヶ国に限定することの可否である。『吾妻鏡』文治二年六月二一日条のうち地の文が同日条所引の一次史料頼朝書状のみを基礎にした編者の述作によるものであり、かつ正しく書状を理解せずに誤った認識にもとづく記述を行っている部分が多いこと、すでに指摘したごとくである。[34] 当該の「爲捜尋求行家義經隱居所々、於畿内近國、被補守護地頭」の「畿内近国」についても、それを史実というにたる明確な根拠となる史料をさがしえないことすでにのべた。[35] したがって、友田氏のごとく地の文を書状と同等に扱って「西国四十六ヶ国」＝「畿内近国」とするだけの根拠はないのである。かりに、右の点をはなれても、西国四十六ヶ国内に含まれている「九国」「四国」が「近国」という概念で把えうる範囲のものでないことは、文治元年十二月六日書状を分析した安田元久氏の指摘のとおりである。[36]

このように当該の問題にかんし地の文が一次史料たる書状を正しく伝えておらず、かつ書状だけをたよりに述作されたものとするなら、友田氏のごとく地頭設置の範囲を語る史料のひとつとして扱うことは正しくないことになる。

それなら、書状だけから、友田氏のごとき理解に到達しうるだろうか。

書状では、まず九国を含む西国四十六国に武士の濫行を停止すべき旨の院宣を下して欲しいことをのべ、それに関連して伊勢国への地頭設置（(a)）と右の院宣を必要とする理由（(b)）とを示したあと、つづけて、

(c)(f)凡不限伊勢國、謀叛人居住國々、凶徒之所帶跡ニハ、所令補地頭候也、(e)然者庄園者本家領家所役、國衙者國役雜支、任先例可令勤仕之由、所令下知候也、各悉此狀、公支爲先、令執行其職候ハンハ、何支如之候乎、(f)若其中ニ不用本家之支、不勤國衙役、偏以令致不當候ハン輩ヲハ、隨被仰下候、可令加其誡候也、(d)就中、武士等之中ニハ、賴朝モ不給候ヘハ、不知及候之所ヲ、或号人之寄附、或以無由緒之支、令押領所々其數多候之由、所聞候、尤被下　院宣、先可被直如此之僻支候也、(e)又縱爲謀反人之所帶、令補地頭之條、雖有由緒、可停止之由、於被仰下候所々者、隨仰可令停止候也、……

とのべている。すでに石母田氏が指摘されているように、複雑な右の文は、(c)・(e)が(a)をうけ、(d)が(b)をうけという構成になっている可能性[37]が高いから、地頭設置の範囲にふれた(c)の部分は、そもそも四十六国への武士濫行停止の院宣の問題を直接うけた(b)・(d)から相対的に独立しており、従って(c)でいう地頭設置の範囲は四十六国の枠の中で考える必要はない、とみることもできる。

しかし、かりに(a)・(c)・(d)を通してここで問題にとりあげていることが(b)・(d)同様右の四十六国内に限られているとみても、そこから設置範囲を絞ることはできない。なぜなら、(c)の(f)や(e)などは、四十六国への武士濫行停止の院

宣を全体として求めた書状の中での提案であるから、その一環と理解することも可能であるが、(c)の(イ)や(ロ)は、提案や主張ではなく、(ハ)や(e)のごとき個別のケースに対し一般的に前提を示した部分であるから、(イ)・(ロ)部分まで四十六国の枠をかぶせねばならない理由はないからである。したがって、書状の(c)(イ)部分の記述を根拠に地頭設置の範囲を西国四十六国に限定することには、あきらかに疑問の余地が残されているといえるのである。しからば、一歩すすんで右の理解の可否を確定できるか否かが問題となる。がそれは、いまひとつの東国における地頭設置の公的根拠にかんする友田氏の見解を検討したうえで考えることとする。

文治元年の勅許に先立って東国において事実として頼朝によって地頭補任が行われていたことは、後章で詳しく検討するように、確実である。[38]が、それが文治勅許と内容的に同一次元で対比できうるものか否かこそが、ここでの問題であろう。地頭の補任だけを問題にするなら、のちに若干触れるように、文治元年をかなりさかのぼる時期から荘園領主や国司が独自に行っていることもあり、[39]決して頼朝の地頭補任の事実の指摘だけをもって、朝廷から勅許をうけた、国制のひとつとしての地頭設置がそこに存在していたとみることの根拠にはできないからである。このようにみれば、東国の地頭設置にかんし「頼朝の主観的立場においては、令旨をもって朝廷の公認と主張した」[40]という友田氏の見解は、「頼朝の主観的立場」をはなれても、即ち朝廷みずからも公認したものと捉えなおせるかどうかという問題に置きかえざるをえなくなろう。なぜなら、そうでないなら、いかに実力による事実上の地頭補任が行われても、それは政府公認の行為とはされていないことになるのであり、そうである以上、その点を地頭職に対する成敗権を朝廷から公認させた文治勅許の設置範囲から東国を除外できるという根拠にはなしえないことになるからである。しからば、治承四年の以仁王令旨が朝廷による地頭職設置の公認を示すものとなりうるかといえば、友田氏自身「客観的

には、以仁王の令旨は朝廷の公認ではない」[41]といわれており、当時の諸条件のものでどのように考えても否といわざるをえない。とすれば、このような事態が文治元年の地頭職奏請の時期までつづいていたとするならば、頼朝「自身においては、以仁王の令旨による公法的根拠が存するものと考えたため」「守護・地頭補任奏請に当って東国を除外した」[42]という理解を直線的にみちびきだすことは不可能となろう。しからば、東国において朝廷公認の下で地頭設置が可能になるのはいつからか。がその点は次にまとめて考えることとする。

さて、右の二氏にたいする検討を通してあきらかになったことをまとめれば、

(イ)『玉葉』奏請記事は奏請の全貌を伝えていると断言できないから、そこにみえる五畿四道＝地頭設置範囲と断定できないこと。

(ロ)文治二年六月二一日頼朝書状にみえる地頭補任の地域にかんする記載を、西国四十六国内のものと必しも限定できないこと。

(ハ)東国における地頭職設置の公認の根拠を治承四年以仁王令旨に求めることはできないこと。

となる。したがって、西国三七国・四六国両説とも積極的な根拠は失われたといわざるをえない。それならば、右の二説は、逆に成り立つ根拠は全くないと言い切れるだろうか、又そうであるなら、奏請・勅許における地域的範囲とはどのように考えたらよいのだろうか。

これらの点を考えるためにまず手懸りとなるのは、(ロ)であろう。六月二一日書状にみえる「凡不限伊勢國、謀叛人居住國々、凶徒之所帯跡ニハ、所令補地頭候也」という設置の地域にかんする記述が、即西国四十六国を意味するとは限らないこと、すでにのべた。では一歩踏みこんで四十六国と同一でないと断言できるだろうか。そこで注目され

るのは、書状の中で四十六国の武士の濫行にかんして具体的な記述を行っている部分（前述の(b)部分）では、四十六国を「彼国々」とうけているのに、それに直接後続する右の部分（前述(c)の(イ)部分）では、「彼国々」ないし類似の表現を一切とっていない。ということである。もし、(c)の(イ)にいう地域が即四十六国ならば、すでに直前で四十六国を「彼国々」と受けているにも拘らず、敢えて表現をかえて「謀叛人居住國々、凶徒之所帯跡」と云いかえるということなどまずあろうはずがないだろう。従って、「謀叛人居住國々、凶徒之所帯跡」とは、四十六国そのものを指すとは考えられないのである。

では、右にいう地域とは、実際にはどのような地域を指しているのだろうか。さしあたり考えられるのは、それが四十六国の枠内であるかそれより広い地域を対象にしているかのいずれかであろう。まず四十六国の枠の中で「不限伊勢國」に任意の「謀叛人居住國々、凶徒之所帯跡」に地頭を補任できることになっていた、と解することは可能だろうか。しかし、もしそのように考えたなら、謀叛人・凶徒らが四十六国以外に存在したとしても、そこへは地頭を補任できなかった、又できたとしても少くとも朝廷に公然と云える設置（即ち勅許にもとづく設置）でなかった、とみなさねばならないことになろう。しかし、そうだとすれば、少くともかかる四十六国以外即ち東国への地頭設置は、朝廷公認でない以上謀叛人追捕を公然と主張しえなかったとみねばなるまい。がしかし、当時にあってそのようなことが朝廷と頼朝側との合意として成り立っていたとは考えがたい。したがって、朝廷の公認にもとづく地頭設置の範囲を、右の西国四十六国の枠の中でとらえることは不可能であり、少くともそれより広い範囲を対象としていた、と考えざるをえないことになるのである。

以上によって、文治元年勅許の時点で、朝廷公認の地頭設置の範囲が西国四十六国内に限られていなかったことは

確実となった。しかし、それだけで即元年の勅許によって実現され範囲が右の四十六国をうわまわる、と断言することはできない。なぜなら、東国にかんしても、以仁王令旨以降文治勅許以前の時点で独自に朝廷から地頭設置が勅許されたといいうるなら、文治元年勅許地降その範囲が西国四十六国と東国をあわせたものとして捉えられるのは当然といわねばならないからである。

しかし、その可能性は認められるだろうか。従来この点にかんし有力な根拠とされていたのは、寿永二年閏十月宣旨である。この宣旨について触れた史料から、宣旨の内容にあたる部分を抽出すれば、上横手雅敬氏がすでに指摘しておられるように、ほぼ、

東海東山諸國年貢、神社佛寺並王臣家領庄園、如元可随領家、
有不服之輩者、触頼朝、可致沙汰、

となる。[43] この宣旨が、東海東山諸国庄公の本所への帰属を命じ、「不服者の沙汰追討を致さしむる論理形式をと」って頼朝に「東海・東山諸国を従属させ、指揮する権限を……与えたもの」としての意味を少くとも一定程度もっていたことは、佐藤進一氏の指摘されるごとくであろう。[44] 従って、事実問題としては、頼朝が「不服之輩」に「沙汰」を加えるという形で指揮権を発動せんとするとき、それを当該所領に地頭を設置するという方式で実現した、ということも充分ありうることといわねばならないと思われる。

しかし、それは、あくまでも事実問題としてであって、地頭を設置することが朝廷から禁止されていたとは考えら

れないが、この時点で地頭設置を朝廷に奏請し、それが右の宣旨において勅許されたと考えられるか否かは別問題である。まず第一に、右の宣旨の文言には、一切地頭設置を直接表現する言葉が見当らない。しかし、奏請にさいして地頭設置を要求していれば、勅許の宣旨では、それを自明の前提として文言にのせず、ただ地頭設置という方式で認めた権限内容だけを記す、ということもありうるから、右の点は決定的な理由とならない。ところが、右の宣旨は頼朝の奏請にもとづいて出されたものであり、しかもその奏請内容も『玉葉』寿永二年閏十月十三日条からほぼ推定することができる。即ち、

抑東海東山北陸三道之庄薗國領、如本可領知之由、可被宣下之旨、頼朝申請、

とあるのが、それであるが、これによると、その内容は下された宣旨の内容とまず同内容といってよい。宣旨に北陸がぬけているのはその部分だけ義仲に与えたからであり、(45)宣旨にみえる「有不服之輩」以下の部分は、たしかに右の『玉葉』の伝聞記事にはみえないが、そもそも頼朝が奏請する時に、その部分抜きで「如本可領知」ことだけを主張したなどと考えうるはずがない。(『玉葉』にその記載がないのは伝聞その他の理由から抜け落ちたとみてよいと思う。)とするならば、あきらかに、宣旨は奏請の内容をほぼそのまま認めて文言にのせたとみてよいのであり、であるならば、奏請にさいして問題を「地頭設置の公認」という形で出していなかったと推定されること確実であろう。文治元年地頭職奏請のさい頼朝が朝廷に対して公然と「但於今者、諸國荘園平均可尋沙汰地頭職候也」と主張していたことと対比すれば、そのちがいは明瞭である。

それならば、寿永二年閏十月宣旨以外に、頼朝の旗上げ以来文治元年地頭職奏請に至るまでの間に、東国を範囲にして地頭職設置を頼朝側が直接朝廷に奏請し勅許をうけた、という事実を指摘することが可能だろうか。史料的に直接それを物語る素材を見出しえないことはいうまでもないが、文治地頭職奏請にあたって頼朝側が、地頭職にかんしてどのような認識をもっていたかを検討することによって、その可否を推定することができよう。

そこでふたたび文治元年十二月六日頼朝書状に戻ろう。この書状が、頼朝の文治地頭職設置にかんする意図を最も正確かつ具体的に伝える原史料であることは、既述のとおりである。しかも、書状は、全体として地頭職に関連する前史をのべながらその中に諸国地頭職奏請をせざるを得ない必然性を暗示するという形をとっていることも一章で検討した。ところが、注目すべきことに、書状の前史を述べた部分（一章にいうB・C部分）には、二使者の派遣や朝廷の義経・行家への九国・四国地頭職の補任には言及しながら、東国を対象に朝廷からの地頭職補任（すなわち勅許）があった、という記事が一切みられない。しかし、一章ですでに検討したように、C部分の九国・四国への地頭職補任を直接のてことしてもち出された諸国地頭職奏請の正当性の根拠は、本来二使者の派遣（B）という形を通して狼藉鎮圧を行う権限が頼朝側に朝廷から与えられていた、という認識であった。[46] とするならば、頼朝は諸国地頭職奏請の正当性を主張するにあたり、地頭職勅許よりはるかに制約され、何らの職ももたない二使者に一々院宣を仰いで武士の狼藉鎮圧にあたらせるという事例しかもち出していない、ということになる。しかも、諸国地頭職奏請は、義経・行家に与えられた九国・四国地頭職を契機のひとつとしそれに対抗するという意味をもっていたのである。とすれば、もしすでに東国にかんして地頭職の設置そのものを問題として勅許がおりていたなら、いかに東国に限定されたものではあれ、文治元年の奏請にさいして、諸国地頭職の補任を要求する正当性の根拠の少くともひとつとして、

その問題に言及されていて然るべきといわねばならないだろう。つまり、それにも拘らず、頼朝書状にそれへの言及が一切みられない以上、もはやいかに事実上の地頭設置が行われていようとも、文治元年十一月奏請以前のものは、少くとも朝廷に奏請し勅許をえたという意味での公認の存在ではなかった、といわざるをえないのである。

以上によって、文治元年奏請以前に東国を対象とする地頭職成敗の奏請と勅許がなかったことはまず確実となった。とすると、さきの文治二年六月二一日頼朝書状の検討から、文治元年勅許の時点で勅許にもとづく地頭成敗の範囲は西国四十六箇国をうわまわると云えるのであるから、文治元年の勅許範囲は少くとも西国四十六国の他に東国十五国を含んでいた、と推定できるのである。とするとこの範囲は隠岐・壱岐・対馬の三国と陸奥・出羽二国の二国をのぞいた日本全国を指しているが、前者三嶋は実際には勅許範囲に含まれていたと考えられ[47]、後者二国も既述のように少なくとも成敗の権限は勅許によって賦与されたと考えられるから[48]、結局、日本全域が勅許の範囲であったと推定されることとなる。

しかし、成敗の範囲が右のように推定されると、『玉葉』奏請記事との関わりから、新しい疑問が浮かび上がる。すなわち、なぜ『玉葉』には「五畿・山陰・山陽・南海・西海諸国」しか記されていないのかという問題である。既述のように『玉葉』奏請記事をそのまま奏請の全貌が正確に伝えられた記事と断定できないことは認められる。しかし、そのばあい、「北條丸以下郎従等、相分賜五畿山陰山陽南海西海諸国」という文章において「相分賜」の対象たる「諸国」について、実際には五畿四道以外の国も含まれる全国であったのに、伝聞の過程で抜けおちたと考えることはまず不可能であろう。いかに伝聞とはいえ、全国が「相分賜」の国となっていたという事実と五畿四道という表現の間は隔りが大きすぎる。伝聞の間に情報をもたらす者や兼実のところで誤解されうる、という性格のことがらとは考え

にくいからである。しかし、地頭職の勅許範囲が全国であることは、さきの検討からみてまず動かしがたい。とすればこの点はどのように考えたらよいのだろうか。

そこで注目されることは、奏請記事では五畿・四道は「北條丸以下郎從等」が「相分賜」った「諸国」として記されているにすぎない点であろう。とすると、時政以下主要御家人が頼朝の承認の下に数ヶ国ずつブロックとなった国地頭職を朝廷から分賜されるという形をとったのが右の五畿・四道なのであって、その地域が即地頭職勅許の範囲そのものでないことは、充分ありうることといわねばならない。が、奏請・勅許の地域的範囲は実際には日本全域とみなければならないから、右の理解はまず確定的といわねばならないであろう。とすると、右の五畿・四道をのぞく他の東国を中心とする三道（東山・東海・北陸）の諸国は、逆に主要御家人が国地頭職を数国ずつ分領するという形をとらず別な形によって地頭職の勅許が実現された、ということになろう。その別な形とはなにか。考えられるケースはただひとつ、御家人を朝廷補任という形で介在させず、いわば頼朝一身が諸国地頭職を独占的に拝領するという形をとって、直接諸国荘公の地頭職の尋沙汰・成敗を行うということであろう。もちろん、そのばあい実際に諸国レベルに西国の国地頭職のような存在の者が事実として介在しなかった、とまで断言することはできない。(49) が少くとも、それらは朝廷から国地頭職に補任されるようなものではなく、かかる国地頭職への補任があるとすれば、それは頼朝が一括して拝領するという形になっていたとみざるをえないのである。

以上によって、『玉葉』奏請記事から生じる問題点は、地頭職の勅許が、五畿・四道については時政以下主要御家人に頼朝の承認の下に諸国地頭職を朝廷から分賜させ、他の三道については頼朝がその諸国の国地頭職を独占的に拝領するという形をとって実現されたものと理解することを要求し、そう解することによって矛盾なく説明されることが

判明した。右の三道がとりもなおさず、寿永二年閏十月の宣旨によって頼朝・義仲側に一定の行政権の行使を朝廷が認可した地域であることを想起するならば、[50] 国衙への関与を必要とする国地頭職を、西国五畿・四道のごとくいちいち朝廷から補任させる、という形をとらなかったことは、充分それだけの理由のあることとみなしえよう。勅許の実現の方法に右のごとき地域によるちがいがあったとみることは、このような背景から考えても首肯されるのである。（なお、右の点は、厳密にいうと奏請のさい以上の区別を行っていたことが判明しただけにすぎないが、時政へ朝廷が七国の地頭職を与えた事実、三道に対して御家人を国地頭に補任した形跡がまずみられない事実[51]からいって、右の奏請はそのまま勅許において実現されたとみてよいであろう。）

さて以上で本節の第一の問題は解決された。残る問題は、第二の、即ち、全国という範囲の中で、荘郷レベルの地頭は荘公すべてに例外なく設置するのが原則であったか否か、という問題である。

まずこの点にかんしいかなる奏請がなされていたかを直接知りうる素材はいうまでもなく一章でみた文治元年十二月六日頼朝書状の左の一節である。

諸國庄園平均可尋沙汰地頭職候也

雖伊豫國候、不論荘公可成敗地頭之輩候也

右の傍点部分が、荘園・公領のいずれにおいても、との意味をもっていることはすでに一章で分析されたごとくで

ある。[52] しかし、右の表現の中に、荘園公領のすべてにおいて、とのニュアンスが含まれていたか否かは、右だけから判断することはできない。

ところが、右の主張をその理由説明の部分との関連の下で捉えなおすと、示唆的な事実が浮かび上ってくる。すなわち、荘公平均に地頭職を尋沙汰することを頼朝が求めたのは、すでに一章での検討からあきらかなように、土民の謀叛人・武士との結託にもとずく不穏な行動の抑圧とその将来にむけての未然の防止のためであった。[53] 又、この不穏な行動の意味するところが義経・行家問題に限定されず、むしろ当時の一般的な問題として捉えられたものであることは、一章ですでに若干言及し又五章でも詳しく検討するとおりである。[54] とすれば、頼朝側は地頭成敗の必要性を、治安一般のかつ恒久性のある問題として捉えていたことあきらかであり、従って平家没官領・義経・行家逃亡先のみに臨時に設置するものと考えていたのでないことも明瞭である。

しかし、同時に頼朝自らが奏請にさいして言明した理由が以上の如きものであるなら、朝廷側が、右述の不穏な行動が将来にわたってもないと判断しうる所については、設置の根拠なしとして、承認しないことはありうるといわねばならない。少くとも反論の余地なく全国のすべての所領に設置しうる論理が提示されていないことは確実である。だが朝廷が右のケースについて承認しないとしても、それも絶対的な根拠があるわけではない。将来の不穏な行動についてまで確言できようはずはないからである。したがって、朝廷がいかに承認しようとしなくとも、頼朝側は、勅許とともに即座に全国一律に設置するとは主張していないものの、右のケースにおける朝廷の立場を承伏しないという場合もありうるといわねばならない。

とすれば、この奏請にさいして、頼朝側は、結局、少くとも全国荘公いかなるところにも必要に応じて地域成敗を

なしうる権限を求めていたことになろう。そしてこのばあい、その主張は、右のような論理のものである以上、必要性の有無については、双方の解釈の余地を残し、いわば力関係で処理する部分を残すという形にならざるをえないものであった、ということになる。

さて、このような内容の奏請は、勅許においてどのような形で実現されただろうか。いうまでもなく勅許を語る諸史料からこの点を直接導き出すことはできない。が実施の実態にかかわる史料からある程度その内容に接近することができる。そこで第一に注目される史料は、前述の文治二年六月二一日頼朝書状の件の一節である。(55)

謀叛人居住國々、凶徒之所帶跡ニハ、所令補地頭候也、

右は勅許ののち頼朝がいかなる場所に地頭を補任してきたかを述べた部分であるが、ここでは次の二点が問題となる。第一は、地頭補任の場の捉え方についてであり、第二は、ここでとりあげられていることが補任に限定されている点についてである。

第一点から考える。ここで頼朝が地頭補任を行ってきた場として捉えているのは「謀叛人居住國々、凶徒之所帶跡」であるから、あらゆる荘公がその対象とされていないことはいうまでもない。すでにみたように奏請の理由が土民と謀叛人・武士の結託にもとずく不穏な行動の防止にあった点からすれば、まさにその意図の枠内で実施しているといえる。しかし、補任のケースについて、右が奏請の意図を全面的に満たした結果を示しているかどうかはなお若干の検討を要する。右の一句には「所帶跡ニハ、所令補地頭候也」とあって、恰も地頭を補任しうる場が謀叛人・凶徒の

跡地のみに限定されているかのごとくうけとられがちだからである。

しかし、この点についていえば、まず右の一句は、いかなる所に地頭を補任してきたかという事実を一般論として述べているにすぎず、いかなる所に補任しうるかという頼朝に与えられた権限について述べているのではない。しかし、その点を認めたうえでも、なお次の点は注目される。即ち、補任の対象となった場所は「謀叛人居住國々、凶徒之所帯跡」であり、「居住國々」を含む以上、跡地だけに限定されてはいないのである。しかも、このばあい「謀叛人」と「凶徒」とを明確に区別する規準などあろうはずはないから、実際には「謀叛人」「凶徒」ともに追捕された「所帯跡」だけでなく、彼らが存在するというだけで補任しえたとみざるをえない。さらに一歩踏みこめば、謀叛人・凶徒の「居住」という事実認定にかんして、朝廷の判断をまつ旨は述べられておらず、他の当時の史料からもそのような手続をふんだとは考えられない。つまり、「居住」しているという事実認定さえ、事実上は頼朝側の判断にまかされていたということになるのである。とすれば、補任の結果について語った右の史料からさえ、謀叛人・凶徒帯跡のみに補任したとは必しも述べていないことがわかるであろう。

しからば、この点についてより具体的に事情を知りうる素材はないか。そこで注目されるのが、しばしばとり上げられてきた、文治二年十月八日付太政官符である。

太政官符　諸國

(d)應早令停止國衙庄園地頭非法濫妨事

右内大臣宣、奉　勅偁、(a)依令追伐平氏、被補其跡之地頭、(b)稱勲功之賞、非指謀反跡之處、宛行加徴課役、張行換断、

妨惣領之地本、責煩在廳官人郡司公文以下公官寺之間、國司領家所訴申也、然者、(c)仰武家現在謀叛人跡之外者、可令停止地頭綺之狀如件、依　宣行之、符到奉行、

文治二年十月八日　　正六位上行左少史大江朝臣

修理左宮城使従四位上左中弁兼中宮權大進藤原朝臣

右の文書の性格についてはすでに述べてあるのでくりかえさず、(56)ここでは地頭補任の場に絞って検討する。まずあらかじめ予想される疑問についてふれておくと、従来は傍線(a)部分のごとき記述のあるところから、しばしば、地頭補任の場は「平家没官領」に限られたと理解されてきた。しかし、「其跡」が厳密な意味で平家没官領をさすと断言できる根拠があるとは思えないし(私は平家の現実の統治下におかれた場所ほどの莫然たる意味であると思う)、これを別としても、(a)にいう補任の行為は、「其跡」におかれた地頭を対象にいっているにすぎず、そもそも頼朝の補任行為が(a)のごときケースだけを対象に行われたなどとはいっていない。そして、この点は、さきにのべた六月二一日頼朝書状で、補任した場を決して平家没官領と限らずより一般的に「謀叛人居住國々、凶徒之所帯跡」と述べていた事実によって裏打ちされる。

右を念頭において、(b)・(d)部分に注目すると、当該のケースにおいても、「指謀叛跡」に「非」らざる「國」又は「現在謀叛人跡」以外の所にまで地頭が存在していた、という事実が判明するのである。しかも、すでにのべたように、(c)・(d)の記述から、その補任自体が非法であるとは少しも認識されておらず、この時点でも、彼らの「非法濫妨」「綺」が「停止」(制限)されたにすぎない。(57)とすれば、かかるタイプの地頭も、あきらかに勅許後補任されていた、

ということになるのである。さすれば、先述の、「謀叛人」「凶徒」が現に「居住」し又は追捕されて跡地となった所が、「指謀叛跡」・「現在謀叛人跡」にあたることは、まず確実であるから、[58] これによって、地頭補任は実際には「現在謀叛人跡」以外にまで、すなわち謀叛人の存在する可能性のあるところにまで拡げられ、又それが朝廷から認可されていたことがわかるのである。もっとも右の事実は(a)にいうような「其跡」を対象としての問題ではあるが、平氏跡だけ謀叛人発生の可能性のある所まで補任をゆるされ、他のケース（義経・行家追捕など）で認められなかったとは考えられないから、[59] 結局、これによって、六月二一日書状で頼朝が語った事実は、実際には謀叛・凶徒発生の可能性ある所への補任をも含んでいたものであったと、解してさしつかえないことが判明したのである。頼朝の地頭補任は、このように謀叛・凶徒発生の可能性のある所にまで少くともある程度およびえたものであり、まさに、この点で、奏請の意図は、事実上ほぼ承認されていたことが知れるであろう。

（奏請以前における頼朝の東国での補任は、後述のように、あらゆる場に一律に行うのではなく、謀叛・凶徒の発生のたびにその跡に補任するという形で行われている。[60] とすれば奏請にさいして、これをこえるような要求をもっていたとは考えられないし、かりに観念としてそのようなものがあったとしても、実施にさいして実現しえたとは考えられない。）

さて、次の問題は、六月二一日頼朝書状の件の一節においては、頼朝は「補せ令む」即補任のことしかいっていない、という点である。補任が頼朝側が地頭職にかんして得た権限のひとつではあってもすべてではなく、その権限は全体として「成敗」「尋沙汰」即ち、補任（停廃）の他に安堵・通常時における職務の統御などを含むものであった。とすれば、補任の対象としうる場が可能性を含む謀叛人・凶徒居住地に限られたとしても、成敗の及ぶ場は右に限ら

れるわけではない。しからば、より具体的にそれを把握しうるだろうか。

がこの点は、既に本章三節で行った成敗・尋沙汰についての実施の実態からの検証の結果によって、裏付けることができる。すなわち、大隅国祢寝院のケースで確認されたように、在来すでに地頭職を得ていた者を、いわば本領安堵に近い形で頼朝側は掌握するに至っていたのであり、さらに建久八年大隅国図田帳を手がかりにすれば、頼朝側は、かかるケースを含めて、頼朝側で補任していない地頭全体に対しても(つまり存在する地頭すべてに対して)「尋沙汰」「成敗」する権限を勅許によって樹立していたことを知ることができたのである。[61] とすれば、以上から、頼朝側は、右述の補任の他に、頼朝の補任によらずすでに在来より存在していた地頭をその場所に従って安堵(停廃)したり、それができなくとも少なくも通常の職務を統御することができるようになっていたこと確実であろう。奏請にさいして、地頭成敗の問題は、土民・謀叛人・武士の不穏な行動を防止するためという形でのべられてはいるが、だからといって、すでに存在する地頭の居住地について、それが右の問題を含んでいないとして、成敗の対象にくみこめない、との論理が伏在しているわけではない。未然の防止という問題をも含めて奏請していることを考えれば、新しく補任するには謀叛人・凶徒所在地を理由にしなければ困難であるとしても、すでに存在するものについては、右の奏請を行うだけで当然成敗下にくみこめるものと考えるのは当然であろう。そもそも「尋沙汰」とは、既存の地頭を自己のもとに掌握することを基礎にして成りたつ概念であり、それを奏請において頼朝は求めていたのであるから。

以上によって、奏請のさい頼朝が地頭成敗の場所にかんして求めていたのは、新補任のケースについては発生の可能性あるところを含めての謀叛人・凶徒居住跡、それ以外在来の地頭のケースについては、安堵しえなくとも通常の職務の統御など何らかの形によって、すべてに対してその所在地に則して掌握することであり、それは原則としてほ

ぼそのまま勅許されたといってよいのである。つまり、掌握の方法を別とすれば、当時存在する諸国各地の地頭はすべてその場において（すべての荘公に地頭がいるわけではないが）頼朝・幕府の成敗下に入るべきことになったのである。さきにみた文治二年四月三日源頼朝下文に「諸國庄園地頭成敗之條、鎌倉進止也」とみえる文言は、以上の検討によれば、まさに右のごとき成敗の対象となる場所の特徴をも言外に含んでいることが知られるであろう。

五節　国地頭職をめぐる頼朝と主要御家人の関係

――頼朝の権限と国地頭職――

さて、文治地頭職勅許の内容にかんしては、十二月六日頼朝書状と十一月二八日『玉葉』奏請記事とだけからでは確定しえないいまひとつの問題がある。いうまでもなく、勅許によって拝領ないし補任された国地頭職に、鎌倉側において頼朝と主要御家人とがどのような形で関係したのか、という問題である。がこの問題は、本章四節でおこなった範囲確定の結果をふまえるならば、ある程度具体化することが可能となる。以下若干の検討を試みることにしたい。

前節までの検討の過程から、文治勅許において北条時政以下主要御家人が五畿・山陽・山陰・南海・西海諸国を対象に何ケ国かをブロックにした国地頭職に補任されたこと、他の東国諸国については、頼朝がこれら諸国の国地頭職を一括拝領するという形をとったと推定されることあきらかである。(62)

ところで右の国地頭職の職権が一般的にいって「尋沙汰地頭職」と表現される内容のものであることはすでにみたごとくであるが、これが現実に右の時政以下を主要御家人等という現実に国地頭職に補任された者にその固有の権限として具現されていたか否かは検討を保留してきた。実際に国地頭職を得た者の実例を時政以外については確実な史

料によって知ることができないため、この点を具体化することはむずかしいが、時政のケースに注目するとある程度その内容を知ることができる。

北條下文

下　紀伊國高野山御庄々

可早令停止兵粮米幷地頭等事

右件御庄々、彼御山所被仰下也、仍爲致其制止、雜色守清所下遣、於自今以後者、可令停止旁狼藉也、且御庄々折紙遣之、敢勿違失、故下、

文治二年正月廿九日　　平在判(63)

右の文書からまず確認すべき点は、右の文書の発給主体は、兵粮米とともに紀伊国高野山領庄園各所に存在する「地頭等」を「停止」することのできる、(従って補任することもできる)地位にあった者であることである。ところがすでに検討してきた結果にもとづけば、勅許以後の時点(文治二年正月二九日は勅許より約一月半後)でかかる権限をもちうる者は国地頭(あるいは頼朝)以外に考えることはできない(64)。そこで発給者がだれであるかに注目すると、右の文書を収めた『根来要書』が時政なる旨の端書を付し、又この文書を引いた『吾妻鏡』地の文が北条時政であることを述べている点からみて、同人なることまず疑いなかろう。さすれば、この時政は、紀伊国において国地頭職として右の行為を行ったとみなければならないが、時政が七ケ国地頭職を当時帯していたことはその辞止が三月一日(前述

『吾妻鏡』同日条）であることから確実であるから、紀伊国がその七ヶ国のうちに含まれていたことを立証する他の史料を見出すことはできないものの、右のごとく判断せざるをえないであろう。(65)

とするとまさに右の事例は、実際に勅許によって何ヶ国かの国地頭職を得た者が、現実に国地頭職のもつ固有の職権のひとつたる地頭職の停止の権限を、従って当然のことながら地頭職の職務の統御、総じて「尋沙汰」・「成敗」の職権を有しかつ行使していたことを示しているといってよいのである。もちろん当時右の例以外に明確な事例を見出すことはできず、かつ後年になると一例もかかるケースをさがすことはできないが、逆に少くとも勅許直後の時期に国地頭がかかる権限を行使しえたことを否定する根拠を見出すことはできないから、(66)勅許によって少くともそれが実現されたことは確実である。（後年の史料に右の点を示す史料がみあたらないのは、国地頭職そのものを御家人に分有させるという方式をとどめ、頼朝が一身に掌握する方向にかわったからと考えられるが、それは成立せる国地頭職の沿革の問題であるので詳細な検討は後日に譲る。(67)）

さて右のように考えると、西国にかんしては時政以下主要御家人に分有された「国地頭職」そのものに国内の地頭職を「尋沙汰」「成敗」する権限が与えられていたことになるから、当然少くとも東国に対しては頼朝が同諸国の国地頭職を一括領有することによってその権限を樹立していたこと明瞭であろう。

だが、そうだとするならば、頼朝が、勅許によって獲得した国地頭職に関する権限は、右の東国だけに限定され、西国については御家人自身が地頭職成敗の権限を得ているから、かかる国地頭職に対し頼朝は何ら関与することができなかったということになるだろうか。たしかに『玉葉』十一月二八日奏請記事には西国を朝廷から「相分賜」った主体が「北條丸以下郎従才」と記され、『吾妻鏡』翌年三月一日条にはこのうち時政が得た七ヶ国地頭職を頼朝を経

ることなく直接朝廷に対して辞止の旨をのべた書状がおさめられている点から推すと、あたかもこれら西国の国地頭職は朝廷から直接御家人に与えられたものであり、頼朝は何ら関与しえないものであったかの如くにみえる。

しかし、ふりかえって奏請の意図を兼実に認めた十二月六日頼朝書状にもどれば、すでに検討した結果から明らかなように、頼朝は西国を含めて全国の国地頭職とその職権にあたるものを自己だけがとは云わないものの自己を含めた自己の側に属すべきむねのことを主張していたし、それがほぼそのままの形で認められたことも、翌文治二年四月三日源頼朝下文で「諸國諸庄地頭成敗之條」を自己がその頂点に立つ「鎌倉」の「進止」に属することと記していた[68]事実や、同年六月二一日頼朝書状で全国の「謀叛人居住國々、凶徒之所帯跡」に地頭職を補任する行為を「所令補地頭候也」と自己の権限下に属することとして述べていた事実[69]だけをとっても明瞭であろう。

とすると、頼朝は個々の国地頭職については、東国を対象にしかもっておらず、西国の個々の国地頭職そのものは時政以下の御家人が帯びているのではあるが、同時にこれら個々の国地頭職を全国を対象に何らかの形で統御しうる立場にたつことが勅許されたとみなくてはならない。しからば、この統御とは具体的にいかなる内容のものかが問題になるが、そこで注目されるのは、文治二年三月一日における時政申文である。すなわち、ここでは、

仍於時政給七ヶ國地頭職者、各爲令遂勸農候、可令辭止之由、所令存候也、於惣追捕使者……可令守補之由所令存知也……

とみえ、この申文をのせた吾妻鏡地の文が「七ヶ國分、北條殿被拜領畢、……去此上表地頭職」と朝廷から補任され

（拝領）たものを朝廷に返還（上表）する旨の表現をとっているのと対比すれば明瞭なように、ただ「給」ひ、これを「辞止」するといっているにすぎないのである。「給」の主格が朝廷をさすか否かはにわかに決めがたいとしても、朝廷に差し出した申文で「辞止」とさして謙譲の表現をとっていない点からすれば、これが朝廷に「返還」（上表）することを述べているとは考えにくいといわざるをえない。とすると、右の行為は「惣追捕使」の「守補」と対比して語られているのだから、時政が帯びていた地頭職を放棄（辞退）することにはちがいないが、決して、放棄された地頭職は朝廷に返されるのではないことになろう。（二日・七日の朝廷側の回答でも「辞退」「停止」とは捉えられても、「上表」とは把握していなかった。[70]）とすると、放棄された七ヶ国地頭職は、「爲令遂勧農」の「辞止」である以上、かわって他人に賦与されたとは考えられぬものの、未来永久にわたっての七ヶ国に関する職自体の廃絶を意味するとみることも不可能であろう。（「勧農」が成果をもたらしたなら再復活するという含みは残されているとみなくてはならない。）とすると、同地頭職は、少くとも形式的には何かにもどされ（ないし預けられ）ねばならないことになるが、朝廷がそれにあたらないとする以上、結局それは、全国の国地頭職に対して何らかの統御を行いえる立場にあった頼朝にもどされたもの、と考えざるをえないのである。

このようにみるならば、『玉葉』文治元年十一月二八日奏請記事が伝えるように、たしかに「北條丸以下郎從」（時政以下主要御家人）が五畿四道「諸國」を「相分賜」ることを、時政は奏請しているのであり、結果において時政が七ヶ国地頭職を「給」っていた点からいって、その奏請は勅許され、朝廷がこれら御家人に数ヶ国ごとの国地頭を補任するという手続を踏むこともあった可能性が大きい。しかし、いかにかかる形式をとろうとも、この補任は、究極において頼朝の承認を前提としていたはずのものであり、従って頼朝に与えたうえで彼から御家人に分給されるとい

う意味しかもちえなかったもののはずなのである。

もっとも、右のごとき認識は勅許にさいして朝廷や分賜をうけた御家人の間に貫徹していたものであるか否かはわからない。朝廷の側は、究極のところ右の国地頭職を賦与した主体は朝廷であるから、時政らに分賜した諸国地頭職を頼朝をとびこえて自己に返還させうるものと理解していたことも考えられるし（時政辞止のさい、朝廷がこれを「辞退」として歓迎し、惣追捕使についてもそれを要求したのは、右の認識によるものである可能性が大きい）、時政らの側でも、かかる国地頭職である以上、辞止して頼朝に返還するにしても、少くとも究極の賦与主体たる朝廷に通知し了承を得ることが必要であると考えたとも思われる（時政が七国地頭職辞止について朝廷に申文を提出したのはおそらくこの理由によるものだろう）[71]。しかし、いずれにしても、頼朝の側が、国地頭職の朝廷への返還を一切みとめていなかったことは、同年四月においても依然「諸國諸庄地頭成敗」即ち諸国全般にわたって国地頭職の職権にあたる権限が「鎌倉進止」即ち頼朝の進止下におかれていると主張しえた事実[72]から明瞭であり、朝廷側がかりに右述の認識をもったとしても、右の点を勅許において同時に承認しているとみざるをえぬ以上[73]、実行にうつせる性格のものではなかったのである。

さすれば、結局、勅許によって個々の国地頭職の補任と停止が頼朝の進退下に属したこと明瞭であろう。頼朝の国地頭に対する何らかの統御とは、まさにかかる内容のものなのであり、とすれば、荘郷レベルの地頭職を「成敗」するのが国地頭であるように、国地頭を「成敗」するのが頼朝であり、勅許においては、いかなる文言をとるにせよ、頼朝に対してはかかる形の権限賦与が行われたとみざるをえないことになる。そして権限賦与がかかるものである以上、「鎌倉」（頼朝）の下に入った「諸國諸庄地頭成敗」＝国地頭職の扱い方が、頼朝の意志に任されたことはいうま

でもない。東国について頼朝が国地頭職を御家人に分給せず一身に集積領有する形をとったと推定されるのも、右の理由からすれば、当然のなりゆきであったということができる。が、いずれにしても頼朝は、この権限を朝廷から得ることによって、国地頭を成敗する形式をとって間接に全国の荘郷レベル（郡も含む）の地頭を成敗しうる権限を得たのであり、従って、換言すれば、荘郷地頭の職務とする荘公への所課の勤仕と幕府への狼藉鎮圧のための強制力行使による勤仕を終局的に統御し、それによって、既成の荘公の領有体系への一定の関与と大幅な治安警察権の掌握をなしとげることができた、ということができるのである。

さて以上によって国地頭職をめぐる頼朝と時政ら主要御家人との関係は、頼朝が彼らの帯びる国地頭職を成敗するという関係であることが判明した。そこでさいごにかかる頼朝の権限とは文治地頭職総体にかんする頼朝の権限に他ならないから、それが当時いかなる概念でとらえらるべきものであったかにふれておきたい。右の点はすでに述べ来ったところからあきらかなように、一次史料から見出すことはできないし、あるいは勅許の文言自体にも、しばしばふれた「於諸國庄薗下地者、關東一向可令領掌給」というような文章で記されていることが知りうるのみで、[74]「職」の明記を伴っていたか否かはわからない。しかし、以上のべた権限内容からおすなら、荘郷レベルの地頭職を成敗する者を国地頭職といい、諸国守護職を成敗する者を総守護職といっている点を考慮に入れれば、日本国（又は六十六国）地頭職とでもいいうるものであることは確実であろう。とするならば、文治勅許において頼朝が「日本國ノ惣地頭」・「日本国ノ……総地頭職」・「日本國地頭職」に補せられたと伝える諸史料の語るところは、[75]いずれも一次史料ではないゆえの史料的価値の問題はあるにしても、かかる性格の権限賦与がこの時行われたことを示していることは確実といわねばならない。（もっともこのように解すると、建久元年上洛のさい頼朝が「諸国地頭職」に補せられた旨

を語る諸史料[76]との関連が問題になる。がこの点は勅許後の国地頭職についての沿革を検討した上でなければ検討できないので、後日に期したい。)

付　勅許内容をめぐる諸説について

以上本章まで行ってきたことは、文治元年奏請・勅許された地頭職の内容そのものを、文治元年十二月六日頼朝書状を基本史料に据えなおしながら、主に石母田正氏の業績を再検討することを通して、把握するという方法によってきた。しかし、云うまでもなく従来右の問題が石母田氏のみによってとりあげられてきたわけではない。文治地頭職にかんする従来の諸見解は、まさにこの点に集中していたといっても過言ではないのである。すでに検討の途上で論の展開上避けて通れぬ限りにおいては、この問題にかかわる他の諸先学の見解にもふれてきたのではあるが、もとよりそれですべてがカバーされたわけではない。そこで、ここでは、以上得た結論にたって、文治地頭職の内容そのものにかんする先学の主要な見解について、ごく簡略ながら吟味を加えておきたい。

まず、文治地頭職の内容そのものにかんして先学が問題とした点を大づかみに整理すれば

①荘郷地頭職設置の有無とその職権内容
②国地頭職設置の有無とその職権内容
③荘郷地頭職と国地頭職の関連
④地頭成敗の範囲
⑤頼朝に勅許された権限総体の性格

の以上になろう。以下この五点について順次検討してゆきたい。

①荘郷地頭職設置の有無とその職権内容

まず文治勅許によって幕府が進退する荘郷地頭が公式に設置されるに至ったことは、明治以来の定説であり、[77]石母田氏によって文治勅許にかんする諸史料が国地頭職設置を語るものだとされたのちも、荘郷地頭勅許そのものを直接に示す史料を見出しえないと考えることはあっても、文治勅許に荘郷地頭問題が含まれなかったとする説はあらわれなかった。いかに奏請勅許関係の史料から証明しえなくとも、文治勅許の直後から頼朝側による荘郷地頭に対する進退権の行使を示す実例はいくらでも列挙しうるからである。本稿においても検討の結果得た結論は、右の理解と矛盾しない。ただ本稿では、荘郷地頭問題が文治勅許関係史料に見出せないわけではなく、後述のように、従来頼朝に与えられた権限として安田元久・上横手雅敬・内田実・石井進氏らによって唱えられてきた「地頭の輩成敗権」[78]が、実は国地頭による荘郷地頭職の成敗を意味するものであることを指摘したことによって、勅許関係史料にも一見国地頭の蔭にかくれながら、まさに根本問題として扱われていたことを、付加えたにすぎない。

では、荘郷地頭の職務・得分内容についてはどうか。従来のこの点に関する学説を大別して整理すると、

(イ)、土地管理・荘公年貢租税の徴集・警察権の発動を職務とし給田・加徴米等をその得分とみる学説

(ロ)、職務はなく段別五升兵粮米の得分の存在だけをみとめる学説

の二つになろう。(イ)はいうまでもなく星野恒『守護地頭考』以来もっとも広い支持を得てきた所謂通説であり、三浦周行によって「地頭は(一)荘園の外公領の土地をも管理して、(二)非違を正し、盗賊逮捕の事に當ると共に、(三)租税の徴

収納付をも掌れり。[79]」とその職務内容にかんする定式化がなされたのち、すでに若干言及したように牧建二氏によって継承され、[80]「地頭の職掌は……元来は庄官として土地を管理し年貢を収納するにあったが、鎌倉幕府の補任を受けることになってからは、かくの如きことも實は公務として行ふと云ふ性質を帯びて来た。……次に地頭は守護と同様に國家守護の任務を分擔するものとなった。[81]」と理解されたうえ、この幕府「職員」及び「庄官」たるの当然の結果として「地頭が得分として給田（及び給名）を得た[82]」という得分面の存在が強調された。戦後もこの説は強い支持をうけ、鎌倉幕府地頭制度全般にわたる考察を展開された安田元久氏によって、まずその職務面が「第一に下地の管理権が考えられる。[83]……第二に挙げられるのは、徴税権すなわち本所領家・国衙、並びに自家の為の年貢公事の徴収の権である。[84]……第三として考えられるのは、警察権及び裁判権である。[85]」とまとめられ、さらに得分面については給田（給名）の他にとくに「地頭加徴米が……鎌倉時代の地頭の一得分形態である[86]」ことが詳しく論証され、現在に至っている。

これに対して(ロ)の見解をとったのは、いうまでもなく中田薫氏であり、「鎌倉時代の地頭職は官職に非ず」として「地頭職は卽ち兵粮米徴収權[87]」「卽得分權[88]」と論じたこと、すでに述べたとおりである。この学説はいわば孤立しており、とくに石母田氏によってこの「兵粮米」が国地頭職固有の問題と扱われるようになって以後、かえって荘郷地頭の問題としては継承・発展されていない。

右の二つに大別される学説のうち、私が(ロ)の見解を承認しえないことは、二章において石母田説の前提としての中田説を氏の論と史料に則して検証した結果に徴すなら、もはやあきらかである。しかしながら、(ロ)が否定されたからといって、(イ)が全面的に肯定されることにはならない。三章までに検討した結果にもとづくなら、私の理解が、巨視

的にみて(イ)に近いことはいうまでもない。しかし、(イ)の系列に属する従来の諸説は、いずれも地頭職の職務・得分の内容が、文治勅許にもとづくものであるという点について史料的検証がはなはだ微弱であり、奏請勅許関係の史料から論証しえたものがなく、(それは従来関係史料とされたものの中にそれに関する具体的記載がほとんどないからであるが)もっとも詳細な検討を行った安田元久氏においてさえ、文治勅許後の個々の実例からの逆推にとどまっていた。したがって、積極的な反論はないものの、文治勅許においてこれらの職権が果して公認されたといいきれるか、常に疑点を残していたといってよいのである。(89)

私が三章までに行った検討は、右との関連でいうなら、地頭職の職権内容を奏請・勅許に直接関わる史料から検証し、それらが文治勅許によって国家公認のものとして成立したことを証明することを、ひとつの目的としている。そしてその検証の結果得た結論についてはすでにみた如くである。(90)

しかしながら、右の方法によって私が得た結論は、従来の(イ)説とそのまま同一ではない。得分については異ならないが、従来の説が職務について「土地管理」＝「下地領掌」を「荘公への年貢租税の徴収権」と「警察権」とならび立つ独自の固有の職務と見ること、「徴収権」と「警察権」の関連が問題にされていないこと、などの点で見解の差異を生じている。

後者は従来の学説がほとんど問題にしなかった点であるが、なぜに地頭において性格と掌握主体のちがう二職務が併存しえたのか、という問題をたてるなら、当然に生じうる疑問だったのである。そして本稿では独自に奏請勅許関係史料を検討し、それを幕府地頭職の先駆形態について考えた別稿の結論とかみあわせることによって、すでにのべたように、荘公に対する年貢租税の徴収権はすでに平安末期の地頭職の生成過程の中で強制力行使を伴うものとして

成立しており、文治勅許ではそれがそのまま公認されたこと、それゆえに幕府はこの強制力行使の面を前提として独自に警察力一般の行使という職務として組織することができたのであり、ゆえに、地頭には右の二職務を併存させうることが可能だった、との結論を得たのである。(91)

しからば一方、前者即ち「土地管理」「下地領掌」を独立の職務とみる従来の説は、充分な根拠があるのだろうか。本章までの検討では、奏請勅許内容を示す史料を主たる根拠としたが、これらの史料に奏請・勅許内容のすべてが記されているといいきれるわけではないから、これに右の内容を職務とみる根拠が積極的に見出されなくとも、他にかかる史料が存在すれば、私見を翻がえさねばならぬことはいうまでもない。ところでこの点について従来根拠とされてきた史料的典拠は、近年においてもっとも詳しく論じた安田氏においても『吾妻鏡』文治元年十二月二一日条にみえる勅許宣旨の一節と推定される「諸國庄薗下地者、關東一向可令領掌給」なる一文と、(92)鎌倉期の地頭関係の史料にしばしば「爲地頭沙汰、開發常々荒野」といった形で土地に対する「沙汰」が行われたことを示す文言などにつきている。(93)だが、はじめの史料は、後に詳述する如く、(94)かりに荘郷地頭にかかわるものとみても、その職務のみにかんする固有の問題を述べているとはいえず、地頭職の他に兵粮米徴集等々の権限をも含む問題として扱われているとみなくてはならない。したがって荘郷地頭が実際にそれに関与することはあっても、固有の職務にもとづくものとみることはできないのである。又後者の史料は、いかに地頭が開発を「沙汰」する事実があったとしても、「沙汰」とは行為をあらわす語にすぎないから、それだけで、これが地頭の職務を表現しているといえないこと明瞭であろう。いかに個々の実例をひろっても右のような事例しか見出せないこと自体、さきの勅許文言が地頭固有の職務をのべたものでないことを裏書きしているといえるのではないだろうか。地頭が在地に対して「進止領掌」の権限を認められていたと

いう事例は、すでに幕府成立以前治承三年当時安芸国壬生庄で見出すことができる。[95] しかし、この内容は、別稿で詳して検討したように、収納（その前提としての勧農をも含む）という職務を遂行する限りで承認されていた在地に対する権限であって、職務という義務の性格を帯びたものではなかったのである。[96] 他に積極的な徴証を見出しえない現状では、下地領掌は、地頭に実際には無関係ではないし（とくに現実の在地支配上の問題としては）、右にのべた内容の限りでは在地に対するある種の権限といえるが少くとも職務そのものではなかったといってよいであろう。

②国地頭職設置の有無とその職権内容

石母田氏の見解が公にされるまで、文治勅許において国地頭職なるものが設置されたことを明確にしえた研究がなかったこと、しかし氏の説の出現ののち、少くとも同職の文治勅許における獲得を疑う見解があらわれていないことは、もはや多言を要さない。私の検討の結果もこの点については動かない。

が問題はその職権の内容の理解にある。石母田説を含めて現在まで国地頭職の職権内容にかんする諸学の説を大別すると、

(イ)、「兵粮米徴集権」とその遂行のための「田地知行権」

(ロ)、「下地知行＝領掌権」およびその得分権の実現のための国に対する支配・沙汰権＝荘郷地頭職の補任・進退権にわかれよう。(イ)をうちたてたのはいうまでもなく石母田氏であり、これは上横手氏によって継承されている。[97] 石母田説についての吟味はもはやくりかえさないが、上横手氏はさらに『吾妻鏡』文治二年三月一日所収時政書状について、それは時政が、二月二十八日兵粮米免除の「鎌倉の方針」を「正式の連絡に先立って」「知っ」た上での「兵粮米停

止を前提とした残務処理について」の発言であるとみて、七国地頭職停止に伴って兵粮米が停止されている以上、それは同職固有の職権だとされる。[98] しかし、二章で行った検討に戻るなら、当時時政が鎌倉の方針を具体化していたとは考えられないこと確実[99]であり、それを別としても二月二八日の決定は五畿七道全域に対する兵粮米未進分の免除であって兵粮米停止そのものではない。[100] 従って、少くとも時政が三月一日迄に兵粮米一般の停止を幕府の方針として知っていたという根拠はどこにもないのである。とすればあらかじめ国地頭職停止の記事を兵粮米停止の根拠にはできないのだから、書状にみえる兵粮米徴集にかかわる記事を「停止を前提とした残務処理」と理解しうる根拠は失われることになる。とすれば、逆に同記事を兵粮米停止とは別の未進・過分徴集固有の問題と解しうること既述のごとくであるから、氏の説によって、兵粮米徴集を国地頭職固有の職権とみるのは、やはり不可能といわざるをえない。

さて(ロ)の説は、主に安田元久氏によって主張されている。氏の「下地知行・支配・沙汰権」説は、直接国地頭職にかんする史料から導き出されたものではなく、郡地頭に「郡全体に対し……何等かの知行権を有する」タイプがあることを前提にして、類推されたものであり、さらにそれをステップとして、既述の『吾妻鏡』文治二年正月九日条にみえる時政の高野山領地頭停止等の事例を国地頭職の権限から出たものと考えつつ、「一国地頭職」とは、……その権限の行使には荘郷地頭を媒介とするもの、換言すれば一国単位の庄郷頭職の補任・進退権であった」[101]と解される。郡地頭を媒介としてみちびき出される「下地知行権」の見解の限りでは、それを他と区別しうるほど国地頭国有の権限をみることはむずかしいが、右述の時政の権限から「庄郷地頭職の補任・進退権」を示唆された点は卓見であると思う。ただ右の高野山領等の例のみからこの権限を国地頭固有のものと断定するのは飛躍があるといわざるを得ず、その確認のためには本稿のごとき検討を経ねばならなかったのである。

③荘郷地頭職と国地頭職の関連

石母田氏の文治地頭職にかんする考察は、事実上国地頭職のみに絞られているものの、氏自身も述べておられるように、文治勅許において荘郷地頭職の問題が扱われなかったことを主張されたわけではない。しかし、石母田氏が勅許における両者の関連に言及されなかったことも事実である。

氏ののち、右の一国地頭職の存在が学界に広く承認されればされるほど、両者の区別と関連をどのように考えるかが、共通の問題になった。そしてこの中から、二つの方向の説がうまれ、対立しあいながら現在に至っている。

そのひとつは、両者を同一次元のものとみる立場であり、安田元久・石井進氏らによって展開されている。すなわち安田氏は、「所謂「文治の地頭」とは、頼朝の拝領した「諸国地頭職」すなわち「諸国荘園下地領掌権」に基いて、その御家人に分与された「国地頭」「郡地頭」あるいは「荘郷地頭」のすべてを含むものであり、その本質は、「国」「郡」「荘」「保」「郷」などを夫々の対象とする下地知行＝領掌権であった」[102]との見解のうえに、国地頭職は「その権限の行使には庄郷地頭を媒介とする」[103]ものとされ、石井氏は「日本国…総地頭としての頼朝は、(α)その資格によって、……御家人たちをそれぞれの国、あるいは郡・郷・庄・保の…地頭に任命することができた筈であるが、(β)そのもっとも基本的な形態は一国を対象とする……一国総地頭であって、……頼朝が郡・郷・庄・保の地頭を補任しえたのは平家没官領・謀叛人所帯のみに限られていた」[104]と理解される。

安田氏が国地頭職の権限行使を庄郷地頭職を媒介とするものとみられた点は注目すべきであるが、一歩両者の関係に立ち入ると、質的には同質の「下地知行＝領掌権」をもつものと考えられ、それ以上の具体的な区別をされていない。両者が在地の把握をめぐって巨視的にみて共通性をもつとみることには疑問はない（それを下地知行といってよ

いかは別として)。だが、右のごとく両者の関連に注目された以上かかる莫然たる指摘だけにとどめず、各々の職務の独自の差異を把みその上で両者の関連の意味を具体化されるべきであろう。

又石井氏においては、両者はいわば「特殊な形態」というべきものと「基本的な形態」とに区分されるが、両者の差異は設置対象の差異としてしか扱われておらず、頼朝から任命される限りでは、併列の存在ということになる。しかし、それではいかに特殊な形態としての荘郷地頭のばあいも荘郷地頭のおかれたうえに国地頭がおかれたことを否定されてはいないから、かかる場で荘郷地頭と国地頭は併存することを認めざるをえず、かかる場合両者の権限がいかに異るかは依然残された問題となるのである。

両者の関連についての見解のひとつの方向が右のような問題をもっていたとすれば、その批判を通して別の方向すなわち両者の権限の差異を強調する説が提出されたのは、必然のなりゆきでもあった。即ち上横手雅敬氏は、右述の二氏に対してほぼ同趣旨の疑問を出されたあと、「国を単位とする惣……地頭と荘郷単位のそれとの間の質的差異に深い注意を払わ[105]」ねばならないとし、前述②のごとく国地頭職の固有の権限が兵粮米徴集にあるとする石母田氏の見解を継承して「石母田氏のこの国地頭の系列を見ると、荘郷地頭の系譜とは全く異質的であり、両者がほとんど交錯していないのに気付くであろう。……兵粮米の徴集権が……国地頭に属する可能性はあっても、荘郷地頭との関係などはとうていできないのである。[106]」と理解される。

氏が質の差に注目されることは前述の理由から首肯されるが、その差異の根拠を兵粮米徴集にもとめた点について納得しえないことというまでもない。荘郷地頭に兵粮米が固有の権益として関係しないことは云うまでもないが、国地頭固有の権限でないことも既述のごとくだからである。とすれば、いかに両者の質がちがうといっても、それは無関

係な素材で根拠とされるのであるから、この点を差異の根拠とするわけにはいかない。氏が両者の質の差異に注目されながらも、同時にその関連を指摘されえなかったのは、右の点からすれば、当然であろう。

以上両者の区別と関連をめぐる二つの見解についてみてきたが、いずれも区別ないし関連面の一側面を的確に指摘しているにも拘らず、共通面の指摘・差異の一側面のみの指摘・差異の内容の誤認などのために区別と関連を綜合的にとらええなかったといえるのである。本稿はこの点にかんし両者の区別と関連を同時に考えうる鍵をさがすことによって、これら先学の成果を自分なりに位置づけようとしたのであった。その結果は、すでにのべたように荘郷地頭は荘公への所課の勤仕・幕府への強制力行使による勤仕という二職務をもつものであり、国地頭職は国を媒介にかかる荘郷地頭を「尋沙汰」「成敗」するものであり、荘郷地頭と同次元で右の二職務をもつのではなく、その限りで、各々の固有の権限がことなるが、後者は前者の成敗を媒介にして前者の職務に関与しており、従って巨視的にいうなら前者の職務が後者に属することあきらかであり、その意味で相互に関連する性格をもつ、ということであった。(107)

④地頭成敗の範囲

この問題は、内容的にはほとんど本章四節で検討ずみであるので、簡単な整理にとどめる。

(A)国レベルの範囲（したがってこれは内容的には国地頭職勅許の範囲となる。）に関して、

(イ)六十六国説……三浦周行・中田薫・牧建二・石井進氏ら(108)

(ロ)西国三十六国説……石母田正氏

(ハ)畿内近国・西国四十六国説……友田吉之助氏

(ニ)範囲は限定されるが確定できぬとする説……安田元久氏

(B)荘郷レベルの範囲（荘郷地頭設置範囲）に関して、

(イ)全国一律あらゆる庄公領……牧建二氏

(ロ)平家没官領・凶徒跡所領……中田薫・石母田正・上横手雅敬・石井進氏ら、

に大別される。(A)について、(ロ)・(ハ)が成立しえず、奥州二国に実際にはすぐ設置されてはいないものの、少なくともその設置予定地として含まれていたとみなしうる点から、(イ)説を承認しうるものとみたことは、すでにのべたとおりである。[109] (ニ)説は、内容的には(ロ)に近いが、(ロ)説の如く断定しえぬとして範囲を限定できぬ、とされているものである。[110] (ロ)と断定できない点は、すでに論じたところであるが、それ以上にほぼ全国とみてよい徴証をみいだしえたのである。したがって、依然(イ)説をうごかす根拠はみあたらない。

(B)については、(イ)・(ロ)とも厳密にいえば正しくなく、全国一律でないことはいうまでもないが、地頭職尋沙汰の中に新補任の他に本領安堵等の形があることや、補任に限っても謀叛人・凶徒出現の可能性ありと頼朝側で断定される所も含めるなら、平家没官領・凶徒跡よりもはるかに広い範囲に補任されていたことを認めねばならないこと、すでにみたごとくである。[111]

⑤頼朝に勅許された権限総体

この点については、従来三つの側面から検討がかさねられてきた。いまその規準に従って大づかみに整理すると、

(イ)権限の及ぶ範囲

(a)日本六十六国

星野恒・三浦周行・中田薫・牧建二・石井進氏ら

(b)西国三十六国・四十六国他

石母田正・友田吉之助・安田元久氏ら

(ロ)権限そのものの内容

(a)六十六国総地頭職を御家人に分給しそれによって兵粮米を徴集・収得

中田薫・石母田正氏

(b)荘郷地頭職の補任権

牧健二氏

(c)田地知行権

石井良助氏

(d)地頭の輩成敗権＝田地知行・下地領掌権

安田元久氏

(e)地頭の輩成敗・補任権

上横手雅敬・石井進・内田実氏ら

(ハ)権限の表現形式

(a)六十六ヶ国総地頭職（日本国総地頭職）への補任

北大文学部紀要、

中田薫・石井良助・石井進氏ら

(b)全国の地頭職の補任権が頼朝に授けられるという事実

牧健二氏

となる。(イ)についてはすでに内容上④で設置範囲の問題として検討ずみであるから、以下(ロ)・(ハ)について吟味したい。

まず(ロ)からみると、この点の解明が(a)・(b)いわゆる牧・中田論争以来本格的な段階に入ったものであることはいうまでもない。まず中田説(a)は「頼朝が六十六國の……総地頭に補任され[112]」ることによって「自己の家人……に諸國の地頭職を恩給し[113]」、(傍点原文のまま)それを通して「全國庄公の土地に對して、段別五升の兵粮米徴集権[114]」を確立した、というものである。本稿の検討の結果にもとづくなら、諸国の地頭職を自己の家人に恩給したとする点の理解は、国地頭職とそれに対する頼朝の関係にみごとにせまったものとして、まさに卓見といわねばならぬ。がそれによって実現される兵粮米徴収権については、それ自体が荘郷レベルの地頭職にも国地頭職にも固有の権限でないことあきらかな以上、承認することはできない。

次に牧氏(b)は、右の説に異論を唱える形をとりながら、兵粮米徴集は地頭固有の職権といえぬとみ、頼朝が諸国地頭職に補任されてこれを家人に分給したとは、いかなる史料によっても考えがたく、中田氏が典拠とする「諸國地頭職を拝領したと言ふ吾妻鏡の記事(文治元年十二月三十日條)[115]」(傍点原文のまま)は「補任せらるべき諸國の(一庄郷の一引用者注)地頭職を頼朝に給はった[116]」ことを意味するのであり、結局頼朝の権限はこの庄郷の「地頭職の補任権[117]」に他ならないとされた。氏が、兵粮米を地頭職から分離されたことが正鵠をついていると判断されることはすでにみた[118]。だが、右掲の『吾妻鏡』記事から「地頭職の補任権」をひきだすことは一つの可能性として認められるにすぎず、それをもっ

て「地頭職の補任権」を頼朝の権限とみるのはやはり根拠不充分といわねばならない。本稿で行った検討にもとづけば、右の権限が排除されるわけではないが、正しくいえばより広い意味をもつ地頭職を尋沙汰・成敗する権限であり、かつそれは拝領せる諸国地頭職を分給することと矛盾もせず、荘郷地頭職を成敗する国地頭職を成敗又は保有するという形で実現されていたのである。

戦後(a)の見解を全面的に発展継承したのが石母田氏であることはいうまでもないが、氏の見解の基礎となる一国地頭職の権限を兵粮米徴収権とみる根拠がなりたたないこと、すでにみたごとくであるから頼朝の権限をその集積されたものとみる点もなりたたないことになる。

さて石井良助氏(c)の見解は、(a)の見解を、日本国総地頭職への補任という点で継承し、その形式によって得た頼朝の権限については、荘郷レベルの「地頭職の設置によって、全國庄園公領の田地知行權を取得しようとしたの」[119]だとされるものである。荘郷地頭職の設置の権限を含んでいたとみる点が首肯しうるのは、牧氏と同様であるが、田地知行権がそれによって獲得されるという点は、すでに検討した『玉葉』と『吾妻鏡』[120]の奏請記事の対比から導かれた見解にもとづいており、その見解を承認しえないことはすでにのべたとおりであるから、この点からこれを地頭職にかんする頼朝固有の権限内容とみることはできない。勿論『玉葉』奏請記事にいう「田地知行」に固執しなければ、頼朝は、荘公への所課の勤仕を行う荘郷地頭職を尋沙汰する国地頭職を掌握しているのだから、そのかぎりで「田地知行」に関与しているといってもよいのだが、石井氏は「田地知行権」を「庄官的性格」と相入れないものとみている[121]以上、そのような意味で「田地知行権」を把えておられないこと確実である。

次に安田元久氏の見解(d)にふれると、氏は、右の石井氏の説を摂取され、その権限内容を『玉葉』奏請記事のいう

「田地知行」＝『吾妻鏡』文治元年十二月二十一日条所引の勅許宣旨の一節と推定される文にいう「下地……領掌」とみたうえで、[122]それは同年十二月六日頼朝書状にいう「成敗地頭之輩」すなわち「諸国荘公地頭職の沙汰＝成敗の確立を通して……実現」[123]されるものであったとされる。氏の見解が、頼朝書状のいう「成敗地頭之輩」を頼朝の権限にふれたものとみた点は注目されるが、石井氏を継承した田地知行の理解が承認しえぬものであることはすでにみたごとくであり、かつ「成敗地頭之輩」について具体的な分析がすすめられていない点で問題を残したといわねばならないであろう。

さてさいごに(e)説についてみよう。これらはいずれも右述の十二月六日頼朝書状にいう「尋沙汰地頭職」・「成敗地頭之輩」についてより吟味をすすめ、その意味するところをより具体的に把握しうるに至った点に共通の成果をもつ。即ちまず上横手氏は、「尋沙汰とは事情を調査して成敗することであり、補任とは別個の概念なのである。……が補任権をも含むと解される」とみたうえで「文治元年、頼朝が庄郷地頭職に関して得た権限は、平家没官領を含む謀叛人跡における地頭補任・成敗権、自余の庄公における『地頭之輩』に対する成敗権であった」[124]とされ、石井氏もこれを承認されて「一般の郡・郷・庄・保における地頭の尋沙汰・成敗権と平家没官領、謀叛人所帯跡に対する地頭の補任・成敗権こそが……頼朝の諸国地頭進止権の内容なのであった」[125]と結論づけられた。補任を右のケースだけにしぼりがたいことはすでにのべたが、尋沙汰の語義に「補任」が含まれている点を指摘され、それを頼朝の権限内容の具体化にむすびつけられたことは卓見といわねばならない。私が本稿でつけ加えたことは、結果的にいえば「補任」以外の側面（すなわち安堵・通常時の職務の統御等）を具体化したにすぎないが、そこから、右の尋沙汰・成敗とは国地頭職の掌握を媒介にしてなされたこと、従って広い意味でこれによって、頼朝は強制力による狼藉鎮圧と荘公所

課の勤仕という形による荘公領への一定の関与の権限をうちたてたといいうること、などの諸点があかるみに出たことはすでにみたとおりである。(126)

さて、以上(ロ)についての諸説を検討したところで、次にかかる権限が頼朝にいかなる形式で賦与されたか、即ち(ハ)の点について検討しておこう。

すでに(ロ)の行論で言及したように、(a)をはじめて提起したのは中田氏であり、石井良助氏・石井進氏ともに、総地頭職への補任という事実にかんするかぎりほぼそれを全面的に承認されて現在に至っている。

これに対しかつて牧氏(b)が中田説に反対して展開された見解は、『吾妻鏡』文治元年十二月三十日条の右掲の如き解釈をふまえながら、文治元年当時頼朝が地頭職奏請を行ったのは義経・行家逮捕のための臨時の措置にすぎなかったから、この勅許によって「或一定の補任の事実」があったとは考えられず、勅許されたものは、荘郷レベルの「地頭職の補任権を頼朝に授け」るという「法律事実」にすぎなかった、と要約される。(127)しかし『吾妻鏡』記事の当否は別としても、頼朝が文治元年地頭職奏請を行ったのは、後章での同年十二月六日頼朝書状の文脈の詳細な検討(128)からみても、義経・行家逮捕とは別個の、将来にわたっての長期の問題である土民と謀叛人・武士の結託による不穏な行動の発生に対処するためであったこと明瞭であり、義経・行家逮捕の問題は口実にさえされていなかったのである。(牧氏は、のち平泉澄氏の反論(129)にこたえて、右の書状から土民と謀叛人・武士の結託をのべたくだりを、義経・行家謀叛のことをのべたその前段の部分と内容上同趣旨だとされ、この書状で義経・行家逮捕のことした問題にされていない、と主張されるが(130)、書状の文脈としてこのような解釈をとりえないこと、後章の分析でおのづとあきらかであろう。)とすれば、頼朝は、決して地頭職奏請を臨時の措置と考えていたわけではないから、牧氏の説の根拠はまず失

われたといわねばならない。

したがって、(b)はまず成立しにくく、(a)の妥当性が高くなるのだが、私が頼朝の権限内容の確定から推定した結果によっても、すでにのべたように、補任の事実を一次史料から立証することはできないものの、その権限は、六十六国総地頭職への補任として理解してよい内容のものである、ということができるのである。

注

(1) 二章一三〇～一三二ページ。
(2) 島津家文書、(鎌、八二号)。
(3) 二章一二九ページ。
(4) 同氏「鎌倉幕府一国地頭職の成立」四～八ページ。
(5) 同右論文一三ページ以下。
(6) 同氏「文治二年の守護地頭停止について」(『法学志林』五六―一号)八三―九九ページ。

もっとも石母田氏のこの見解に対して、羽下徳彦氏は、同日条の詳細な検討を行いつつ、地の文が同日条採録の原史料のみから述作されたと断言できず、「A(地の文―引用者注―がB(採録原文書―引用者注―)以外の原資料によったと考える余地がある」と論じられている(「石母田氏「文治二年の守護地頭停止について」を読んで」『中世の窓』一、三七ページ)。石母田氏自身も右にこたえて「他の原資料が存在したという「余地」をふさぐことにはならないであろう。この点これからよく考えてみたい。」(「文治二年の守護地頭停止の史料について」、『中世の窓』三、二一ページ)と述べておられるように、たしかに、他の原史料に拠った可能性なしと断言することはできない。しかし、だからといって、同日条地の文が原史料を正確に伝え従って信憑するに足るものといえるわけではない。後注(9)でくわしくのべるように、同年十月八日官符の段階においてさえ「現在謀叛人跡」以外においても、依然地頭の存在自体は否定されていなかったのだから、それをうわまわるような地頭停止の奏請をこの段階で行ったとは考えられないからである。従って、かりにこの地の文に何らかの原史料があったとしても、地の文自体を史実を語ったものとして認めることはできない。

(7) 建久八年をめどとしたのは、本稿で行う実態の検証となる主要な素材の成立下限がその時点だからである。
(8) 注(6)所掲論文。
(9) 同右論文一〇七～一一六ページ。

なおこの点について、羽下徳彦氏は、「地頭の綺」とは、同官符事実書中の「(A)(イ)カ……引用者)「宛行加徴課役」、(ロ)「張行検断」、(ハ)「妨惣領之地本」、(ニ)「責煩在庁官人郡司公文以下公官」、を内容とすることが明らかである。……(ニ)を除いて、(イ)(ロ)(ハ)の三箇の事項は、何れも従来地頭の職務として、地頭職の具体的内容として考えられてきた事柄である。それ故、若し地頭がこれらの行為をすることが不法であるとすれば、地頭の行い得る合法的行為としては何があるのであろうか。」と論じ、さらに、石母田氏のごとく解すると「「現在謀叛人跡」では地頭の綺が行われることを認める」ことになって「院側が、不法行為を容認するとは不自然ではないか。」と云われ、結局「地頭の綺を停止する、とは地頭そのものを停止することである」ると結論づけられている(前注(6)所掲論文四一ページ)。

石母田氏が右の見解の前半部分に対して「(イ)(ロ)(ハ)の三項は地頭職の内容という)通説は後代の地頭職の内容から帰納された職権をつぎはぎしたものにすぎ」ない(前注(6)所掲論文二三ページ)から、これを当該時期の地頭職の職権一般とみることはできないとして、羽下氏の立論の根拠を批判される点は必しも納得しがたい(なぜなら(イ)・(ロ)が少くとも当時の地頭の職権にかかわる行為とみてよいこと、一章一節六三～四ページに整理された、地頭職の職務内容と対比すれば明らかであるから)ものの、羽下氏の説そのものには依然問題が残されている。

第一に、(イ)・(ロ)はたしかに当時の地頭の職務にかかわるが、とはいえ職務そのものを一般的に述べたものと断言することはむずかしい。(イ)「宛行加徴課役」は、おそらく地頭得分たる加徴米徴集にかかわるものである可能性が高いが、そうだとしても所定の得分を超える加徴を行った、という意味とみなすこと充分可能であるし、(ロ)の「張行」とは、そもそも不当なというニュアンスを含むから、所与の検断権をはるかに逸脱した行為とみざるをえない。とすれば、(イ)・(ロ)ともに職務そのものではなく、その不当な越権こそが問題にされているとみる方がはるかに自然であろう。(ハ)が羽下氏のいわれるように「下地管領」に対応するとしても、地頭の職務とは必しも云えぬこと、三章付①にのべるごとくである。(ニ)が職務でないことはあきらかである。

とすれば、(イ)―(ニ)は職務そのものではなく、職務にかかわる又は直接は関係しない越権行為をさしたものとみるべきであり、さすれば、その「停止」を職そのものの停止と理解する必要のないことも明瞭である。

又第二点として、現在謀叛人跡で地頭の右述の綺を認めているという点についていえば、現在謀叛人跡のごとき所領においては、右の(イ)―(ニ)は、必しも非法とさるべきものとは云

えないであろう。謀叛人が現住している所では当時その抑圧が至上命令であったこと確実である。とすれば、その遂行のために通常のケースより、彼に強い権限が求められるのは当然であり、結果として(イ)―(ニ)のごとき行為はおきるであろうし、それを制限することはできないと考えられるからである。したがって、この点についても、地頭の綺を不法ないし越権行為とみることの妨げにはならず、結局、石母田説の結論を変更する必要はないことになろう。

(10) 別稿「鎌倉幕府地頭職の先駆形態」(未発表)参照。

(11) 桑幡家文書、(鎌、九二四号)。但し原文は棒書。

(12) 建久八年六月日薩摩国図田帳写(島津家文書、鎌、九二三号)

建久八年六月日向国図田帳写(島津家文書、鎌、九二二号)。

建久八年(推定)豊前国図田帳写(豊前永弘文書、到津文書、鎌、九二五・六号)。

建久八年(推定)豊後国図田帳写(豊前到津文書、鎌、九二七号)。

建久八年七月肥前国大田文写(曾根崎元一氏文書、鎌、九三三号)。

建久八年潤六月肥後国図田帳写(相良家文書、鎌、九二九号)。

薩摩・日向をのぞいて他はみな図田帳の断簡であるから、その全貌はつかめないが、それらうかがいしれるかぎりでも、荘公の別・田数・預所・弁済使・地頭の別などを、それぞれ詳細に注記している。

(13) 事実、それ以後荘園領主や国衙が幕府と無関係に独自に地頭を設定した実例をみ出すことはできない。奏請のさいの「諸国荘園平均可尋沙汰地頭職」や文治二年四月三日頼朝下文(島津家文書、鎌、八二号)にみえる「諸國諸庄地頭成敗之條者、鎌倉進止也」などが、幕府の地頭職成敗権の排他的独占を語るものであることは確実である。

(14) 別稿「鎌倉幕府地頭職の先駆形態」(未発表)。

(15) 祢寝文書文治三年十一月日大隅正八幡宮神官等解(鎌、二八六号)。

(16) 前注(15)所引文書から以前の地頭職認可者として正八幡宮又は大宰府・国衙を認めることはできるが、頼朝の関与した形跡をみることはできない。

(17) 祢寝文書同月日関東下文案(鎌、一三六七号)。

(18) 祢寝文書同月日北条時政書状案(鎌、一三六八号)。

(19) 祢寝文書同月日大隅国司庁宣案(鎌、一三七五号)。この文書は、国衙の介在を示す重要な史料なので左に全文をかかげる。

聽宣　留守所

『正文在家藏』
補任禰寝南俣院地頭職事
　沙彌行西
右　件職、前左衛門督殿仰云、重延知行之處、死去之由申之、然者、以清重法師所補給也、但論人出來時者、召問兩方、可有左右也云々、仍在廳官人等存此旨、不可違失之狀、所宣如件、以宣、
　建仁三年八月　日
　大介藤原朝臣（花押影）

（20）祢寝文書同月日大隅国留守所下文案（鎌、一三八五号）。
これも左に全文を掲げておく。

『正文在家藏』
留守所所下　禰寝南俣郡司沙彌行西所
可早且任前　左衛門督殿仰旨、且依御廳宣、□以沙彌行西當郡地頭職事
右、去八月　日御廳宣今月三日到來偁、補任禰寝南俣院地頭職事、沙彌行西、右件職、前左衛門督殿仰云、重延知行之處、死去之由申之、然者、以清重法師所補給也、但論人出來時者、召問兩方、可左右也云々、仍在廳官人等存此旨、不可違失之狀、所宣如件、以宣者、任御廳宣旨、可致沙汰之狀如件、百姓等存此旨勿違失、故下、
　建仁三年十月三日
　　大判官代藤原（花押影）
　　（以下署名八名略）

なお、以上の一連の文書発給と併行して、将軍頼家の下文をうけた形で、本家石清水八幡宮から大隅正八幡宮へ、さらに大隅正八幡宮から祢寝南俣へ、清重を同南俣地頭となすべき下文が各々下されている。（祢寝文書建仁三年八月日石清水八幡宮寺公文所下文、鎌、一三七六号。および同年十月三日大隅正八幡宮公文所下文、鎌、一三八六号。）したがって、荘園領主が地頭を補任するという形式は、このように勅許以前から地頭が荘園内にいるケースでは、国衙の補任が形式のうえでのこっているのと同じように、この時期まではのこっているのだが（祢寝氏のばあいも、これ以後、国衙・荘園が形式的にせよ補任したという事実は、後の関係文書の様態からいって考えられない。）、このばあい、国衙とともに荘園領主も、決して各々専断行為として行っているのでなく、将軍家の補任状を前提とし、その下で追認しているにすぎないことが重要であろう。

（21）祢寝氏の手元にこれらの文書がそっくり伝えられて残されていることは、その証左であろう。

（22）『吾妻鏡』文治二年三月一日所収のさきに検討した時政書状からいってあきらかであろう。

（23）惣追捕使と守護との関連は別途に検討せねばならないが、守護の先駆形態が惣追捕使であり、逆にいえば惣追捕使の権

限はやがて守護に継承・吸収されることは、認めてよいであろう。（佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』二四八～五〇ページ）。

(24) 勅許段階の惣追捕使の主要な職務が義経・行家追捕にあったことは、二章注（117）参照。

(25) この点については本章付④参照。

(26) 同氏前注（4）所引論文一一九―一二一ページ。

(27) 二章一四〇ページ。

(28) 『日本歴史』一三三号。

(29) 同右一五ページ。

(30) 同右一六―七ページ。

(31) 同右一九―二〇ページ。

(32) 同右二八ページ。

(33) 本章一五八～九ページ参照。

(34) 本章一六四ページ。

(35) 同じく一六四ページ。

(36) 安田元久氏は「文治設置の地頭」（前掲書一三二ページ）において、頼朝書状を分析し、書状に「爲近國十一ヶ國武士之狼藉、差上二人使……依別仰、重又件使者男被下遣鎭西四國候」と記されているのに注目され、「「近国」と「鎭西」が明らかに対比され、「鎭西」の所々において、「如近国沙汰」とあるからには、「鎭西」が「近国」に含まれないのである。」（傍点原文のまま）と述べられている。

(37) 同氏「文治二年の守護地頭停止について」（『法学志林』五六―一）一〇〇ページ。

(38) 五章一節参照。

(39) 四章一節参照。

(40) 同氏前掲論文二八ページ。

(41) 同右論文二八ページ。

(42) 同右論文二八ページ。

(43) 同氏「寿永二年十月宣旨」（『日本中世政治史研究』所収）一四一ページ。

(44) 同氏「寿永二年十月の宣旨について」（『歴史評論』一〇七号）十七ページ。

(45) 義仲に北陸道を与えたいきさつについては、上横手氏前掲論文一五五―七ページにくわしい。

(46) 一章六八～九ページ。

(47) たとえば『吾妻鏡』建久四年十二月二十日条によれば「佐々木左衛門尉定綱、……於隠岐國者、不交他人之沙汰、一圓拝領地頭職」とあって、建久年間には隠岐国に地頭職が設置されていたことがしられる。とすれば、西国のうちこの三島だけが文治勅許にさいして除外されねばならない特別の理由はみあたらないから、かかる設置は文治勅許にまで遡るとみてよいだろう。西国のうち三島をのぞく四六国とは、『吾妻

鏡』文治二年六月二一日条所収同日付頼朝書状にみえる、院に武士の狼藉の禁止を要請した諸国のことである。右にみた三島が各々孤島として他の西国諸国からはなれ、従って狼藉問題がさほど政治問題として大きくなりえないと考えられることなどを考慮に入れれば、この三島が頼朝書状から省かれているのは、さして不自然ではない。

(48) 本節一八〇ページ参照。

(49) ただし史料上そのようなものの存在を推定しうる根拠はない。

(50) 本節一八五ページ。

(51) 二章七六ページ及び前注(49)参照。

(52) 一章五一～二ページ。

(53) 一章五二～四ページ。

(54) 一章五四ページ。五章二節。

(55) 本章一八一ページ参照。

(56) 本章一六四～五ページ参照。

(57) 本章一六五ページ参照。

(58) 謀叛人といえば、平家一族・義経・行家のごとき直接中央政界をゆりうごかした反逆者とのみ考えられやすいが、当時一般には、もっと広い意味で一地方における公秩序の破壊者ほどのニュアンスで用いられていたと思われる。例えば、薩摩国で阿多権守忠景が「權門御領云御庄國衙召物云、押取」というごとき行為さえ「企(謀叛)無本」ととらえられていた(入来院文書寿永二年八月八日島津庄別当伴信明解、平、四一〇一号)ほどである。とすれば、いかに「謀叛跡」と表現しても実際には「謀叛人・凶徒跡」と云うにひとしいといってよいだろう。

(59) むしろ当時は義経・行家追捕を含み新たに謀叛人が発生するケースの方が、平家跡の問題より、幕府にとって次第に重大になってきたに相違なく、朝廷としても幕府のかかる認識を無視することは不可能だったといわざるをえない。

(60) 五章一節。

(61) 本章一六九～一七六ページ参照。

(62) 本章一八九ページ参照。

(63) 『根来要書』下、『吾妻鏡』同年同月九日条所引。(鎌、四二号。)なお『吾妻鏡』では、日付が正月九日とされている。

(64) 二章一四六～七ページおよび三章一節二節。

(65) もっとも、この点にかんしては、『吾妻鏡』文治二年三月二四日条に時政への勅として「可令執沙汰地頭等雑事」の語が、又同二月二五日条に「北條殿……執行武家事」の文言がみえることから、西国では地頭を含む武家にかんする問題の処理一般が、頼朝の代官としての時政に委ねられていたのではないか、とも考えられる。しかし、かりにそうであったとしても、当該の時政の下文が、直接高野山御庄々に出されている

ことが問題であろう。『吾妻鏡』文治二年二月二二日によれば肥前国神崎庄兵粮米停止の沙汰を行うよう、時政から、当時鎮西奉行人であった天野遠景（佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』二五八～六〇ページ）に書状が遣わされていることを考えるなら、もし時政が紀伊国の国地頭職をもっていなければ、右の下文は、当然まず時政から同国国地頭を帯びる別人宛てに下されているべきだからである。したがって、時政が西国武士問題処理一般にかかわる頼朝の代官の地位にあったとしても、右の下文は、その資格だけで出されたものとは考えられないのである。

なお、『吾妻鏡』文治二年三月四日条には丹波国主水司供御新神吉の地頭職を訴えを受けいれて停止（免除）するよう頼朝から時政に命ぜられている。これは、時政が右述の頼朝代官であったことを示すのみであるかもしれないが、あるいは彼の帯びる七国地頭職のうちに丹波国も含まれていたことを示すものかもしれない。

(66) 東国については（伊勢以東）すでに勅許以前から頼朝自らが判を加えた地頭職補任・安堵の下文があり、勅許直後にも存続している（たとえば、島津家文書元暦二年六月十五日源頼朝下文（平、四二五九・六〇号。伊勢国波出御厨・須加庄地頭職補任）・同文治二年正月八日源頼朝下文（鎌、三六号。信濃国塩田庄地頭職補任）。しかし、西国については、かかる性格の下文が出現する確実な初見は、島津家文書文治二年四月三日源頼朝下文（鎌、八二号。鎮西島津庄地頭職補任）であり、かつその後においても、地頭職補任は、頼朝下文だけで完結せず当該国奉行人等（おそらく国地頭ないしその性格を継承した者と考えられる）の下文の随伴するものがしばしばみうけられる。（諫早家系事蹟集文治二年八月九日源頼朝下文および同文治二年九月二七日大宰府在庁官人鎮西奉行天野遠景連署下文、鎌、一五五号および一七九号（肥前国小津東郷内龍造寺地頭職安堵）。祢寝文書建仁三年七月二日関東下文案および同文書同年同月二七日北條時政書状案および文同書同年八月日大隅国司庁宣案、鎌、一三六七号および一三六八号および一三七五号（大隅国祢寝南俣地頭職補任、本章三節一七四ページ参照。）など。前掲の島津庄のケースも史料としてはのこされてないが国奉行人等の下文が随伴していなかったと断言しうるわけではない。）

これらをかみあわせて考えるなら、西国では、国地頭職が国内の地頭を成敗する権限を第一義的に持つというのが、勅許直後の実情であり、これが実質的には執行の面でかなりのちまでのこされながら、その法的権限は次第に頼朝に集中するようになっていったものと考えられる。おそらく、それは主要御家人に分有させていた国地頭職を頼朝が自己のもとに返還させ一身に集積するという形をとって実現したものとお

もわれる。『吾妻鏡』建仁三年八月二七日条からうかがえる頼家の六十六国地頭職独占の事実は、以上のプロセスの帰結を示すものと考えられる（二章一二二ページ参照）。がこれらの問題の詳細な検討は他日を期さねばならぬ。

なお、諫早家系事蹟集一には、文治元年十二月六日源頼朝下文案（鎌、二七号）があり、前掲龍造寺村地頭職をこの時頼朝（盛時奉行）が安堵した旨をのせている。しかし、五章第二節の検討からあきらかなように、頼朝側が九州に地頭職補任・安堵などを公然と行いうるに至るのは、文治元年十二月六日勅許以後のことである。右文書の日付は同十二月六日ではあるが、同日は勅許のおりた日であり、鎌倉にいた頼朝は当日奏請を求める書状を認めていたほどであるから、同日に勅許のおりた由を知るはずはない（二章一三二ページ）。とすると右文書は、偽文書である可能性がないとはいえない。従って、右の検討で、地頭職補任・安堵を内容とする頼朝下文の例から除外した。

(67) 前注（66）参照。

(68) 島津家文書、鎌、八二号。

(69) 『吾妻鏡』同日条所収。

(70) 各々『吾妻鏡』同日条。

(71) 時政が、七国地頭職を朝廷に返還するのでもないのに、それについて朝廷に申文を書いたのは、この理由から出たものであろうと、考えている。

(72) 前注（68）所掲文書。

(73) 右の主張ができること自体、勅許を前提にしていることあきらかである。

(74) 本章一五八ページ参照。

(75) おのおの『承久記』・『保暦間記』・薩藩旧記雑録前編巻二承久四年正月日勾当僧蓮慶譲状案（鎌、二九二三号）。

(76) 『増鏡』・『鎌倉年代記』・『将軍次第』・『武家年代記』などに各々その記載がみえる。くわしくは石井進「幕府と国衙の関係の基礎的形成」（『日本中世国家史の研究』第六章第一節）三一三～四ページ参照。

(77) 星野恒「守護地頭考」（『史学叢説』第一集）・三浦周行「武家制度の発達」（『続法制史の研究』）をはじめ、本節で検討するほとんどの学説が、この立場をとっている。

(78) この点については本節⑤の項参照。

(79) 同氏前注（77）所掲論文七四二ページ。

(80) 二章八五～六ページ参照。

(81) 同氏「守護地頭」（『岩波講座日本歴史』）一七～八ページ。

(82) 同氏「日本国総守護及び総地頭」（『法学論叢』八一一）九八一一〇〇ページ。

(83) 同氏「「地頭」の職権について」（前掲書）二三九ページ。

(84) 同右二四二ページ。

(85) 同右二四六ページ。
(86) 同氏「兵粮米・地頭加徴米小考」(前掲書) 三八四ページ。
(87) 同氏「鎌倉幕府の地頭職は官職に非ず」(『法制史論集』二巻) 八八四ページ。
(88) 同右八九三ページ。
(89) この理由から、上横手氏は荘郷地頭の幕府による掌握を、文治勅許に絞らずに、文治勅許～建久元年の幅をとって検討されたのは、それなりの意味をもっていたと思う(「荘郷地頭制の成立」(『日本中世政治史研究』第二章第四節))。但し氏は文治勅許の対象を主に「平家没官領・謀叛人跡を対象とする新恩地頭」(同二三六ページ) においておられるが、「本領安堵の地頭」等の掌握についても、同勅許で基本的に成立したとみてよいこと、本章四節一九六ページ以下でのべた。
(90) 一章六四ページ参照。
(91) 本章三節一六八ページ参照。
(92) 同氏「「地頭」の職権について」(前掲書) 二四〇ページ。
(93) 同右二四二ページ。
(94) 本節二一七ページ以下参照。
(95) 厳島神社文書同年十一月日前太政大臣家政所下文(平、三八九一号)。
(96) 拙稿「鎌倉幕府地頭職の先駆形態」(未発表) 一章壬生庄の項参照。
(97) 同氏「「文治の守護・地頭」」(前掲書第二章第三節)
(98) 同右二〇七ページ。
(99) 二章一〇八～九ページ。
(100) 二章九七～八ページ。
(101) 同氏「「文治地頭」の本質」(前掲書第三章2、) 一一五ページ。および「「文治地頭」に関する省察」(『日本社会経済史研究・古代中世編』) 二九四ページ。
(102) 同氏前注(101)所掲「「文治地頭」の本質」一二一ページ。
(103) 同氏前注(101)所掲「文治地頭に関する省察」二九四ページ。
(104) 同氏前注(76)所掲論文三一五ページ。
(105) 同氏前注(97)所掲論文二〇五ページ。
(106) 同右二〇二ページ。
(107) 二章一四五～七ページ。
(108) 三浦前注(77)所掲論文、中田前注(87)所掲論文、牧前注(81)(82)所掲論文、石井前注(76)所掲論文。
(109) 三章四節参照。三章四節であえて詳細な検討を行ったのは、従来の(イ)説がいずれも、(ロ)以下の説に則した批判を行っていなかったからにすぎない。
(110) 同氏「地頭設置の範囲」(前掲書第三章3。)
(111) 三章四節参照。
(112) 同氏前注(87)所掲論文八七九ページ。
(113) 同右八八〇ページ。

(114) 同右八八二ページ。
(115) 同氏前注（82）所掲論文一〇四ページ。
(116) 同右ページ。
(117) 同右ページ。
(118) 二章八九ページ以下参照。
(119) 同氏「鎌倉幕府の成立」（『大化改新と鎌倉幕府の成立』）一五一ページ。
(120) 二章一二五ページ以下参照。
(121) 同右一五一ページ。
(122) 同氏「「文治地頭」の勅許について」（前掲書第三章1.）一〇〇〜二ページ。
(123) 同右一〇三ページ。
(124) 同氏「承久の乱」（『岩波講座日本歴史中世1』）一四五—六ページ。
(125) 同氏前注（76）所掲論文三一八ページ。
(126) 本章五節二〇三ページ参照。なお内田実氏も以上両氏とほぼ同見解（一章注（6）参照。）
(127) 同氏前注（82）所掲論文一〇四ページ。
(128) 五章参照。
(129) 同氏「守護地頭に関する新説の根本的誤謬」（『史学雑誌』三四—一）。
(130) 同氏「文治の守護地頭に就て平泉学士の教へに答ふ」（『史学雑誌』三四—四）四九ページ以下。